

# 嘉手納町地域防災計画

令和5年3月

嘉手納町防災会議



## < 目 次 >

### 第1編 基本編

#### 第1章 総 則

第1節	目的	1
第2節	嘉手納町の概況	2
第3節	災害の想定	6
第4節	防災関係機関の処理すべき業務の大綱	20
第5節	町民等の責務及び地域防災力の向上	29

#### 第2章 基本方針

第1節	災害の想定と防災計画の基本的考え方	31
第2節	防災対策の基本理念及び施策の概要	34
第3節	本町の特性等を考慮した重要事項	36
第4節	防災計画の見直しと推進	38
第5節	本町が計画的に取り組む防災対策	40

### 第2編 予防計画

第1節	災害予防計画の基本方針等	45
第1款	災害予防計画の基本的な考え方	45
第2款	災害予防計画の推進	45
第2節	災害に強い人づくり	47
第1款	防災知識の普及・啓発に関する計画	47
第2款	自主防災組織の育成計画	53
第3款	防災訓練計画	55
第4款	消防力の強化等	57
第5款	企業防災の促進	60
第6款	地区防災計画の普及等	61
第3節	災害に強いまちづくり	62
第1款	防災対策に係る土地利用の推進	62
第2款	都市基盤施設の防災対策に係る整備	64
第3款	地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等	69
第4款	建築物・構造物の対策	74
第5款	ライフライン施設等の機能の確保	77
第6款	危険物施設等の対策	83
第7款	不発弾等災害予防	86
第8款	気象観測施設・体制の整備	89

第4節	災害応急対策活動の準備	90
第1款	初動体制の強化	90
第2款	活動体制の確立	92
第3款	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	99
第4款	災害ボランティアの活動環境の整備	104
第5款	要配慮者の安全確保計画	106
第6款	観光客・旅行者・外国人等の安全確保	111
第5節	避難体制等の整備	113
第6節	孤立化対策の強化	120
第7節	道路等事故災害予防計画	122
第8節	海上災害予防計画	123
第9節	基地災害及び米軍との相互応援計画	124
第10節	食料等備蓄計画	126
第11節	業務継続計画	129

### 第3編 災害応急対策計画

第1節	組織動員計画	141
第2節	気象情報・警報等の伝達計画	146
第3節	災害通信計画	164
第4節	災害状況等の情報収集・伝達計画	168
第5節	災害広報計画	174
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	176
第7節	広域応援要請計画	183
第8節	避難計画	185
第9節	観光客等対策計画	199
第10節	要配慮者対策計画	200
第11節	消防計画	201
第12節	救出計画	202
第13節	医療救護計画	204
第14節	交通輸送計画	210
第15節	治安警備計画	217
第16節	災害救助法適用計画	218
第17節	給水計画	220
第18節	食糧供給計画	222
第19節	生活必需品供給計画	226

第20節	感染症対策、清掃、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	228
第21節	行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理及び火葬・埋葬計画	233
第22節	障害物の除去計画及び災害廃棄物の処理計画	236
第23節	住宅応急対策計画	238
第24節	二次災害の防止計画	240
第25節	教育対策計画	242
第26節	危険物等災害応急対策計画	244
第27節	在港船舶対策計画	247
第28節	労務供給計画	248
第29節	民間団体活用計画	252
第30節	ボランティア受入計画	253
第31節	公共土木施設応急対策計画	255
第32節	ライフライン等応急対策計画	257
第33節	農水産物応急対策計画	261
第34節	水防計画	263
第35節	海上災害応急対策計画	265
第36節	航空機事故対策計画	273
第37節	米軍との相互応援計画	277
第38節	林野火災応急対策計画	278
第39節	台風災害応急対策計画	279

#### 第4編 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設災害復旧計画	281
第2節	被災者生活への支援計画	283
第1款	災害相談	283
第2款	り災証明書の発行	283
第3款	住宅の復旧	284
第4款	生業資金の貸付	285
第5款	被災者生活再建支援	291
第3節	中小企業等への支援計画	294
第4節	復興の基本方針	295

#### 【資料編】



# 第1編 基本編（総則）





# 第1編 基本編

## 第1章 総則

### 第1節 目的

この計画は、嘉手納町の地域並びに災害対策に関する事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備推進を図り、防災体制の万全を期し、災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産の保護を目的とする。

#### 《計画の構成》

#### 1. 基本編（総則・基本方針）

本編では、災害対策基本法第42条及び嘉手納町防災会議条例の規定に基づき、嘉手納町の概況及び地域の防災に関し、関係公共機関や団体、その防災上重要な施設管理者の処理すべき事務または業務の大綱を記し、本町の防災理念をはじめ、防災対策の基本方針を掲げるものとする。

#### 2. 災害予防計画（地震・津波編、風水害等編）

災害予防計画において、大規模な地震・津波をはじめ、台風や大雨、火災などの災害の発生を未然に防ぐとともに、災害による被害の拡大防止のために、治山治水事業等による町土の保全、防災教育及び訓練、災害用食糧・物資及び資材の備蓄、救助施設、防災施設等の整備、その他の災害についての予防実施を図るものとする。

#### 3. 災害応急対策計画

災害応急計画では、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、応急救助を行うための防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教、交通輸送、その他の災害応急対策の計画を図る。

#### 4. 災害復旧復興計画

災害復旧計画では、災害からの復旧・復興に関する計画とする。

#### 5. 参考資料

その他、防災上必要な資料を掲載する。

# 第1編 基本編

## 第2節 嘉手納町の概況

### 1. 自然的条件

#### (1) 位置及び面積

本町は、沖縄県の中部に位置し、東支那海に面する海岸線沿いにおいて、那覇より北へ約 23 kmの地点にある。町の南東部は嘉手納飛行場を経て、南に北谷町、東に沖縄市、北には比謝川を境に読谷村と隣接している。

総面積は 15.12k m<sup>2</sup>となり、南北に8km、東西は北方で約2km、南の端で約5kmの南北に細長い逆L字型の形態をなしている。

〔位置図〕



#### (2) 地形・地質

地形は、標高 100m以下が町総面積の 94.6%となり、市街地及び嘉手納飛行場が大部分を占める平坦な台地部と、嘉手納弾薬庫として使用されている林野部に大別される。

また、沖縄市から本町を流れ東シナ海に注いでいる比謝川沿いから河口にわたる地域においては、急傾斜等の険しい地形がみられる。

地質は平坦部がサンゴ石灰土壌（石灰岩）の島尻マーシで、山地部のほとんどは国頭礫層土壌からなっている国頭マーシである。また、わずかながら北東部に粘板岩土壌が分布している。

## 第1編 基本編

### (3) 河川

本町には、読谷村との境界を流れる全長 17.5 kmの県指定2級河川、比謝川が沖縄市を起点に東シナ海に注いでいる。

現在、飲料水として利用される比謝川は、以前生活排水等により汚染されていた状況があったが、近年は排水設備も整備（平成21年4月17日現在：行政人口の使用可能比普及率100%）されている。また、比謝川に清流をとりもどすことを目的としたイベント（「YOU・遊・比謝川」等）が開催され、意識の高まりとともに町からの生活排水が改善されるなど、川の浄化に一定の成果を得つつある。

### (4) 気象（気候）

日本で唯一、亜熱帯気候に属する沖縄県。高温多湿で亜熱帯海洋性に属している。

1年のうち大半は、平均温度が20度を超える暖かさであり、降水量が多い。

また、1年を通じて風の強い日が多く、7月～10月は台風のシーズンにあたる。

近年における台風は、沖縄本島地域への接近数が減少する傾向がみられるが、台風の規模は大型化しており、各所で暴風雨、高波などによる大きな被害を受けていることから、本町においても台風対策の強化を継続することが重要である。

#### 【資料編参照】

## 2. 社会的条件

### (1) 人口・世帯数

令和2年（国勢調査）における本町の総人口は13,521人で、世帯数は5,215世帯となっている。

昭和55年の総人口は14,094人から、令和2年（13,521人）までの40年間に573人減少している。しかし、昭和60年以降は平成17年まで一貫した減少傾向にあったが、平成22年は一転して増加したものの、平成27年には再び減少した。

町面積の約2割程度が居住等地域であることから、本町の人口密度は、令和2年時点で、沖縄県全体の人口密度（642.9人/k㎡）と比較して本町は894.2人/k㎡と、大都市部並みの人口密集地域である。世帯数は一貫した増加傾向を示していることから、一世帯当たりの人口が昭和55年の3.9人から令和2年には2.6人と約1人分減少しており、世帯構成が小規模化している。

行政区別には増減の傾向に差があるが、全体の年齢別推移から少子高齢化が進行しており、核家族化に加え高齢者の単独世帯の増加が要因として考えられる。

このような現状から、災害時における要配慮者の避難等が懸念され、地域連携の強化など各地区の特性にあった対応策が必要となることが想定される。

#### 【資料編参照】

## 第1編 基本編

### (2) 土地利用

本町の総面積は 15.12k m<sup>2</sup>となっており、そのうち約8割以上が米軍用地となっていることから、約2割の地域に住居、事業所、工場等の密集した市街地が形成され、生活環境をはじめ都市基盤の整備や産業の振興をすすめる上で大きな制約となっている。

#### 【資料編参照】

### (3) 建物状況

町内の家屋について令和4年4月時点で、総数 5,363 棟あり、そのうち木造建築が 13.9% (743 棟)、非木造建築 86.1% (4,620 棟) を占めている。

また、耐震化構造の目安となる建築基準法改正前の昭和56年以前の建築が全体の 50.6%を占め、特に木造建築のうち 85.5%が耐震性に不安が残る結果となっている。

非木造建築物についても半数程度 (45.0%) が改正前の建物であることから、改めてその対応策が重要となっている。

#### 【資料編参照】

### (4) 交通事情

嘉手納町は、本島を南北に縦貫する国道58号と、沖縄市を結ぶ主要地方道沖縄嘉手納線〈No.74〉の主要幹線道路をかかえ、商品輸送などの流通機能、通勤・通学、レジャー等により嘉手納ロータリーに集中し、最も交通量の激しいところとなっていた。

近年、主要地方道沖縄嘉手納線〈No.74〉上の「道の駅かでな」から読谷村（大湾交差点）に結束するバイパス“久得牧原線”が完成したことで、沖縄市と北部方面への交通量の分散が図られている。

また、国道58号と主要地方道沖縄嘉手納線〈No.74〉を結ぶ旧嘉手納ロータリーは、再開発事業により町役場等の公共施設の多くが一体化し、防災拠点としての機能が図られるなど中心市街地の整備が進み、幹線道と生活道が区分されることで利便性と安全性が図られている。

一方、市街地内の道路は戦後の移転集住によって形成されたため細街路がほとんどであり、交通渋滞による住宅地域内の通過交通が頻繁であることなどから、防災及び住環境上の改善策が課題となっている。

## 第1編 基本編

### (5) 産業・就業構造

本町における純生産額（令和元年度）は、1位の「公務」が27.4%を占め、次いで「建築業」「保健衛生・社会事業」「不動産業」と続いている。就業者数（令和2年国勢調査）をみると、「卸売、小売業」及び「医療、福祉」が最も多く（全体の13.6%）、次いで「建設業」12.3%、「サービス業」11.9%となっている。

全体的に第3次産業が大半を占め、その中心である商業は大型店舗の進出や近隣市町村における商店街の近代化等により、大変厳しい商業環境となっている。近年は、「医療・福祉」の就業者が増加している。

第1次産業をみると、農業においては狭隘な土地環境など条件の厳しい中でサトウキビを中心に野菜、果樹（みかん等）、花卉（観葉等）の生産を伸ばしている。

畜産では生乳や豚が主な生産として見られ、農畜産物の生産額としては比較的多くを占めている。

本町の水産業は、規模が小さく生産額全体ではわずかを占めるだけではあるが、荷捌所や漁業用施設の整備により、漁業者の経営安定、生産向上を目指している。

#### 【資料編参照】

### (6) 町内の主な公共施設

町には、以下の公共施設があり、詳細について資料編に記載する。

- |   |          |
|---|----------|
| ① | 学校機関     |
| ② | 保育所      |
| ③ | 社会福祉施設   |
| ④ | コミュニティ施設 |
| ⑤ | 公園       |
| ⑥ | 文化・体育施設  |
| ⑦ | 環境衛生施設   |
| ⑧ | 産業振興施設   |

#### 【資料編参照】

### 3. 過去における災害状況

町に関わる過去の災害概況は、以下の区分で把握されており、詳細について資料編に示すものとする。

- |   |        |             |
|---|--------|-------------|
| ① | 消防本部調査 | （平成12年～16年） |
| ② | //     | （平成17年～24年） |
| ③ | //     | （平成25年～最新年） |
| ④ | 基地災害   |             |

#### 【資料編参照】

# 第1編 基本編

## 第3節 災害の想定

この計画は、本町の気象、地勢、地質等の地域特性によって起こる災害を重点に、災害救助法適用程度の災害を想定する。台風についての被害検討の結果、次に掲げる規模の災害が今後本町域を含む本県地域に発生することを想定する。

### 1. 風水害における想定

#### (1) 台風

沖縄県が大規模な被害を受けた台風を事例に、本町においても同規模の災害を想定するものとする。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

#### 事例想定1) 昭和32年 台風第14号 フェイ

来襲年月日	昭和32年(1957年)9月25、26日
最大風速	47.0 m/s
最大瞬間風速	61.4 m/s
降水量	70.7 mm
死傷者・行方不明者	193名
住宅全半壊	16,091戸

(那覇の観測データ)

#### 事例想定2) 平成15年 台風14号 マエミー

来襲年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s
最大瞬間風速	74.1m/s
降水量	470.0mm
死傷者	94名(うち死者1名)
住宅全半壊	102棟(うち全壊19棟)

(宮古島の観測データ)

#### [被害状況]

台風14号の被害は、人的被害が死者1名、負傷者96名で負傷者の多くはガラスなどによる裂傷であった。住家被害は、家屋の全壊18棟、半壊86棟、一部損壊1,206棟であり、電柱倒壊が882本など、甚大な被害に見舞われた。(宮古支庁調べ)  
(資料：県-平成15年台風14号に関する資料)

#### (2) 高潮

県土木建築部海岸防災課の調査報告書(「沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託」平成19年3月)から、高潮による建物被害の想定結果を示す。

#### ■高潮被害

	床上浸水	床下浸水
構造物あり	416	79
構造物なし	376	97

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

## 第1編 基本編

### (3) 土砂災害

県の調査等により、土砂災害への警戒が必要とされる場所は、以下のとおりです。

#### ■本町で想定される土砂災害（危険箇所・区域）

本町において土砂災害の危険が想定される箇所として、県の調査等による「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ」が6箇所ある。

その中の5箇所については「土砂災害特別警戒区域」が指定（令和4年12月27日時点）されている。

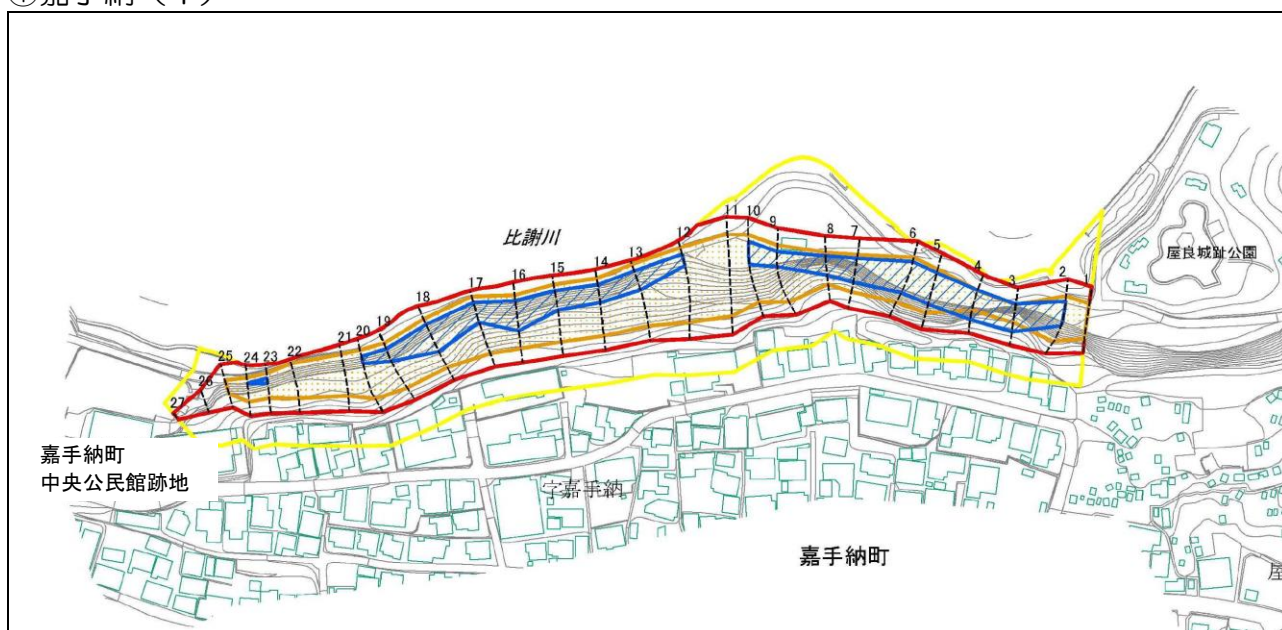
なお、本町では「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ」と同質の形状となっている周辺地域においても災害等で警戒すべき区域として認識し、対応している。

#### <急傾斜崩壊危険箇所等の状況>

No	箇所名	主な位置	土砂災害警戒区域の指定の有無
1	嘉手納（1）	比謝川沿いの旧中央公民館から屋良城址公園にかかる斜面	有
2	嘉手納（2）	比謝川大橋の東側の一部斜面	有
3	水釜（1）	比謝川沿いの県営嘉手納高層住宅から漁港に至る斜面	有
4	水釜（2）	比謝川沿いの嘉手納町総合福祉センター近くから漁港に至る斜面	有
5	屋良	第二保育所周辺斜面	無
6	水釜（3）	比謝川沿いの嘉手納町マルチメディアセンターから嘉手納町民住宅に至る斜面（マルチメディアセンターが一部区域内）	有

#### 【土砂災害特別警戒区域位置図】

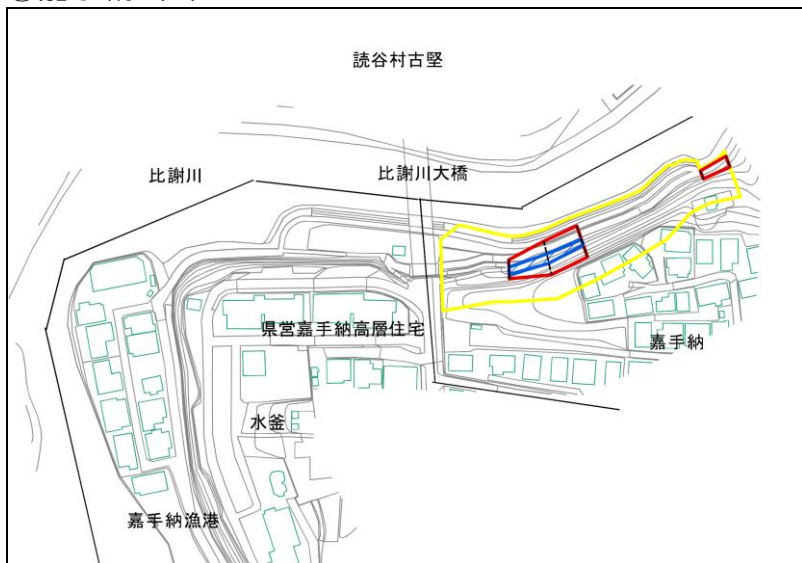
##### ①嘉手納（1）





# 第1編 基本編

## ②嘉手納 (2)



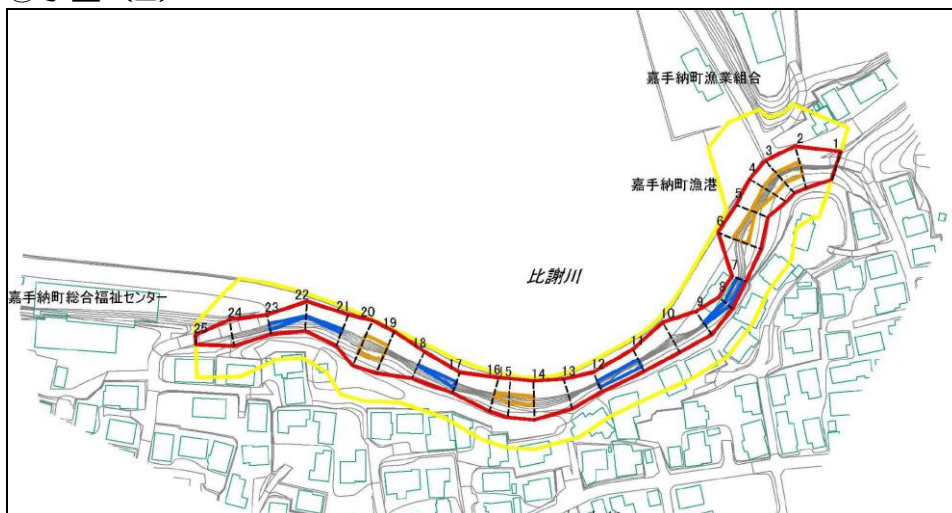
## ③水釜 (1)



## ⑤水釜 (3)



## ④水釜 (2)





# 第1編 基本編

## 2. 地震被害想定

「沖縄県地域防災計画」の策定に資するため調査された「沖縄県地震被害想定調査概要報告書（H19.3）」「平成25年度沖縄県地震被害想定調査（H26.3）」による20の地震による被害想定調査結果を参考に、本町において被害の大きい地震災害を想定する。

### <予測項目・条件>

予測している主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、住民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の12時、冬の18時の3シーンとなっている。

本町において被害の大きい地震の予測結果の概要は以下のとおりである。

### （1）沖縄本島南西沖地震

#### ① 想定地震

沖縄本島に大きな被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南西沖を震源とする地震を想定する。

#### ② 予測結果の概要

##### ア) 地震動の予測

沖縄本島南部及び座間味島や渡嘉敷島の沖積低地を中心に震度6弱の揺れが発生する。また、本島南部の全域及び中部、本島周辺の当初の大半は震度5弱から5強の揺れ、本島北部及び宮古島地域などでは震度4程度の揺れが予想される。

##### イ) 液状化の危険度の予測

###### 地震動・液状化による建物被害予測（嘉手納町）

	存在棟数	大破棟数	中破棟数	被害棟数	大破率(%)	中破率(%)	被害率(%)
木造建物	595	51	252	177	8.545	42.289	29.690
RC系建物	2,973	86	6	89	2.894	0.208	2.998
S系建物	128	2	10	7	1.725	7.686	5.569
その他構造	658	11	0	11	1.699	0.000	1.699
全構造集計	4,354	150	268	284	3.452	6.148	6.526

資料：沖縄県地震被害想定調査概要報告書（平成19年3月）

##### [区分別解説]

RC系(鉄筋コンクリート構造)

：鉄筋コンクリートを用いた建築の工法もしくは構造。

S系(鉄骨構造)

：柱と梁が「鉄骨」で作られた構造。

壁・床材には木質系や軽量気泡コンクリート系のパネルなどが使われる。

##### ウ) 人的被害

###### 建物の倒壊・焼失による死傷者数予測結果

	被害棟数	死者数	負傷者数
嘉手納町	284	7	42

## 第1編 基本編

### (2) 直下型地震の想定

ある特定の断層モデルに基づいて被害想定を実施すると、どの断層からも離れている市町村では、比較的軽微な被害しか想定されない。しかし現実には、どの市町村も直下型地震の震源になる可能性は否定できない。

そこで、県下各市町村の直下で地震が発生し、良好な地盤で震度 5 強程度の地震動が生じることを想定し、その場合に生じる市町村ごとの被害を予測することを目的とする。

(資料：「沖縄県地震被害想定調査概要報告書」)

#### ① 想定地震

沖縄本島に大きな被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南西沖を震源とする地震を想定する。

#### ② 予測結果の概要

##### ア) 地震動の予測

マグニチュード 6.5、断層上端の深さ 10km、良好な地盤で震度 5 強程度を想定する。

##### イ) 液状化危険度の予測

##### 地震動・液状化による建物被害予測（嘉手納町）

	存在棟数	大破棟数	中破棟数	被害棟数	大破率 (%)	中破率 (%)	被害率 (%)
木造建物	595	180	210	285	8.545	42.289	29.690
RC系建物	2,973	125	40	145	2.894	0.208	2.998
S系建物	595	180	210	285	8.545	42.289	29.690
その他構造	658	43	10	48	1.699	0.000	1.699
全構造集計	4,354	353	271	488	8.096	6.224	11.210

資料：沖縄県地震被害想定調査概要報告書（平成19年3月）

##### ウ) 人的被害の予測

##### 人的被害予測結果

(基盤一定入力：M=6.5、上端深さ6.6km)

	被害棟数	死者数	負傷者数	救出現場数	要救出者数	要後方医療搬送者数	避難者数
嘉手納町	489	8	70	8	2	7	1,036
読谷村	962	10	131	14	4	13	1,872
北谷町	946	10	129	14	5	13	1,883

資料：沖縄県地震被害想定調査概要報告書（平成19年3月）

## 第1編 基本編

### (3) 沖縄本島南東沖地震3連動の想定

沖縄本島並びに嘉手納町に甚大な被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南東沖地震3連動を震源とする地震を想定する。

(資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査(H26.3))

#### ① 想定地震

沖縄本島南東沖地震3連動地震が発生し、本町で震度6弱程度の地震動が生じることを想定した被害予測結果を参考とする。

#### ② 予測結果の概要

##### ア) 地震動の予測

マグニチュード9.0で沖縄本島を中心に震度5強から震度6弱程度の揺れが予想される。

##### イ) 地震の揺れ・液状化・土砂災害・地震火災の危険度の予測(建物被害)

地震の揺れによる建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

市町村	木造建物(棟)		非木造建物(棟)		合計(棟)	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
嘉手納町	15	161	204	461	219	622
読谷村	14	184	326	979	341	1,164
北谷町	28	165	315	627	343	793

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

液状化による建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

市町村	木造建物(棟)		非木造建物(棟)		合計(棟)	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
嘉手納町	0	0	16	1	16	1
読谷村	0	0	4	5	4	5
北谷町	3	1	87	68	90	69

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

土砂災害による建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

市町村	急傾斜地崩壊危険箇所		
	保全人家数(棟)	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)
嘉手納町	287	5	12
読谷村	157	2	4
北谷町	364	5	13

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

## 第1編 基本編

地震火災による建物被害（沖縄本島南東沖地震3連動）

市町村	出火件数（件）			焼失棟数（棟）
	出火	消防力鎮火	残出火	
嘉手納町	4	0	4	4
読谷村	3	0	3	3
北谷町	7	0	7	7

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

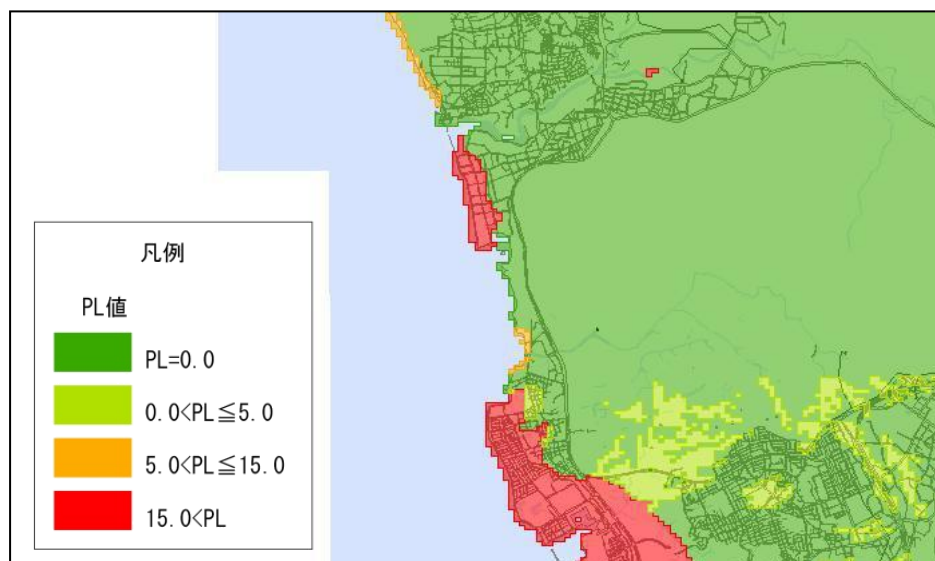
ウ) 人的被害の予測

建物倒壊による人的被害（沖縄本島南東沖地震3連動）

市町村	死者数（人）	負傷者数（人）		
		負傷者計（人）	重傷者数（人）	軽傷者数（人）
嘉手納町	2	151	22	129
読谷村	4	266	34	232
北谷町	4	202	34	168

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

### ■液状化危険度分布図



< PL値に伴う液状化の危険度 >

PL値	危険度
$R_L=0$	液状化の危険度はかなり低い
$0 < R_L \leq 5$	液状化の危険度は低い
$5 < R_L \leq 15$	液状化の危険度が高い
$15 < R_L$	液状化の危険度が極めて高い

本町において、上記のように沿岸部の「液状化危険度」が高くなる地震は以下の2つである。

- 沖縄本島南部スラブ内地震
- 沖縄本島南東沖地震3連動

## 第1編 基本編

### 3. 津波被害の想定

本町の避難計画等の基礎となる津波の浸水区域、津波到達時間等について、県の調査に基づいた想定結果の概要は以下のとおりである。

#### (1) 切迫性の高い津波浸水・被害想定結果（H18・19年県の調査結果より）

##### 【切迫性の高い津波】

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）津波浸水想定モデル一覧

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	沖縄本島北方沖（C01）	80km	40km	4m	7.8
②	沖縄本島南東沖（D01W）	80km	40km	4m	
③	沖縄本島南西沖（H9RF）	80km	40km	4m	
④	久米島北方沖（B04E）	80km	40km	4m	
⑤	久米島南東沖（C02）	80km	40km	4m	
⑥	宮古島東方沖（C04W）	80km	40km	4m	7.8
⑦	宮古島南東沖（D06N）	80km	40km	4m	7.8
⑧	宮古島西方沖（C05E）	80km	40km	4m	7.8
⑨	石垣島東方沖1（C06W）	80km	40km	4m	7.8
⑩	石垣島東方沖2（NM11）	60km	30km	20m	7.8
		40km	20km	20m	7.7
⑪	石垣島南方沖（IM00）	15km	10km	90m	(※2)
		80km	40km	4m	7.8
⑫	石垣島北西沖（A03N）	80km	40km	4m	7.8
⑬	与那国島北方沖（A01N）	80km	40km	4m	7.8
⑭	与那国島南方沖（GYAK）	100km	50km	5m	7.9

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ⑩下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

#### <被害想定>

##### 【建物被害】

##### ■津波被害想定結果（全ケース最大の抽出）

	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
構造物あり	1	2	100	92
構造物なし	1	2	150	173

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

## 第1編 基本編

### 【津波人的被害】

#### ■死者数

	意識高・冬夜	意識高・夏昼	意識低・冬夜	意識低・夏昼
構造物あり	1	5	2	7
構造物なし	2	5	2	8

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

#### ■負傷者

	重傷者（冬）	重傷者（夏）	中等傷者（冬）	中等傷者（夏）
構造物あり	2	4	5	12
構造物なし	2	4	5	12

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

#### ■津波遡上高及び到達時間等

	代表地点	沿岸の津波水位 (m)	最大遡上 高 (m)	津波到達 時間 (分)
嘉手納町	比謝川河口	2.6	3.8	25

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

### (2) 本町に甚大な被害をもたらす最大クラスの津波想定

#### 【最大クラスの津波】

平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

## 第1編 基本編

「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8 m	8.1
⑭	3 連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ② ⑥ ⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

### <被害想定>

本町に甚大な被害をもたらす津波(最大クラス)として、「沖縄県津波被害想定検討結果(平成25年1月)」で想定される津波は、水釜において地震発生後25分で津波が到達し、最大遡上高9.3mにまで達する。

#### ■津波遡上高及び到達時間等(最大級の津波)

	代表地点	沿岸の津波最大水位(m)	最大遡上高(m)	津波到達時間(分)
嘉手納町	水釜	6.3	9.3	25

資料：沖縄県津波被害想定検討結果(平成25年1月28日)

#### 【建物被害】

津波による建物被害(沖縄本島南東沖地震3連動)

市町村	木造建物(棟)		非木造建物(棟)		合計(棟)	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
嘉手納町	33	5	656	115	689	120
読谷村	8	8	67	112	75	120
北谷町	91	31	1,055	1,215	1,146	1,245

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

## 第1編 基本編

### 【人的被害】

津波による人的被害（沖縄本島南東沖地震3連動）

市町村	死者数（人）	負傷者数（人）		
		負傷者計（人）	重傷者数（人）	軽傷者数（人）
嘉手納町	32	422	144	278
読谷村	24	414	141	273
北谷町	210	3,682	1,256	2426

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

※隣接する「読谷村」「北谷町」については、参考として掲載している。

- (3) 本町に甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定）

### 【最大クラスの津波（津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定）】

平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震 (※4)	100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 (※2)	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震 (※2)	60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑯	3連動 八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4：1791年の地震の再現モデル。



## 第1編 基本編

### <浸水想定>

#### ■津波遡上高及び到達時間等（津波防災まちづくりに関する法律にもとづく設定）

	代表地点	沿岸の津波最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	津波到達時間 (分)
嘉手納町	水釜	4.6	7.1	26

資料：沖縄県津波浸水想定について（平成27年3月）

以下に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

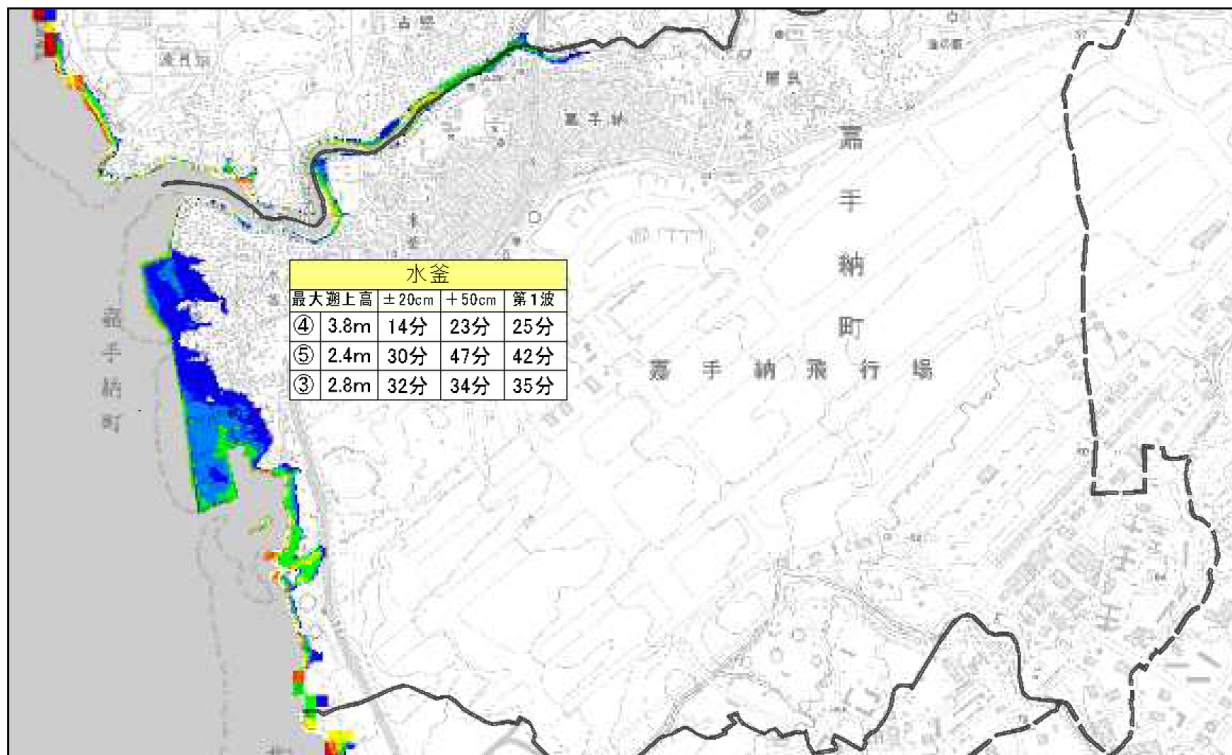
「影響開始時間」沿岸の沖合の水位が、地震発生時から 50cm 上昇するまでの時間

「津波到達時間」津波第1波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

「最大遡上高」津波が到達する最も高い標高

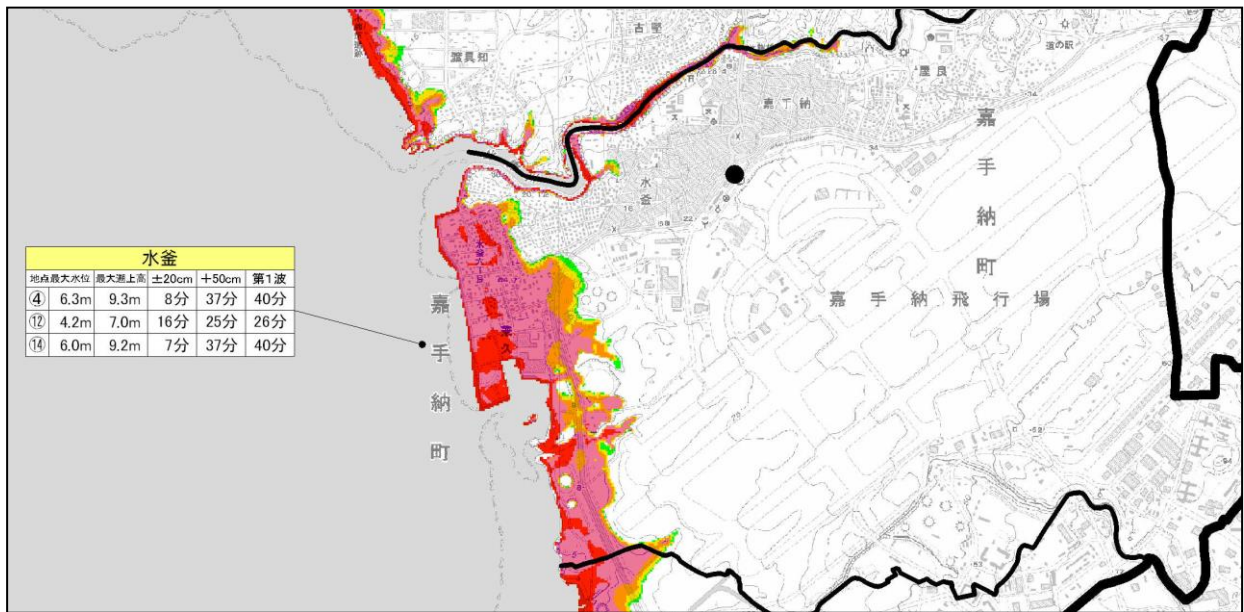
#### ■津波浸水想定図

##### ①切迫性の高い津波（H18、19年調査）

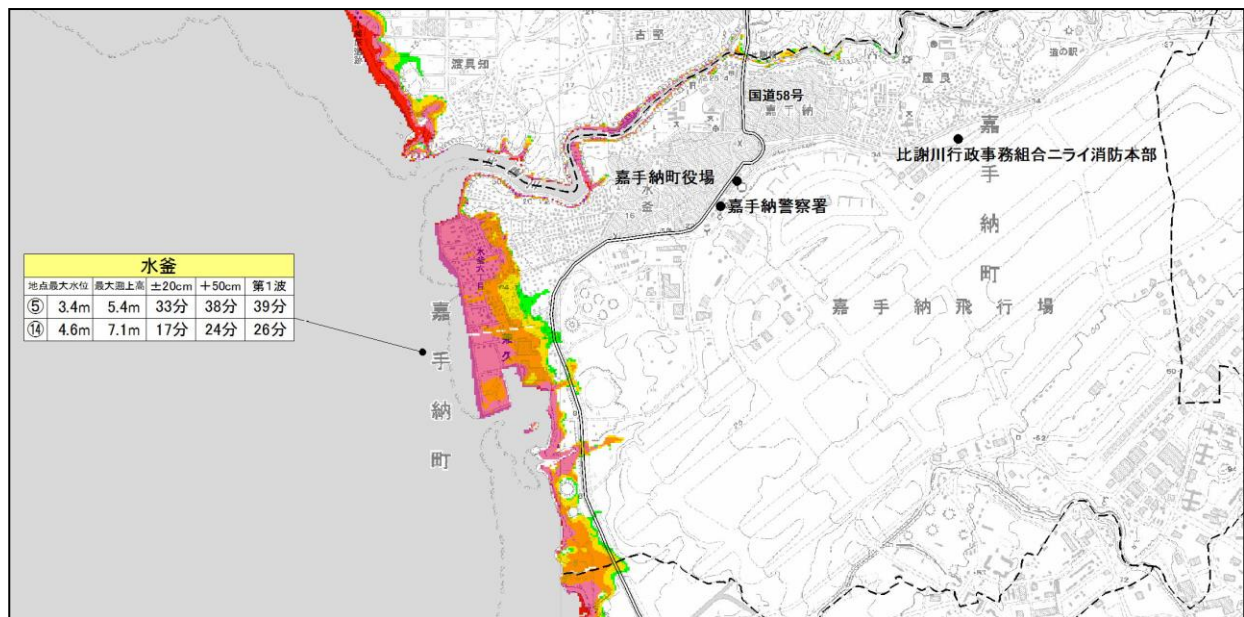


# 第1編 基本編

## ②最大クラスの津波（H24 年度調査）



## ③最大クラスの津波（津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定-H27年）



### （4）津波災害警戒区域

沖縄県では、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域法」という。）に基づき平成29年度に県内39市町村の沿岸部を「津波災害警戒区域」として指定を行っている。

本町では、最大クラスの津波（津波防災地域法に基づく設定）である平成27年津波浸水想定区域と同範囲が指定されていることから、本町では、津波防災地域法に基づき以下の対策を講じる。

ア 防災計画に、津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難

## 第1編 基本編

場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項について定める。

- イ 津波災害警戒区域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設等（以下「避難促進施設」という。）の名称及び所在地並びに当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を町防災計画に定める。  
また、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- ウ 津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

### 【資料編参照：避難促進施設一覧】

#### 【避難促進施設とは】

津波災害警戒区域内に立地し、主に防災上の配慮を要する者が利用する以下の施設である。

- 1 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）
- 2 津波防災地域法施行令第 19 条に基づく次に掲げる施設
  - (1) 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設
  - (2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）
  - (3) 病院、診療所及び助産所

## 第1編 基本編

### 第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

嘉手納町及び嘉手納町の地域を管轄する公共団体、その他防災上重要な施設管理者の処理すべき事務、又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。  
(災害基本法第3条～7条までの規定に基づく)

#### 1. 嘉手納町・ニライ消防本部・ニライ消防団

##### (1) 嘉手納町

- ① 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- ② 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- ④ 防災に関する施設及び設備の整備
- ⑤ 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置
- ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- ⑦ 水防、消防、救助、その他の応急措置
- ⑧ 災害時における保健衛生及び文教対策
- ⑨ 災害時における交通輸送の確保
- ⑩ 災害廃棄物の処理
- ⑪ 被災施設の災害復旧
- ⑫ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- ⑬ 地域の関係団体、防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- ⑭ 公共団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- ⑮ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

##### (2) 比謝川行政事務組合ニライ消防本部（嘉手納消防署）・ニライ消防団（嘉手納分団）

- ① 救助、救出活動及び避難の誘導に関すること
- ② 消防、水防及び応急措置に関すること
- ③ 住民への予報の伝達に関すること
- ④ 社会公共施設、危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること

#### 2. 沖縄県・県出先機関等

##### (1) 沖縄県

- ① 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- ② 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- ④ 防災に関する施設及び設備の整備
- ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- ⑦ 水防、消防、救助、その他の応急措置
- ⑧ 災害時の保健衛生及び文教対策
- ⑨ 災害時における交通輸送の確保
- ⑩ 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務

## 第1編 基本編

- ⑪ 被災施設の災害復旧
- ⑫ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等対策
- ⑬ 町が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助および調整
- ⑭ 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
- ⑮ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

### (2) 県立中部病院

- ① 災害時における医療、助産、看護活動の実施

### (3) 中部保健所

- ① 災害時における管内の保健衛生対策及び指導

### (4) 中部土木事務所

- ① 管内市町村の被害状況の収集及び県災害対策本部への報告等の総括に関すること。
- ② 所管に係わる施設（道路、橋梁、河川、海岸保全施設等）の災害予防、災害時における応急対策や災害復旧対策並びにこれらの指導

### (5) 中部農林土木事務所

- ① 所管に係わる施設（農道、農地、排水、耕地護岸等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導

### (6) 中部農業改良普及センター

- ① 農作物の災害応急対策及び指導
- ② 町が行う被害調査及び応急対策への協力
- ③ 災害時における被災農家の再生産及び生活指導等
- ④ その他所管業務についての被災対策

### (7) 県企業局

- ① 災害時における給水の確保
- ② 所管水道施設の被害調査及び災害復旧

### (8) 沖縄県警察・嘉手納警察署

- ① 災害警備計画に関すること
- ② 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- ③ 被災者の救出救助及び避難指示・誘導
- ④ 交通規制・交通管制
- ⑤ 死体の検分・検視
- ⑥ 犯罪の予防等社会秩序の維持

## 3. 指定地方行政機関（国）

### (1) 九州管区警察局

- ① 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
- ② 災害時における他管区警察局との連携に関すること

## 第1編 基本編

- ③ 管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関する事
- ④ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- ⑤ 災害時における警察通信の運用に関する事
- ⑥ 津波警報等の伝達に関する事

### (2) 内閣府沖縄総合事務局

#### ① 総務部

- ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関する事
- イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関する事

#### ② 財務部

- ア) 地方公共団体に対する災害融資
- イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
- ウ) 公共土木等被災施設の査定の立会
- エ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定

#### ③ 農林水産部

- ア) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
- イ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
- ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
- エ) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

#### ④ 経済産業部

- ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
- イ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務

#### ⑤ 開発建設部

- ア) 直轄国道に対する災害応急対策
- イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
- ウ) 直轄港湾災害復旧事業に関する災害対策
- エ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
- オ) 大規模土砂災害における緊急調査

#### ⑥ 運輸部

- ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
- イ) 災害時における自動車運送業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
- ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整

### (3) 沖縄防衛局

- ① 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
- ② 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
- ③ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
- ④ 日米地位協定等に基づく損害賠償
- ⑤ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等



## 第1編 基本編

### (4) 沖縄気象台

- ① 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- ④ 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

### (5) 那覇産業保安監督事務所

- ① 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保

### (6) 第十一管区海上保安本部

- ① 警報等の伝達に関する事
- ② 情報の収集に関する事
- ③ 海難救助等に関する事
- ④ 緊急輸送に関する事
- ⑤ 物資の無償貸与又は譲与に関する事
- ⑥ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事
- ⑦ 流出油等の防除に関する事
- ⑧ 海上交通安全の確保に関する事
- ⑨ 警戒区域の設定に関する事
- ⑩ 治安の維持に関する事
- ⑪ 危険物の保安措置に関する事

### (7) 沖縄総合通信事務所

- ① 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など）
- ② 災害時における非常通信の確保
- ③ 災害対策用移動通信機器の貸出
- ④ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

### (8) 沖縄森林管理署

- ① 国有林野の保安林、治山事業施設等の管理及び整備
- ② 災害復旧用材の需給対策
- ③ 国有林における災害復旧
- ④ 林野火災防災対策

### (9) 沖縄労働局

- ① 災害時における労働災害防止対策
- ② 災害に関連した失業者の雇用対策

### (10) 九州厚生局

- ① 災害状況の情報収集、通報に関する事
- ② 関係職員の現地派遣に関する事
- ③ 関係機関との連絡調整に関する事

## 第1編 基本編

### (11) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所

- ① 災害廃棄物等の処理対策に関する事
- ② 環境監視体制の支援に関する事
- ③ 飼育動物の保護等に係る支援に関する事

### (12) 国土地理院沖縄支所

- ① 地殻変動の監視に関する事
- ② 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事
- ③ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事

## 4. 自衛隊

- ① 災害派遣の準備
- ② 災害派遣の実施

## 5. 指定公共機関

### (1) NTT西日本(株)沖縄支店、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)

- ① 電信電話施設の保全と重要通信の確保

### (2) (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)

- ① 移動通信施設の保全と重要通信の確保

### (3) 日本銀行那覇支店

- ① 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する。

### (4) 日本赤十字社沖縄県支部

- ① 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関する事
- ② 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関する事
- ③ 義援金品の募集及び配分の協力に関する事
- ④ 災害時における血液製剤の供給に関する事

### (5) 日本放送協会沖縄放送局(NHK)

- ① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報



## 第1編 基本編

- (6) 沖縄電力(株)
  - ① 電力施設の整備と防災管理
  - ② 災害時における電力供給の確保
- (7) 西日本高速道路(株)(沖縄高速道路事務所)
  - ① 同社管理道路の防災管理
  - ② 被災道路の復旧
- (8) 日本郵便(株)沖縄支社(各郵便局)
  - ① 災害時における郵便事業運営の確保
  - ② 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱
  - ③ 災害時における窓口業務の確保

### 6. 指定地方公共機関

- (1) (一社) 沖縄県医師会(中部地区医師会)
  - ① 災害時における医療、助産の実施
- (2) (公社) 沖縄県看護協会
  - ① 災害時における医療及び看護活動(助産を含む)への協力
- (3) (一社) 沖縄県バス協会
  - ① 災害時においてバスによる被災者及び一般利用者等の輸送協力に関する連絡調整
  - ② 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
- (4) 琉球海運(株)
  - ① 災害時における船舶による救助物資等の輸送確保
- (5) (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
  - ① 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援
- (6) (一社) 沖縄県婦人連合会
  - ① 災害時における女性の福祉の増進
- (7) 沖縄セルラー電話(株)
  - ① 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
- (8) (一社) 沖縄県薬剤師会
  - ① 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること
- (9) (社福) 沖縄県社会福祉協議会
  - ① 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること

## 第1編 基本編

- ② 生活福祉資金の貸付に関する事
- ③ 社会福祉施設との連絡調整に関する事
  
- (10) (一財)沖縄観光コンベンションビューロー
  - ① 観光危機への対応に関する事
  - ② 観光・宿泊客の安全の確保に関する事
  
- (11) (公社)沖縄県トラック協会
  - ① 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関する事
  
- (12) 沖縄テレビ放送(株)
  - ① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
  
- (13) 琉球放送(株)
  - ① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
  
- (14) 琉球朝日放送(株)
  - ① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
  
- (15) (株)ラジオ沖縄
  - ① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
  
- (16) (株)エフエム沖縄
  - ① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
  
- (17) (一社)沖縄県歯科医師会
  - ① 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関する事

## 7. 公共的団体(機関)、その他防災上重要な施設の管理者

- (1) (公財)沖縄県国際交流・人材育成財団
  - ① 外国人に関する情報提供等の協力に関する事
  
- (2) 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
  - ① 観光・宿泊客の安全の確保に関する事
  
- (3) (公社)沖縄県獣医師会
  - ① 災害時の動物の医療保護活動に関する事
  
- (4) 嘉手納町社会福祉協議会
  - ① 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する事
  - ② 生活福祉資金の貸付に関する事
  - ③ 社会福祉施設との連絡調整に関する事

## 第1編 基本編

- (4) 沖縄県商工会連合会（嘉手納町商工会）
  - ① 被害状況調査及び応急対策の協力に関する事
  - ② 救助用物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関する事
  - ③ 災害時における物価安定についての協力に関する事
  
- (5) 沖縄県農業協同組合（JAおきなわ嘉手納支店）、沖縄県漁業組合連合会（嘉手納漁業組合）、沖縄県森林組合連合会
  - ① 農林漁業関係者の安全の確保に関する事
  - ② 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関する事
  - ③ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関する事
  - ④ 農林漁業の災害応急・復旧対策に関する事
  - ⑤ 被災農林漁業者の再建支援に関する事
  
- (6) (一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会
  - ① 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する事
  
- (7) (公財) 沖縄県交通安全協会連合会
  - ① 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事
  - ② 被災地及び避難場所の警戒に関する事
  - ③ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関する事
  
- (8) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合
  - ① 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関する事
  
- (9) (一社) 沖縄県産業廃棄物協会
  - ① 災害廃棄物処理についての協力に関する事
  
- (10) (公社) 沖縄県環境整備協会
  - ① 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関する事
  
- (11) 上下水道指定工事店
  - ① 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関する事
  
- (12) 危険物等取扱事業者
  - ① 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関する事
  - ② 災害時における石油等の供給に関する事
  
- (13) 社会福祉施設管理者
  - ① 入所者及び通所者の安全の確保に関する事
  
- (14) 病院管理者
  - ① 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事
  - ② 被災傷病者の救護に関する事

## 第1編 基本編

### (15) 学校法人

- ① 児童及び生徒等の安全の確保に関すること
- ② 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関すること

### (16) 金融機関

- ① 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること

### (17) 比謝川行政事務組合環境美化センター

- ① 災害時のゴミ処分に関すること

### (18) 中部衛生施設組合（長尾苑）

- ① し尿等の処分に関すること

## 第1編 基本編

### 第5節 町民等の責務及び地域防災力の向上

#### 1 町民等の責務（平常時及び災害時の心得）

嘉手納町民及び各自治会、自主防災組織をはじめ町内の事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

##### （1）町民

###### ＜平常時＞

- ① 防災・減災の知識習得及び過去の災害教訓の伝承（家族で避難所等の確認）
- ② 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- ③ 食糧、飲料水、その他生活用品等の備蓄と点検（7日分以上）
- ④ 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動の協力

###### ＜災害時＞

- ① 率先して逃げる
- ② 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- ③ 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- ④ 災害廃棄物の分別
- ⑤ その他自ら災害に備える為に必要な行動

##### （2）自治会・自主防災組織

###### ＜平常時＞

- ① 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害教訓の伝承
- ② 自主防災活動マニュアル及び資機材の整備及び点検
- ③ 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- ④ 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- ⑤ 地区の孤立化対策（通信機器・食糧備蓄等）
- ⑥ 自主防災リーダーの養成
- ⑦ 自主防災活動及び訓練の実施

###### ＜災害時＞

- ① 気象情報等の収集及び伝達
- ② 災害時の避難所の自主運営
- ③ 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

### (3) 事業者

#### <平常時>

- ① 従業員の防災教育及び訓練
- ② 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- ③ 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- ④ 従業員等の食糧、飲料水、その他生活用品等の備蓄と点検
- ⑤ 自衛消防活動・訓練
- ⑥ 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力

#### <災害時>

- ① 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- ② 避難行動要支援者等の避難支援
- ③ 災害廃棄物の分別
- ④ 災害時の事業継続、国、県、嘉手納町の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- ⑤ その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

## 2 地域防災力の向上

嘉手納町に大規模な災害が発生した場合には、行政からの支援（公助）にも限界があり、早急に支援できないことも考えられることから、「自分の身は自分で守る（自助）」ということを基本に「地域の協力による被害の軽減（共助）」が災害からの被害を最小限にとどめるものと考えられることから、地域防災力の向上が大きな課題である。

本町の地域防災力の向上を図るために、本節の「町民等の責務（平常時及び災害時の心得）」の普及啓発とあわせ、以下の点について実施を推進していくものとする。

- ① 防災に関する町民意識の醸成
  - ・自治会への防災出前講座の開催
- ② 地域の防災リーダー及び自主防災組織の育成
  - ・全地区での自主防災組織の組織化（令和5年3月時点 1 組織）
- ③ 多様な参加者による実践的な防災訓練の実施
  - ・年齢構成や性別をはじめ、住民だけでなく、町内事業者なども含めた多様な参加者による実践的な防災訓練の実施

## 第2章 基本方針

### 第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

#### 1 災害想定・被害想定の方針

##### (1) 地震・津波

地震・津波の想定については、これまでの「沖縄県地震被害想定調査」による発生頻度が高いと考えられる地震・津波の想定に加え、東日本大震災の教訓を踏まえて、嘉手納町で起こりえる科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も想定する必要がある。

一つは、これまでの発生確率が高く、切迫性が高いと考えられる地震・津波である。

もう一つは、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地震による大津波(明和の大津波)など歴史的・科学的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、甚大な被害をもたらすものであり、県の協力のもと最大クラスの地震・津波に関する想定を行うものとする。

なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

##### (2) 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」と言う。)に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、本町においては米軍用地があることから、航空機等の大規模事故災害についても想定した計画づくりが必要である。

##### (3) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

## 2 防災計画の考え方

町、県及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることは困難なため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、以下の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

### (1) 想定する災害レベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を中心として、防災意識の向上、災害想定結果を踏まえた避難場所等を検討するとともに、必要に応じて防災施設や避難施設等の整備を検討するものとし、町民等の生命及び経済被害の軽減などを考慮した総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、町民財産の保護、経済活動の安定化の観点から、防災施設や避難施設等の整備を検討する。

### (2) 社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在及び高齢化やライフスタイルの多様化等への対応

#### ①社会情勢の変化への対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等とともに、社会情勢は大きく変化しつつある。町、県及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分な対応を図るよう検討する。災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

#### ②町土に即した安全確保対策

本町は、町域の約2割程度の限られた土地に町民が居住していることから、人口密集地域であり、町民の居住地区における災害に強いまちの構造の構築や防災を考慮した土地利用の誘導等の安全確保対策が必要である。

#### ③高齢者や障害者等の要配慮者（※1）への対応

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

#### ④観光客・外国人への配慮

災害の発生時に、土地勘のない観光客や日本語に不慣れな外国人にも十分配慮するとともに、本県の経済力や観光立県の信用力を強化する観点からも、県と協力し、防災体制を強化する必要がある。

#### ⑤生活者の多様な視点への配慮

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

#### ⑥ライフライン及びインターネット等の情報通信施設の耐震化

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の



## 第1編 基本編

耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

### ⑦近隣扶助の意識の啓発

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が懸念されている。コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の啓発等を図る必要がある。

### イ 道路構造の変化への対応

近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

- ※1 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。
- ※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

### (3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による役場庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

### (4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事態が考えられることから、発生可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的な対応ができるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

## 第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本町は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、本土から離れている地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件を併せ持つことから、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害が出来るだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、本町をはじめ、国、県及び指定公共機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、本町、国、県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本町、国、県、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、災害時には行政及び消防等の防災関係機関による対応には限界があることや避難に際して1分1秒が生死を分ける場面も考えられることから、「自分の身は自分で守る(自助)」ということを中心に要援護者などについては「地域の協力による被害の軽減(共助)」等が円滑に行えるよう、災害に対する住民の意識の醸成や防災訓練の充実などのソフト対策による「災害に強い町民」及び「行政による防災体制・施設の整備(公助)」による「災害に強いまちの構造の構築」の実現を目指すものとする。なお、東日本大震災では平時から防災教育の取り組みを行っていた学校においては、迅速かつ適切な避難が行えたことで被害を免れた事例も多くあることから、本町においても「防災教育」について重点的に取り組むものとする。また、学校だけでなく、自治会をはじめ自主防災組織など町民全体に向けて防災情報の提供や防災訓練、防災講座等を通して「防災教育」に取り組んでいくものとする。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において本町をはじめ、国や県、公共機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及び施策の概要は以下の通りである。

### 1 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

#### (1) 基本理念

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

#### (2) 施策の概要

- ア 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等

## 第1編 基本編

による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保

- イ 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- ウ 町民の防災活動を促進するための防災教育等による住民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による県民の防災活動環境の整備等
- エ 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的、社会的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、情報伝達体制の食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

## 2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

### (1) 基本理念

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### (2) 施策の概要

- ア 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- イ 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- エ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動
- オ 被災者等への的確かつわかりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応
- カ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- キ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設

## 第1編 基本編

- ク トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- ク 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等
- ケ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び二次災害の防止のための危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実施
- コ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

### 3 適切かつ速やかな復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

#### (1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

#### (2) 施策の概要

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- イ 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- ウ 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- エ 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- カ 被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

### 4 その他

近隣市町村や県及び公共機関等と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、町民同士及び町民と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

### 第3節 本町の特性等を考慮した重要事項

本町においては、戦後町域の8割以上が米軍用地となっていることから、約2割程度の土地に市街地が形成され住宅等が密集していることやそれに伴い震災時に消防自動車を通れない道路幅員の目安とされる6m未満の道路（震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引きより）もある。また、沿岸部の海拔が低い地区もあることから津波等の対策が必要である。

これらのことから、密集市街地における道路等の基盤整備の改善をはじめ、津波災害が発生した場合の津波防御・避難施設の整備等のハード対策についても早急に検討し、県と協力して対応する必要がある。

さらに、町内に在住する外国人に関する対策をはじめ、本県は年間500万人を超える

## 第1編 基本編

観光客が訪れ、本町においても観光・宿泊施設が立地することから、観光客等に対する対策を講ずる必要がある。

### 1 密集市街地の防災対策及び消防・防災体制の強化

大規模災害時には、本町への応援が到着するまでの間を自力でのりきれぬ防災資源やネットワークの充実・強化が必要であり、県をはじめ関係機関と協力し以下の防災体制・対策の充実・強化を推進する。

- ア 密集市街地における狭隘な道路の改善
- イ 近隣市町村との応援体制の充実・強化
- ウ 消防団の強化
- エ 自主防災組織の組織化促進、資機材等の整備
- オ 県の協力のもと、避難計画・ハザードマップ・避難行動要支援者の避難支援プラン等の作成、避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備

### 2 沿岸部の海拔が低い地区住民等への防災対策

本町の沿岸部地区においては、海拔 5m 未満の箇所があり、発生頻度の高い津波の想定結果では地震発生から 25 分程度で標高 3.8m の場所まで津波が遡上することが予測されている。また、最大クラスの津波については、水釜に 25 分程度で標高 9.3m の場所まで津波が遡上することが予測されていることから、少なくとも海拔 10m 以上のより高い場所へ津波到達時間内に避難できるよう、以下の津波避難対策を進める。

- ア 最大クラスを想定した津波ハザードマップの整備、町民及び学校等における防災教育及び津波避難訓練の実施
- イ 津波避難計画の作成をはじめ、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成支援
- ウ 津波避難ビルの確保をはじめ、必要に応じて津波避難タワーや避難路、がけ地の避難階段の整備
- エ 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標高設置
- オ 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

### 3 町内在住の外国人や観光客の避難誘導

災害が発生した場合、町内在住の外国人をはじめ、町内の海岸や商業施設及び観光施設等に滞在する観光客の避難誘導が必要となるほか、交通機関が停止した場合には町内に滞留することが予想されることから、観光客等の安全を確保するため、県、商業施設及び観光・宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。なお、町内在住の外国人については、日頃から地域とのコミュニケーションを図りつつ、防災訓練への参加を促すものとする。

また、少なくとも海拔 10m 以上のより高い場所へ津波到達時間内に避難できるように、津波避難対策を進めるものとする。

- ア 在住外国人をはじめ、商業施設及び観光・宿泊施設等における観光客等の避難誘導体制の整備
- イ 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
- ウ 滞留旅客の待機施設等の検討・確保

## 第1編 基本編

### 【災害時の避難に際して地形的・社会的配慮事項】

嘉手納漁港は、地形的に津波や高潮が来襲した場合により波が高くなる可能性があることから、漁港周辺においては、より迅速な避難誘導が必要である。

また、本町の標高が高い場所には、周辺の2市1町2村にまたがる嘉手納弾薬庫があり、地震に伴って津波が来襲する際にはその周辺へ避難を余儀なくされる場合が考えられる。しかし、嘉手納弾薬庫周辺においては、地震に伴い大規模な火災等が起こる可能性も考えられることから、避難する際には十分な注意が必要である。

## 第4節 防災計画の見直しと推進

### 1 防災計画の効果的推進

- (1) 本計画に基づき、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。
- (2) 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して町内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (3) 防災担当事務局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部署または関係機関との連携を図り、以下の対策を実施する。

ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底  
イ 本計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映  
ウ 嘉手納町の他の計画（総合計画、都市計画マスタープラン、福祉関係計画、施設整備計画等）の防災の観点からのチェック

- (4) 本計画に基づく防災対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (5) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。  
個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開する。  
また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。
- (6) 本町、県及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。また、本町は県や他の自治体とも連携を図り、広域

## 第1編 基本編

的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

- (7) 本計画は、嘉手納町の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。

嘉手納町防災会議は、本計画の実施状況を定期的に把握するとともに、国や県をはじめ、防災関係機関による防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていくものとする。

- (8) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

## 2 防災計画の整合性の確保

### (1) 防災計画間の整合

本町、県及び指定地方公共機関は、防災計画間の必要な調整、本町への県からの助言等を通じて、本計画、その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、その他の計画（総合計画、マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。

### (2) 防災関係法令との整合

防災計画には、大規模地震対策特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけることとする。

## 第1編 基本編

### 第5節 本町が計画的に取り組む防災対策（各課の取り組み）

本町において、計画的に取り組む主な予防的な防災対策及び取り組みスケジュールについて示すものである。

なお、本節は、地域防災計画等の見直し時など、定期的に取り組む状況を確認・検証し、計画的に取り組むものである。

#### 1 今後、重点的に取り組む防災対策

予防的な防災対策には、主に「ひとづくり・ネットワーク・計画づくり」「まちづくり・施設・設備等の充実」の2つに分けられ、どちらの対策についても重要であり、計画的に対策を進めて行かなければならないものである。

本町の防災対策において、今後重点的に行う取り組みは、以下のとおりである。

##### 【ひとづくり・ネットワーク・計画づくり】

- ① 町民の防災知識の普及啓発（勉強会、講演会、訓練の実施）
- ② 職員の防災知識の普及啓発（勉強会、訓練の実施）
- ③ 自主防災組織の組織化・育成
- ④ 学校における防災教育の推進
- ⑤ 避難所運営における関係団体との調整・連携強化
- ⑥ 津波避難計画の策定等（基礎調査の実施、津波避難ビルの指定など）

##### 【まちづくり・施設・設備等の充実】

- ① 通信機器の充実（現行防災行政無線の追加拡充、衛星携帯電話等の導入等の検討など）
- ② 停電時に備えた電力の確保（学校等の大規模災害時の避難所における発電機等の整備）
- ③ 福祉避難所の指定に向けた取り組み（調査、協定締結）
- ④ 食料品・物資等の備蓄及び適切な管理
- ⑤ 行政データのバックアップ機能の強化



第1編 基本編

2 本町における予防的な防災対策の取組と目標スケジュール

【人づくり・ネットワーク・計画づくり対策】

No	取組項目	取組内容	担当部署 (主担当)	取り組み目標スケジュール			備考
				短期 (R5-7年度)	中期 (R9年度まで)	長期 (R11年度まで)	
1	町職員における防災知識の普及・啓発	収集した防災に関する最新知見や先進的な事例について、職員に対する勉強会や定期的な訓練の実施	総務課	勉強会等の実施 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
2	住民への防災知識の普及・啓発	本町で起こり得る災害に関する勉強会をはじめ、講演会、訓練の実施	総務課	勉強会等の実施 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
3	学校における防災教育の推進	定期的に行われている避難訓練の実施をはじめ、東日本大震災等での教訓を伝承し、活かす取組み等々の防災教育の推進	教育指導課	防災教育の推進 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
4	自主防災組織の組織化・育成	現在、西浜区しか自主防災組織がないことから、自主防災組織のない5区について、設立に向けた支援をはじめ、設立後の活動に対する協力を行う。	総務課	防災組織の設立支援 ⇒	活動・組織等育成支援 ⇒	(継続) ⇒	
5	各種防災訓練の実施	防災の日などや県や国が実施する防災訓練に積極的に参加・実施する。(点検・評価を含む)	総務課	防災訓練の実施 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
6	消防団員の充実・高度化	町民等を中心とした新たな団員のなり手を確保し、行政職員の消防団員の比率を減らすとともに、団員の知識・技術の向上に資する研修等への参加を支援する。	総務課	消防団員の充実・高度化 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
7	事業者の防災対策への支援	事業所における業務継続計画の必要性及び計画策定に関する情報提供をはじめ、町及び地区で開催する防災訓練への積極的参加を促す。	総務課	情報提供等の実施 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
8	地区防災計画の策定支援	西浜区における地区防災計画の策定の支援を行うとともに、他の区においても自主防災組織の設立にあわせて支援する。	総務課	西浜区の策定支援 ⇒	各区の策定支援 ⇒	(継続) ⇒	
9	災害対策本部設置マニュアルの作成	大規模災害が発生し、災害対策本部が速やかに設置、機能できるよう、災害対策本部設置に関するマニュアルを作成する。	総務課	マニュアルの作成 ⇒	必要に応じて見直し	必要に応じて見直し	
10	業務継続計画を活用した訓練の実施	災害時でも必要な行政業務が継続できるよう、整理した非常時優先業務等の職員への周知及び訓練への活用。	総務課	計画の周知・訓練実施 ⇒	計画の周知・訓練実施 ⇒		
11	近隣市町村との連携強化	広域一時滞在に係る応援協定の締結など近隣市町村との連携を強化する。	総務課	近隣市町村との協定締結 ⇒	必要に応じて新たな協定締結の検討	必要に応じて新たな協定締結の検討	
12	災害廃棄物処理計画に基づく関係機関との連携強化	災害廃棄物処理計画に基づき、職員への周知をはじめ、災害廃棄物処理に係る関係機関等との連携強化を図る。	総務課、産業環境課	職員への周知 ⇒	関係機関との連携強化 ⇒		
13	ボランティアの育成	社協と連携し、ボランティア活動の相談や講習会の開催等を行い、ボランティアの育成に努める。	福祉課、社協	ボランティアの育成 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
14	ボランティア団体の把握、登録、連絡体制の確保	町内のボランティア団体等の状況を把握はじめ、ボランティア登録を行うなど連携体制を構築する。	福祉課、社協	団体等との連携推進 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	

第1編 基本編

(つづき)

No	取組項目	取組内容	担当部署 (主担当)	取り組み目標スケジュール			備考
				短期 (R5-7年度)	中期 (R9年度まで)	長期 (R11年度まで)	
15	避難行動要支援者の避難支援プランの作成	避難行動要支援者名簿情報の定期的な更新をはじめ、避難支援を必要とする方に対する支援者とのマッチング(避難支援プランの作成)を行う。	福祉課	避難支援プランの作成 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
16	観光客等の避難誘導・帰宅支援体制の確保	道の駅かでな等の観光客が訪れる施設と来訪者の避難誘導等に関する取り組みの検討はじめ、避難訓練等の支援を行う。	総務課、産業環境課	取り組みの検討・訓練実施 ⇒	訓練の実施 ⇒	(継続) ⇒	
17	外国語通訳ボランティアの育成・確保	町内の外国語に精通した人材の把握をはじめ、外語塾の塾生や卒業生が災害時の外国語通訳ボランティアの人材となるよう、育成・確保に努める。	社会教育課	ボランティアの育成・確保 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
18	避難所運営に関する関係団体との調整・連携強化	大規模災害時に避難所となる学校施設を中心として、行政、学校、各行政区等の関係機関と調整・確認を行い、各避難所別の運営マニュアルを作成する。	総務課	避難所運営マニュアル作成 ⇒	必要に応じて見直し	必要に応じて見直し	
19	津波避難計画の策定等	津波浸水想定区域を中心とした、避難経路や避難できそうな場所の選定等の基礎調査をはじめ、津波避難計画の策定を行う。また、浸水想定区域周辺で指定の可能性のある施設については、津波避難ビルの指定等を行う。	総務課	基礎調査の実施 ⇒	津波避難計画の策定等 ⇒	必要に応じて避難所の追加指定	

【まちづくり・施設及び設備等の充実対策】

No	取組項目	取組内容	担当部署 (主担当)	取り組み目標スケジュール			備考
				短期 (R5-7年度)	中期 (R9年度まで)	長期 (R11年度まで)	
1	通信機器の充実等	現行防災行政無線の設備更新・拡充をはじめ、衛星携帯電話等の新たな通信機器の導入の検討を行い整備する。	総務課 企画財政課	通信機器のあり方の検討 ⇒	検討内容に応じて整備 ⇒		
2	停電時に備えた電力の確保	学校等の大規模災害時の避難所において発電機等の整備による必要な電力の確保に努める。	教育総務課	整備に向けた検討 ⇒	発電機等の整備 ⇒		
3	防災的土地利用の推進	土砂災害危険区域等の危険区域の周知をはじめ、新規開発に伴う指導・誘導等を行う	都市建設課 総務課	防災的土地利用の推進 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
4	道路・公園等の都市基盤施設の防災対策	道路の安全性の確保をはじめ、火災時の延焼防止や緊急避難場所の機能をもつ公園・緑地の保全及び整備に努める。	都市建設課	都市基盤の防災対策 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
5	消火活動が困難な区域の把握、解消	町内の細街路等をはじめ、老朽化した住宅の状況等の把握に努めるとともに、消防と協力した取り組みの検討を行う。必要に応じて、事業導入を検討・実施する。	都市建設課	状況把握・検討 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
6	町有施設等の耐震化の現況把握	新耐震基準の施行以前の施設の状況確認をはじめ、その他の町有施設における建物の亀裂の有無などの状況把握に努める。必要に応じて、耐震診断等を実施する。	各施設主管課	町有施設の状況把握 ⇒	必要に応じて耐震化診断等の実施	必要に応じて耐震化診断等の実施	
7	庁舎内の安全確保の徹底	庁舎の安全確保を徹底するため、書棚の転倒防止、ガラスの飛散防止等の対策をはじめ、日頃からの整理整頓を実施する。	各課	庁内の安全確保の徹底 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
8	災害対策本部職員用の物資の確保	災害対策本部職員用に必要な物資リストを整理し、必要な食料をはじめとした物資の計画的な整備に努める。	総務課	必要な物資の整理・確保 ⇒			

第1編 基本編

(つづき)

No	取組項目	取組内容	担当部署 (主担当)	取組み目標スケジュール			備考
				短期 (R5-7年度)	中期 (R9年度まで)	長期 (R11年度まで)	
9	福祉避難所の指定に向けた取組み(協定締結)	福祉避難所の指定に向けて、指定避難所での共同生活が難しいと想定されるよう配慮者数の想定をはじめ、指定可能性のある施設の把握等の調査を実施し、選定した施設を指定するとともに、民間施設の指定においては協定を締結する。	福祉課	調査等の実施、避難所指定等 ⇒	必要に応じて避難所の追加指定	必要に応じて避難所の追加指定	
10	食料品・物資等の備蓄及び適切な管理	防災計画に定められている住民等への供給用の食料等の備蓄は達成されていることから、適切な管理を行うとともに、生活物資の備蓄の充実に努める。	総務課	適切な管理・必要物資の把握、整備 ⇒	(継続) ⇒	(継続) ⇒	
11	輸送拠点等の確保	本町と近隣市町村とを結ぶ主要道路が寸断された場合等を想定し、物資・人員の輸送拠点及び外部からの応援に来る者の拠点の選定をはじめ、臨時のヘリポートとして活用できる場所の選定を行う。	総務課	町内の適地の検討 ⇒	臨時ヘリポート等の確保 ⇒		

## 第2編 予防計画



### 第2編 災害予防計画

#### 第1節 災害予防計画の基本方針等

##### 第1款 災害予防計画の基本的な考え方（構成）

災害に対して町民の生命・財産の安全を確保する為の予防対策は、「災害に強い人づくり」、「災害に強いまちづくり」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制等の整備」の4つに区分する。なお、災害予防のための防災教育、訓練、避難の確保を効果的に実施するため、デジタル技術を活用に努めるものとする。

##### 第2款 災害予防計画の推進

国や県などの防災事業を積極的に活用し、本町の防災対策を強力に推進する。

###### 1 減災目標

本町は、地震・津波の被害想定調査結果等を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

###### 2 緊急防災事業の適用

本県の特殊性を踏まえて、国等の防災事業を積極的に活用し、本町の防災対策を強力に推進する。

###### (1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、県内の避難施設、消防用施設及び防災拠点施設・設備等の整備を推進する。

地震防災緊急事業五箇年計画により整備すべき事業は以下のとおりである。

- 避難地      ●避難路      ●消防用施設      ●消防活動用道路
- 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝
- 医療機関、社会福祉施設、公立小・中学校、公立盲学校、ろう学校、養護学校、公的建造物等
- 津波避難確保のための海岸保全施設及び河川管理施設
- 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- 地域防災拠点施設      ●防災行政無線施設・設備
- 飲料水確保施設、電源確保施設等      ●非常用食料、救助用資機材等の備蓄倉庫
- 負傷者を一時的に収容する施設、設備（応急救護設備）、資機材等
- 地震防災対策上必要と認められる老朽住宅密集市街地
- その他

## 第2編 災害予防計画

### (2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

## 3 防災研究の推進

本町の防災対策を効果的、効率的に進めるため、災害の危険性や防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

### (1) 防災研究の推進

国や大学、県等の調査研究成果や本町に関連する過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生メカニズムと被害発生原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。また、工学的分野のほか、災害時の町民等の行動形態や情報伝達等に関する社会学的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、地域防災計画の見直しに反映させる。

地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、町民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

### (2) 調査研究体制の確保等

県内の大学や研究機関等と連携して、町内の防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。また、調査研究の成果については防災関係者に速やかに提供していく。

## 第2編 災害予防計画

### 第2節 災害に強い人づくり

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

### 第1款 防災知識の普及・啓発に関する計画

各災害を念頭においた本町及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、この計画に定めるところによって実施するものとする。

[担当：総務課・教育指導課]

#### 1 防災関係職員及び町民に対する防災知識の普及・啓発

##### (1) 嘉手納町の実施事項（役割）

ア 本町は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

##### (2) 県の役割

沖縄県地域防災計画の概要や災害の知識並びに地震災害時の心得などについて普及・啓発を行い、沖縄県における防災対策について住民の理解と認識を深めるように努める。

##### ア 防災知識の普及・啓発活動

- ① 日常的に、ラジオ、テレビ又は新聞等を通じて適宜広報する。
- ② 広報印刷物又はインターネット等を活用して防災知識の普及徹底を図る。



## 第2編 災害予防計画

- ③ ビデオ取材のほか、写真も含めた地震・津波、風水害特集を製作して理解を深める。
- ④ 防災関係展示会等行事を必要に応じて開催する。

### イ 活用媒体

- ① 各報道機関
- ② 県及び関係機関の広報組織
- ③ 町広報担当機関

### (3) 気象台の役割

気象台は、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、以下の取り組みを行う。

ア 緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。

イ 地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

ウ 津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

エ 土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て住民に正確な知識の普及を図る。

オ 特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

### (4) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

### (5) 普及・啓発の方法等

#### ア 普及・啓発時期や内容等

(ア) 「防災週間」「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定結果等を示しながら、危険性や次の対策を住民等に周知する。

## 第2編 災害予防計画

- ① 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防安全対策
- ② 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- ③ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ④ 緊急地震速報受信時の対応行動
- ⑤ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(イ) 町、県並びに沖縄気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的を開催し、住民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

(ウ) 町、県及び沖縄気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

### ■警戒レベル一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 <sup>※1</sup>
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認 <sup>※2</sup>	大雨・洪水・高潮 注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※1：町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

※2：警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

## 第2編 災害予防計画

### イ 効果的な普及・啓発方法

報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々なデータをわかりやすく提供するように努める。

## 2 防災教育の推進

各防災機関は、地域住民や災害対策関係職員の地震災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的として以下の防災知識の徹底を図るものとする。

### (1) 防災研修会・講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行うが、その際は受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

### (2) 学校教育、社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

本町及び県は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の地震・津波防災への理解向上に努める。加えて、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものである。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

### (3) その他

消防団や事業所等の自主的な防災組織である自衛消防組織、自治会、青年会や婦人会等を基礎とした自主防災組織が育成された場合を含め、これらの組織を通じた防災知識の向上、普及を図るものとする。

また、防災知識の普及・啓発や各種訓練を実施の際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女二ーズの違い等男女双方視点に十分に配慮する。

### 3 消防・防火教育

#### (1) 消防教育

消防教育とは、消防職員・消防団員に対して消防学校で行う専門教育、二ライ消防本部において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する講習会等の防火管理者教育等とし、以下のとおり実施する。

##### ア 専門教育

#### (ア) 消防職員教育

##### ・初任教育

新たに採用した消防職員の全てに対して基礎的教育訓練を行う。

##### ・専科教育

現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。

##### ・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対して消防幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

##### ・特別教育

初任教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

#### (イ) 消防団員の教育

##### ・基礎教育

任用した全ての消防団員に対して基礎的教育訓練を行う。

##### ・専科教育

主として基礎教育を修了した消防団員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。

##### ・幹部教育

主として、班長以上の階級にある者に対して、消防団幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

##### ・特別教育

基礎教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

#### (ウ) その他の教育

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

#### イ 一般教育

一般教育は、二ライ消防本部において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施する。

#### ウ 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

## 第2編 災害予防計画

なお、沖縄県地域防災計画には防火管理者教育における講習会等は以下のとおり定められており、実施に向けて検討を行う。 ⇒ 委員からの指摘の修正

### (ア) 防火管理者講習会

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。

また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

### (イ) 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

## (2) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

## 4 災害教訓の伝承

県と協力し、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。また、町民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努めるとともに、過去の大規模災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

### 第2款 自主防災組織の育成計画

地震・津波災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という隣保協同の精神と連帯感に基づくことが重要であり、町民及び地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となる。

本町においては地域住民による自主防災組織の組織化を促し、日頃から訓練を積み重ねるなど、積極的に育成・強化を図るものとする。

[担当：総務課・福祉部、産業環境課、教育指導課、社会教育課]

#### 1. 自主防災組織整備計画の策定

自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、町の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにする。

#### 2. 住民の防災意識の向上

住民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進等を行うため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組む。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材を養成するための研修を行い、町内の自主防災組織の組織化や活動の活性化を図る。

#### 3. 組織の編成単位等

住民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的にとし、自治会等の既存する地域自主団体を、自主防災組織として育成することを基本とする。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

#### 4. 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

##### ① 自治会組織

自治会等の自治組織に活動の一環として、防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

##### ② 防災活動推進団体等

何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図って、自主防災組織として育成する。

##### ③ 地域活動団体

商店街組合等の地域振興団体、女性団体、青年会、PTA等の地域活動を行っている団体・組織を活用して、自主防災組織として育成する。

## 第2編 災害予防計画

### 5. 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を策定するものとする。

### 6. 活動

(1) 平常時の活動	(2) 災害時の活動
① 防災に関する知識の普及	① 災害情報の収集、伝達
② 防災訓練の実施	② 責任者等による避難誘導
③ 防災資機材の備蓄・点検	③ 出火防止、初期消火
④ 防災リーダーの育成	④ 要配慮者の安全確保
	⑤ 給食・給水

### 7. 資機材及び活動拠点の整備

町は、自主防災組織が災害時において消火、救助、救護等に必要な防災資機材の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

また、平常時においては、自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難・備蓄の機能を有し、活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

### 9. 組織の結成の促進と育成

#### (1) 自主防災組織の結成促進と育成

県は、市町村による自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等を支援する。

#### (2) 消防団との連携

県及び市町村は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成

イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

### 第3款 防災訓練計画

地震・津波、風水害等各種災害発生時に円滑に防災活動が行えるよう、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、県、市町村及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、市町村において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

[担当：総務課・消防本部]

#### 1 防災訓練の基本方針

- ① 実践的な防災活動（専門的知識・技術の習得）  
訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指した訓練とすることを最重要課題とする。
- ② 地域防災計画の検証  
地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。
- ③ 訓練の内容の具体化 <目的・内容・方法（時期、場所、要領等）>  
訓練の種類毎に想定される災害状況等を踏まえ、具体化した訓練とする。
- ④ 多様な主体の参加  
住民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県及び防災関係機関と連携して、多数の住民や事業所等が参加するよう努める。また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活動に必要な多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光関係団体、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

#### 2 各防災訓練の実施に係る事項

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

- ① 災害の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、規模等の設定状況下での初動体制の確立、通信・連絡、組織間の連携、被災現場派遣等、テーマ別の訓練
- ② 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- ③ 傷病者等を念頭においた救出・医療訓練
- ④ 指定緊急避難場所・指定避難所における感染症対策や要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- ⑤ 物資集配拠点における集配訓練



- ⑥ 民間企業・ボランティア等の活用訓練
- ⑦ 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

### 3 総合防災訓練の内容

#### (1) 総合防災訓練

広域的に実施する総合訓練を基本に、訓練の実施内容、目標設定を具体化するなど訓練の活性化を図るものとする。また、地域特性を踏まえ、多くの住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

- ア 実施時期：毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）
- イ 実施場所：過去の災害状況等を考慮し、関係機関と協議の上決定
- ウ 参加機関：関係市町村、県、防災関係機関
- エ 訓練の種目
  - ①避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練、②水防訓練、③救出及び救護訓練、④炊き出し訓練、⑤感染症対策訓練、⑥輸送訓練、⑦通信訓練、⑧流出油等防除訓練、⑨広域応援要請訓練（情報伝達訓練）、⑩その他
- オ 訓練実施後の評価
  - 訓練実施後に評価を行い応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

#### (2) 広域津波避難訓練

本町は、県と連携し、津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

- ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題
- イ 津波避難困難区域の把握
- ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

#### (3) 災害対策本部運営訓練

災害対策本部員及び各班の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは以下のとおりとする。

- 「①災害想定、各班の所掌事務、リソースの理解促進」「②本部会議及び各班の実践力の向上」「③防災計画・マニュアルの検証」

## 第2編 災害予防計画

### (4) 複合災害訓練

県及び防災関係機関と協力し、本県及び本町の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。また、発生の可能性の高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練に努める。

### (5) 消防訓練

消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、県及び地区単位に総合演習、消防ポンプ操法大会等を実施する。

### (6) 非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

### (7) 職員参集訓練

本町は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

## 4 防災訓練の成果の点検・評価

防災訓練の実施後は、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき、今後の防災施策に生かすようなシステム及び体制を確立する。

今後は、地震についてシミュレーションによる防災訓練を最重要課題として行い、訓練実施時の社会的要請等に合わせた訓練の対象、規模、内容を設定し、その成果を防災施策に反映する仕組みを確立する。

## 5 地域防災訓練等の促進

学校や職場等で実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会、自主防災組織等に対し教育や支援を実施し、地震・津波防災マニュアルの策定等を促進する。

## 第4款 消防力の強化等

[担当：総務課・ニライ消防本部]

### 1 消防力・消防体制等の拡充強化

町及び消防機関は、消防力・消防体制等の拡充強化を図るため、以下の指導又は措置を講ずる。

#### (1) 消防教育訓練計画の充実強化

本節「3 消防・防火教育」を参照するものとし、教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

#### (2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を促進する。

### (3) 消防施設、整備の整備促進

「ウ 消防施設等の整備促進」を参照とするものとし、消防水利、消防車両等の整備促進を図る。

## 2 火災予防査察・防火診断

町は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

### (1) 特定防火対象物等

町等は、特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

ニライ消防は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。

その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

### ア 学校、官公署

夏期休暇、年度末等の時期を利用し、防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

### イ 百貨店、商店、宿泊施設、娯楽施設等

季節的支出期、行楽期等の人出を考慮した時期に入る前に、消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

### ウ 危険物等関係施設

年間立入検査を通じ、施設の構造設備取扱要領、防火管理体制等を重点的に考察する。

### (2) 一般住宅

町及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

## 3 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中枢を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況であるため、県や関連町村、ニライ消防本部と連携し、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、市町村は適正数の確保・強化に向けた検討を行う。

### 4 消防団員の充実

消防団員は、地域の防災リーダーとして平常時・災害時問わず各地区に密着して住民の安心と安全を守る活動を担っている。大規模災害時には、消防職員と連携して住民の避難支援を行うことが期待されることから、必要に応じて消防団員の充実等を図るための検討を行うものとする。

- ア 消防団定数条例の引き上げ、機能別消防団の導入促進
- イ 町民への消防団活動の広報
- ウ 消防団の訓練、資機材の充実強化
- エ 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
- オ 消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修

### 第5款 企業防災の促進

[担当：総務課・産業環境課・消防本部]

#### 1 事業者における防災対策の強化

本町内の各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化等の推進、予想される被害からの復旧・復興計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不測への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、本町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 2 町・県の支援

嘉手納町及び県は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災向上の促進を図るものとする。また、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

## 第2編 災害予防計画

### 第6款 地区防災計画の普及等

「自助、共助」による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、本町の各区単位・事業所等からの提案による、「地区防災計画」の策定について定める。

[担当：総務課]

#### 1 地区防災計画の位置づけ

本町の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で市町村防災会議に提案した場合、嘉手納町防災会議は地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

#### 2 地区防災計画の普及

本町は、町内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

#### 3 計画の内容

##### (1) 計画の内容

地区防災計画には、以下の内容を定めるものとする。

- ①計画の対象範囲（行政区単位等）
- ②地区の活動体制
- ③防災訓練の内容
- ④物資備蓄の内容
- ⑤相互支援の方法等
- ⑥その他必要な事項

※地区防災計画は、地域住民等の自主性により策定されるものであるが、本町では、西浜区において、津波の浸水被害が想定されている。本区では、防災意識が高く、自主防災組織も設立し活動を行っていることから、地区防災計画の提案を促すとともに、互いに協力して計画策定を行い、それをモデルケースとして他の行政区等へ自主防災組織の設立と併せて取り組みを促していくものとする。

### 第3節 災害に強いまちづくり

#### 第1款 防災対策に係る土地利用の推進

[担当：総務課・企画財政課・都市建設課・上下水道課・産業環境課]

##### 1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

###### (1) 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

###### (2) 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等には、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。

また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

##### 2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

###### ア 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

###### イ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等には、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。

また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

## 第2編 災害予防計画

区 分	実 施 事 項
① 新規開発に伴う 指導・誘導	新規開発等の事業に際し、防災の観点から総合的見地に立って調整・指導を行うとともに、新規住宅地においては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に実施する。
② 市街地の再開発	近年における都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が增大しているため市街地再開発事業を促進し、建築物の共同化、不燃化を促進することにより避難地及び避難路を確保する。
③ 都市計画区域 指定	本町の狭隘な土地や比謝川沿いの険しい傾斜など地理的条件により住宅建設用地が限られており、住宅、商業、工業等が混在した集落や市街地が形成されてきた経緯があり、防災上危険な地区もあることから、都市計画区域の指定による土地利用の規制に向けて調査・研究を行い、防災に配慮した土地利用への検討を行う。



## 第2款 都市基盤施設の防災対策に係る整備

### 1 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

町の防災構造化を推進するため、建築物の不燃化・耐震化等により、防災空間を確保・拡充し、道路・公園、河川・砂防・港湾・漁港等の都市基盤施設の整備や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等について必要に応じた整備事業の計画を策定し、防災化対策に努める。

[担当：総務課・企画財政課・都市建設課・上下水道課・産業環境課]

### 2 都市基盤施設の防災対策に関する事業実施

#### (1) 防災拠点機能の確保

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

#### (2) 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

#### (3) 防災上重要な道路の整備

##### ア 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うほか、無電柱化を促進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。

##### イ 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施するとともに、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流下能力を著しく損なうことがないよう対処する。

(ア) 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

(イ) 耐震対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

##### ウ 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及

## 第2編 災害予防計画

び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設、道の駅等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

### エ 広域的な防災拠点機能の確保

道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。

### オ 道路啓開用資機材の整備

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

### カ 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実動訓練に取り組む。

## (4) 漁港整備事業

### ア 漁港整備事業の実施

漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、重要な役割を果たすものである。

そのため、災害によっても大きな機能麻痺を生じないように、漁港において耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

### イ 応急復旧体制の確保

漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

また、漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講ずる。

## 3 火災に強いまちの形成

### (1) 火災に強いまちの形成に係る基本方針

予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

#### ア 不燃化の推進

火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

#### イ 消防活動困難区域の解消

消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以

## 第2編 災害予防計画

上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により、消防活動が困難な区域を解消する。

### ウ 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

### エ 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

## (2) 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

### ア 防火・準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を火災・延焼の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

### イ 公営住宅の不燃化推進

町営住宅等の公営住宅については、市街地特性、火災・延焼の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。また、市町村営住宅、その他公営住宅についても、市街地特性等を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図るよう指導・支援する。

### ウ 消防施設等の整備促進

本町及びニライ消防本部は、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。あわせて、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。

また、本町の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

### エ 水防、救助施設等の整備計画促進

水防、救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

#### (ア) 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

#### (イ) 救助施設等

救急業務非実施市町村においては、消防法第35条の6の規定による知事要請により、救急業務実施市町村によって行うこととし、県は当該救急業務が円滑に行われるよう、市町村間の相互応援協定の締結を積極的に支援するものとする。

#### (ウ) 流出危険物防除資機材

本町、県、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失

## 第2編 災害予防計画

した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- a 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- b 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- c 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- d 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

### 4 津波に強いまちの形成

町は、津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

#### (1) 最大クラスの津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する商業施設、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組を進める。

#### (2) 津波浸水想定及び津波災害警戒区域の周知

最大クラスの津波による津波浸水想定及び津波災害警戒区域の周知を図るとともに、警戒避難体制の向上を促進する。

#### (3) 避難路の整備

徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、概ね5～10分程度の避難を可能とするように努める。

ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

#### (4) 本計画と都市計画等の連携

本計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県及び関係課の連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れるものとする。

## 第2編 災害予防計画

### (5) 地域特性に配慮した一体的な施設の整備

津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画するなど、一体的な施設整備を図る。

### (6) 路等の盛土の検討

内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

### (7) 河川護岸の整備等

河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

### (8) 土地利用計画及び都市計画と連携した避難施設の計画的整備等

浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

### (9) 災害応急対策上重要な施設等の整備

社会福祉施設、医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、本庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

### (10) 緊急輸送道路及び輸送拠点の整備

緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（漁港、臨時ヘリポート等）について、災害に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

### 第3款 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

#### 1 地盤災害防止

本町の海岸のほぼ全域にわたる沖積低地や軟弱地盤での液状化被害を防止する。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、町内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地の危険性を把握する。

##### (1) 現況・危険区域

本町の比謝川河口周辺の沖積層低地や、水釜埋立地周辺低地等の軟弱地盤では、液状化被害が想定される。（「沖縄県地震被害想定調査概要報告書（平成9年）」等参考）

##### (2) 計画

本町において危険性が指摘されている箇所については、各種の開発・整備等に伴う地盤改良による液状化対策や無秩序な宅地造成等による市街化抑制のため規制誘導等により、災害回避を図るものとする。

液状化被害への技術的対応については、学術的にも研究途上分野であることから、本町においては、その成果について積極的な周知・広報を町民及び各関係機関への実施に努めるものとする。また、法令に適した既存の構造物の液状化被害は少ない予測（阪神・淡路大震災より）から、今後更に建築法令等自体の遵守の徹底を図る。

#### 2 土砂災害防止

##### (1) 地すべり防止対策

###### ① 危険区域

本町の地形は比較的平坦で危険区域は無いが、狭隘な住宅域において開発等による危険箇所が発生しないよう調査把握に努めることが必要である。

###### ② 計画

地すべりの発生概況及び発生予想について整理・把握し、今後危険性のある箇所については早急に地すべり防止区域の指定を促進し、県と調整を図りながら行為の制限及び原因究明の調査研究を行い適切な地すべり防止策を実施するものとする。

##### (2) 急傾斜地崩壊防止対策

###### ① 現況・危険区域

比謝川流域周辺に急傾斜地崩壊危険箇所（6箇所）の危険が予想されている。

###### ② 計画

今後も危険度調査などを適時実施し、危険度の高くなると予想される箇所の把握に努め、災害の未然防止事業及び対策を図るものとする。

また、各自治会による警戒避難体制の整備に努めるものとする。

##### (3) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置

###### ア 土砂災害警戒区域

町は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として指定するに

## 第2編 災害予防計画

当たって、県に対して必要な情報提供を行う。

土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難路に関する事項、災害対策基本法 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、町防災計画に定め、住民等に周知を図るための措置を講ずる。

なお、警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられている。

### イ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。また、当該区域は以下の措置等を行う。

町は、県に対して必要な情報提供を行う。

なお、特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の許可について重要事項説明を行うことが義務づけられている。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可（沖縄県）</li><li>②建築基準法に基づく建築物の構造規制（建築主事又は指定検査確認機関）</li><li>③土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告（沖縄県）</li><li>④勧告による移転者への融資及び資金の確保（沖縄振興開発金融公庫）</li></ul> |
|---|

### ウ 土砂災害特別警戒区域等に基づくハザードマップ等の作成、配布

町は、土砂災害特別警戒区域等に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

### エ 住民への情報伝達方法

土砂災害警戒情報や避難情報は、緊急速報メール（エリアメール）、防災行政無線、ホームページ、LINE、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオ等により、関係住民に対し確実に伝達する。

### (4) 砂防対策

#### ① 現況・危険区域

本町は、沖縄市を起点に読谷村との境界を通り東シナ海に注ぐ、全長 17.5km の県指定 2 級河川の比謝川が流れている。また、砂防指定及び土石流危険溪流の指定は無いが、気象状況の変化が激しい近年において、特に河川流域の変化に注意していくこととする。

#### ② 計 画

危険度の高い区域においては、県による砂防事業の促進を図るものとする。また、警戒避難基準及び警戒避難体制の整備を推進するとともに、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について住民への周知を図る。

【資料編参照】

## 3 治水計画

### (1) 現況・危険区域

町には、沖縄市を源流とした県指定二級河川「比謝川」を有している。

従来、県内の河川法適用河川及び準用河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されており、通常地震に対しては堤防への大きな被害は生じないと思われるが、通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。

なお、本町において、「重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）」はない。

### (2) 計 画

町内の河川、海岸等の危険箇所を調査把握し、災害が予想される場合は適時巡視するとともに、関係機関と連携し、危険箇所の改修等を計画的に実施する。

地震等の災害による河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

また、大規模な地震被害による災害想定から、階段護岸や取水用ピット等の整備を促進することで、緊急時の消火用水や避難時における生活用水等の確保を図るものとする。

### (3) 浸水想定区域の指定と周知

#### ア 浸水想定区域内における施設の名称及び所在地の指定

町は、浸水想定区域の指定があったときは、町防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに、避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するも



## 第2編 災害予防計画

の)の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。

名称及び所在地を定めたこれらの施設について、町は町防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定める。

### イ 住民への周知

町は、町防災計画において定められた避難判断水位情報等の伝達方法、指定緊急避難場所・指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

### ウ 水防法に基づくハザードマップ等の作成、配布

町は、「(1)町の役割」により、水防法第15条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

## 4 農地等災害の予防及び防災営農の確立

### <農地防災事業の促進>

#### (1) 現況

本町の農作物は、産出額から主にサトウキビ、生乳や豚の畜産が高く、基地の黙認耕作地を含め狭隘な土地を活用している。

#### (2) 計画

##### ①事業の実施等

地震発生時の農地被害としては、液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊による2次被害として表面化することから、地震に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努めるものとする。

##### ②防災営農の確立

###### ア 指導体制の確立

町は、町内の農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、関係機関・団体と連携のもと、統一的な指導体制の確立を図る。

###### (ア) 指導組織の統一及び指導力の強化

町は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

###### (イ) 防災施設の拡充

町は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

###### イ 営農方式の確立

町は、県の指導のもと、本県農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯

## 第2編 災害予防計画

農業における防災営農技術の確立を図る。また、県の試験研究機関にあっては、病害虫、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による防災営農の確立に努める。

### 5 海岸保全施設対策（実施主体：県、嘉手納町、港湾管理者）

海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。概要は以下のとおり。

- (1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。
- (2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。
- (3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- (4) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

### 6 高潮等対策

本町の海岸線のうち、海岸保全区域に指定された地域及び漁港は、管理区分により県又は町がそれぞれ高潮等による災害に対する種々の防護策が講じられている。

特に、比謝川河口域からの埋立地の海岸は保全対策による堤防が整備され、高潮等による災害予防施設が強化されている。

今後とも、海浜地域の安全確保に必要な整備を促進することとする。

[担当：都市建設課]

#### (1) 港湾・漁港等整備事業

港湾・漁港等は、管理区分によって県又は町がそれぞれ高潮、津波等による災害予防施設の整備強化を図るものとする。

【資料編参照】

#### (2) 流出防止

流木等による海上交通の障害防止のため、災害時に備え荷役や荷揚げ場所等において集積及び固縛等の状況を調査し、災害が予想される場合は港湾管理者と協議の上、所有者等に対し指導を行っていく。

#### (3) その他対策

港湾、漁港は管理区分によって県又は町がそれぞれ高潮等による災害予防施設の整備強化を図るものとし、町は、地域防災計画における高潮対策の強化マニュアルに基づいて、

## 第2編 災害予防計画

以下の予防対策を実施する。

### (ア) 水防体制の確立

高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、広報手段を充実するとともに、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

### (イ) 危険区域の周知

住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努める。

### (4) 警戒避難体制の整備

本町は、水害ハザードマップの手引き（国土交通省・平成 28 年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

## 7 緑地の保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全に努める。

## 第4款 建築物・構造物等の対策

### 1 防災建築物・構造物等の建設の促進

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

#### (1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

ア 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。

イ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

ウ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

## 第2編 災害予防計画

工 耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

### (2) 建築物の耐震化の促進

本町は、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「沖縄県耐震改修促進計画」を踏まえ、耐震診断・耐震改修を推進し、同計画に掲げた耐震化目標（町所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物 100%）の達成に向けて、施設の耐震化の状況把握を行い、県と連携した計画的な取り組みを推進する。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

そのほか、建築物における天井の脱落等の防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

### (3) 建築物等の耐風及び耐火対策の促進

町は、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐火対策を促進する。

また、町所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によっては、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、新たな建築物についても同様の対策を講ずる。特に、体育館や公民館等、災害時の指定避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う。

そのほか、一般建築物については、耐風性や不燃化の啓発に努めるとともに、一般住宅への雨戸設置の推奨を図る。

### (4) ブロック塀対策

本町は密集した地区が多く、建築年数の古い建物が残るところについては、石垣やブロック塀等の老朽化がみられる箇所もあり、震災時には倒壊の危険性が高いことが予測されることから、このような箇所については、倒壊等の防止策を実施していくものとする。

区分	実施事項
① 調査及び改修指導	各地域におけるブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造替えや生垣等を奨励する。
② 指導及び啓発普及	町は、県による建築物の防災週間等を通じた建築基準法の遵守について、指導及びブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及・啓発を行う。

## 第2編 災害予防計画

### (5) 公共建築物等の定期点検及び定期検査

町は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

### (6) 構築物等の風水害予防措置

既設の看板、広告物その他構築物を定期及び台風前に調査し、危険物については直ちに所有者又は管理者に通報し、改善又は撤去するよう指示し、履行させる。

### (7) 道路、橋梁の維持補修事業

道路管理者は、所管の道路、橋梁等を常時補修する。なお、早急に修理が不能な危険箇所については、立て札等によって表示し、通行又は重量の制限を行う。

### (8) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

### (9) 建築物等の適切な維持保全の周知と耐風対策の促進

町は、建築物の耐震、耐風、耐水、耐浪、耐火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努める。

## 2 文化財災害の予防

建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、台風、地震等の災害から守るため、次により災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 本町及び国、県は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。
- (2) 町村教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- (3) 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。
- (4) 本町及び県は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (5) 本町は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (6) 本町は、各市町村文化財担当職員講習会等を開催して、防災措置について指導する。
- (7) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。
- (8) 本町は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

### 第5款 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

#### 1 上水道施設の災害予防

##### (1) 施設の防災性の強化

各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

##### (2) 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

#### 2 下水道施設災害予防計画

##### (1) 施設の強化及びバックアップ施設の整備

県及び嘉手納町は、下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

##### (2) 広域応援体制の整備

県は、県内の事業者間での広域応援体制構築の支援及び「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、速やかな支援要請と的確な受入体制等を整える。

## 第2編 災害予防計画

### (3) 災害時を想定したトイレ環境の確保

大規模災害時には、下水道施設被害により指定避難所や家庭内等において、トイレが使用できなくなることが想定されるため、携帯トイレ・簡易トイレの備蓄や仮設トイレの設置を推進するとともに、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）」を参考に、マンホールトイレ整備・運用について計画し、指定緊急避難場所・指定避難所へのマンホールトイレの整備推進を図る。

## 3 高圧ガス施設災害の予防

町は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にして、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

なお、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進並びに安全機器の普及等を推進する。

### (1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

### (2) 高圧ガス消費者における保安対策

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。また、消費者の保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

### (3) 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締を実施する。

### (4) 高圧ガス保安推進月間運動・活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

## 4 電力施設災害の予防

「電気事業法」及び「災害対策基本法」に基づく保安管理の徹底を図る。

### (1) 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力(株)は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しに当たっては、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施

## 第2編 災害予防計画

する。

なお、国、県及び町が実施する防災訓練には積極的に参加する。

### (2) 施設対策

沖縄電力(株)は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。なお、以下のとおり施設毎に対策を講ずる。

#### <沖縄電力(株)の主な災害予防事業>

対策別	実施内容
① 火力発電設備	<p>機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域の予想地震動等の特性を勘案した上で、発電用火力設備に関する技術基準に基づいた設計を行う。</p> <p>建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</p>
② 送電設備	<p>a 架空電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>b 地中電線路 終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。</p> <p>また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</p>
③ 変電設備	<p>機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。</p> <p>建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</p>
④ 配電設備	<p>a 架空配電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>b 地中配電線路 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</p>
⑤ 通信設備	<p>屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。①～⑥について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計する。</p>



## 第2編 災害予防計画

### 5 通信施設災害の予防

町及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に以下の予防措置を講ずる等万全の措置を期する。特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

#### (1) 町及び県における対策

対 策 別	実 施 内 容
① 災害用通信手段の確保	<p>(ア) 代替手段等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用</li> <li>・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）</li> </ul> <p>(イ) 冗長性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携</li> <li>・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化</li> </ul> <p>(ウ) 電源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等</li> <li>・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策</li> </ul> <p>(エ) 確実な運用への準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検</li> <li>・情報通信手段の管理及び運用体制の点検</li> <li>・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟</li> <li>・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練</li> <li>・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）</li> <li>・移動無線等の輻輳時の混信等の対策</li> </ul> <p>(オ) その他の通信の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保</li> </ul>

## 第2編 災害予防計画

(つづき)

対 策 別	実 施 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築及び収集された画像を配信する通信網の整備</li> </ul>
② 情報通信機器の充実	<p>災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>○県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等も導入した県総合行政情報通信ネットワークを充実・強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村端末局について、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて二重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。</li> <li>・衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る。</li> </ul> <p>○町は、防災行政無線、現行の通信システムの最新設備への更新等を推進する。</p>
③ 通信設備等の不足時の備え	<p>災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。</p>
④ 停電時の備え及び平常時の備え	<p>本町及び県は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。</p>

## 第2編 災害予防計画

### (2) 各電気通信事業者による措置事項

対策別	実施内容
a 電気通信設備等の予防計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震及び耐火対策を図る。</li><li>・予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。</li></ul>
b 伝送路の整備計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。</li></ul>
c 回線の非常措置計画	<p>&lt;災害発生時における通信確保の非常措置対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・回線の設置切替え方法。</li><li>・可搬無線機、工事車両無線機等による非常用回線の確保。</li><li>・孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保。</li><li>・災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出し携帯電話の確保。</li><li>・可搬型基地局装置による電話回線確保。</li></ul>

### (3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等

#### ア 通信手段の確保

本町及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

#### イ 広域災害・救急医療情報システムの整備

本町及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

## 6 放送施設災害の予防

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- (4) その他必要と認められる事項

## 7 通信・放送設備の優先利用等の事前措置

### (1) 優先利用の手続き

町は、県又は関係機関とともに、通信設備の優先利用（基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について、電気通信事業者、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

## 第2編 災害予防計画

### (2) 放送施設の利用

町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるとき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

## 第6款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図る。なお、危険物施設等の保安措置に関する指示等については、危険物の規制に関する政令等、適応する法令に基づき行う。

### 1 危険物災害予防計画

#### (1) 危険物施設等に対する指導

ニライ消防本部は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

#### (2) 危険物運搬車両に対する指導

ニライ消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

#### (3) 保安教育の実施

危険物施設等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

#### (4) 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を工事災害の予防に万全を期する。

##### ① 火災、爆発物の防止対策

取扱う危険物の性質、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

##### ② 危険物施設の管理、点検

危険物施設の維持管理が適正に出来るよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

##### ③ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に関わる保安又は防災設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

## 第2編 災害予防計画

### ④ 保安体制の整備、確立

危険物施設等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と本町及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

### ⑤ 従事者に対する教育訓練

危険物施設等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

## (5) 化学消防機材等の整備

ニライ消防本部において、化学対応資機材等及び消防機材の整備を図り、また、特殊材を扱う等、消防上必要と考えられる事業所においては、化学消火剤の備蓄を行わせる。

## 2 毒物・劇物災害予防計画予防対策

### (1) 方針

災害発生時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

- ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- イ 毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定
- ウ 耐震等の定期点検及び補修の実施
- エ 防災教育及び訓練の実施
- オ 災害対策組織の確立

### (2) 対策

本町は、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、県が実施する毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対する指導に対し協力するものとする。

- ア 毒物・劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- イ 災害発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導し、あわせて、毒物・劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- ウ 毒物・劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震・津波、風水害等防災上の指導體制の確立を図る。
- エ 毒物・劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。
- オ 毒物・劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

### 3 火薬類災害予防計画

災害発生時における火薬類による災害の発生を防止するため、町は、国、県、警察署、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図る。

#### (1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督・指導を行わせる。

県は、火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所に、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

#### (2) 火薬類消費者の保安啓発

県は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。

また、火薬類消費者の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

#### (3) 路上における指導取締りの実施

県は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

#### (4) 火薬類による危害予防週間の実施

県は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進

### 4 有害化学物質等漏出災害予防計画

事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、町民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

#### (1) 「PRTR法」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者における取扱状況把握及び情報提供体制の整備

PRTR法第5条第2項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が主務大臣に届け出る内容（第一種指定化学物質及び事業所ごとの排出量及び移動量）を把握するとともに、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

※PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

#### (2) 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理

イ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

## 第7款 不発弾等災害予防

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び県民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。

[担当：総務課]

### 1 不発弾の処理体制

#### (1) 陸上で発見される不発弾等の処理

- ① 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄の警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- ② 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ③ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- ④ 小型砲弾等の比較的危険度が少なく、移動可能な弾種は第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ⑤ 爆弾等、危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

#### <信管離脱作業>

信管離脱作業は、非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- a 本町で発見された場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を行い、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。
- b 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
- c 町長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

#### (2) 海中で発見される不発弾の処理

- ① 発見者は、所轄海上保安部署へ通報し、それを受けて第11管区海上保安本部、県知事、所轄市町村長又は港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。
- ② 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ③ 危険度が少なく、移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ④ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

## 第2編 災害予防計画

### <爆破処理作業>

爆破処理作業は、非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- a 発見された所轄が本町の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議し、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。
- b 危険範囲を定め、その区域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
- c 町長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

## 2 関係機関の協力体制の確立

国、県、町や各関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

## 3 不発弾に関する防災知識の普及指導

### (1) 講習会

町及び消防機関、不発弾磁気探査事業者等の関係機関に対し、県等が開催する講習会や研修への参加、勉強会等を通して不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得する。

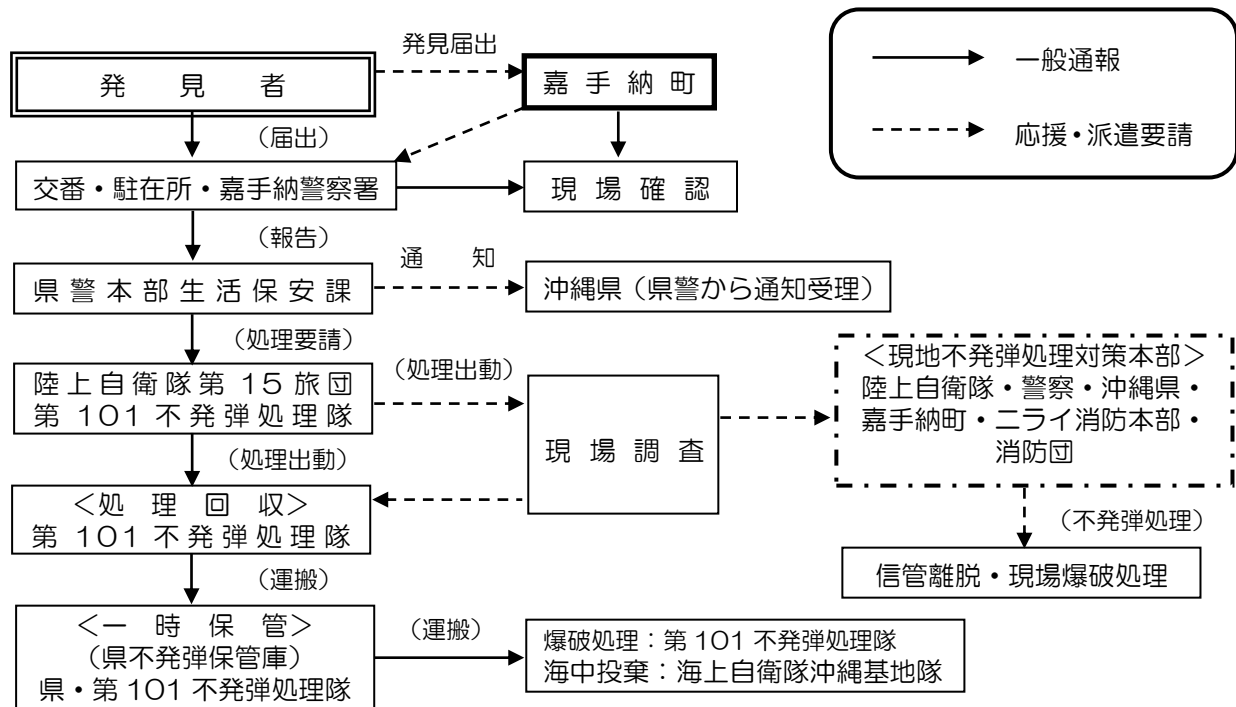
### (2) 広報活動

住民一般に対して、不発弾の危険性について周知・広報活動を実施する。

### 【不発弾処理の流れ】

#### ① 陸上部分

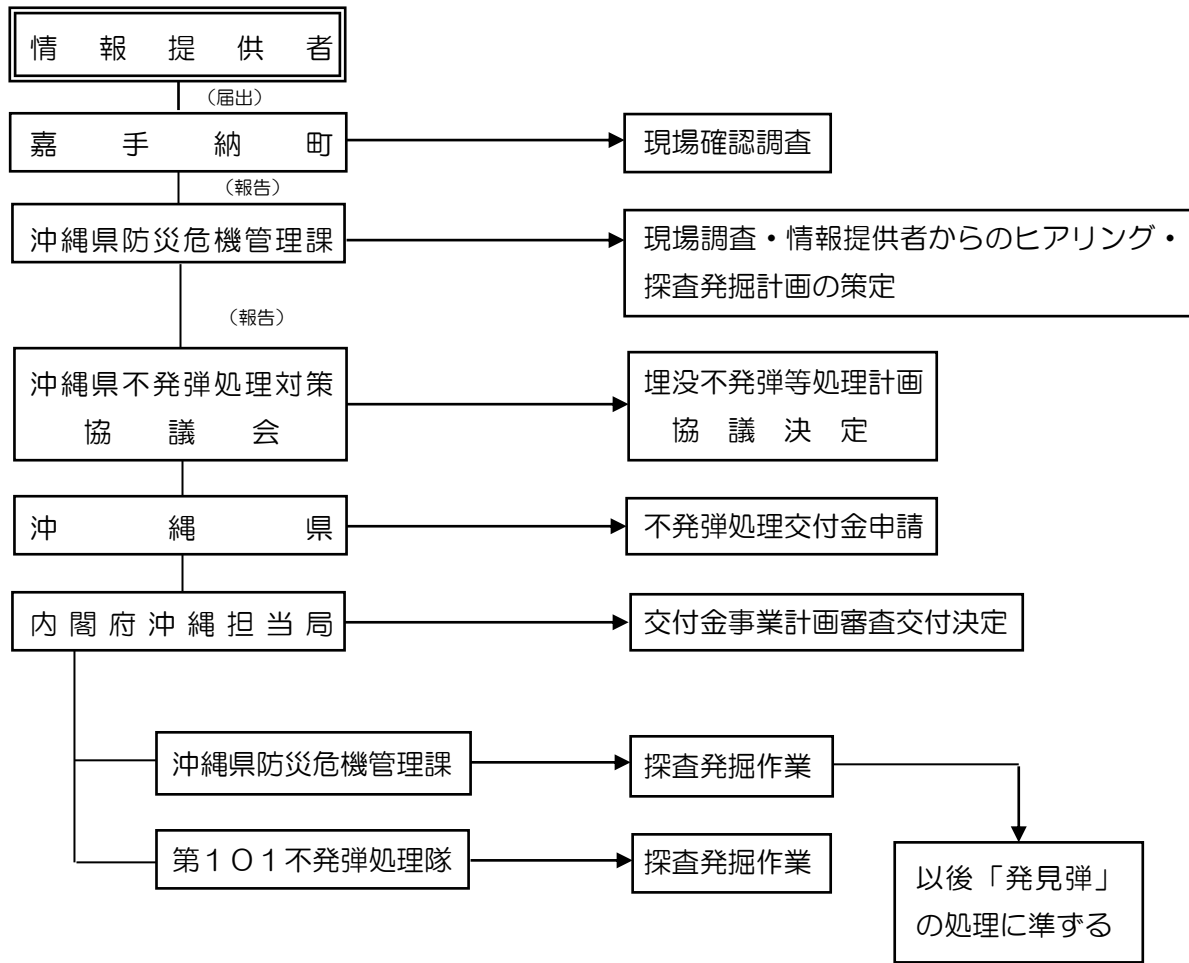
(発見弾)



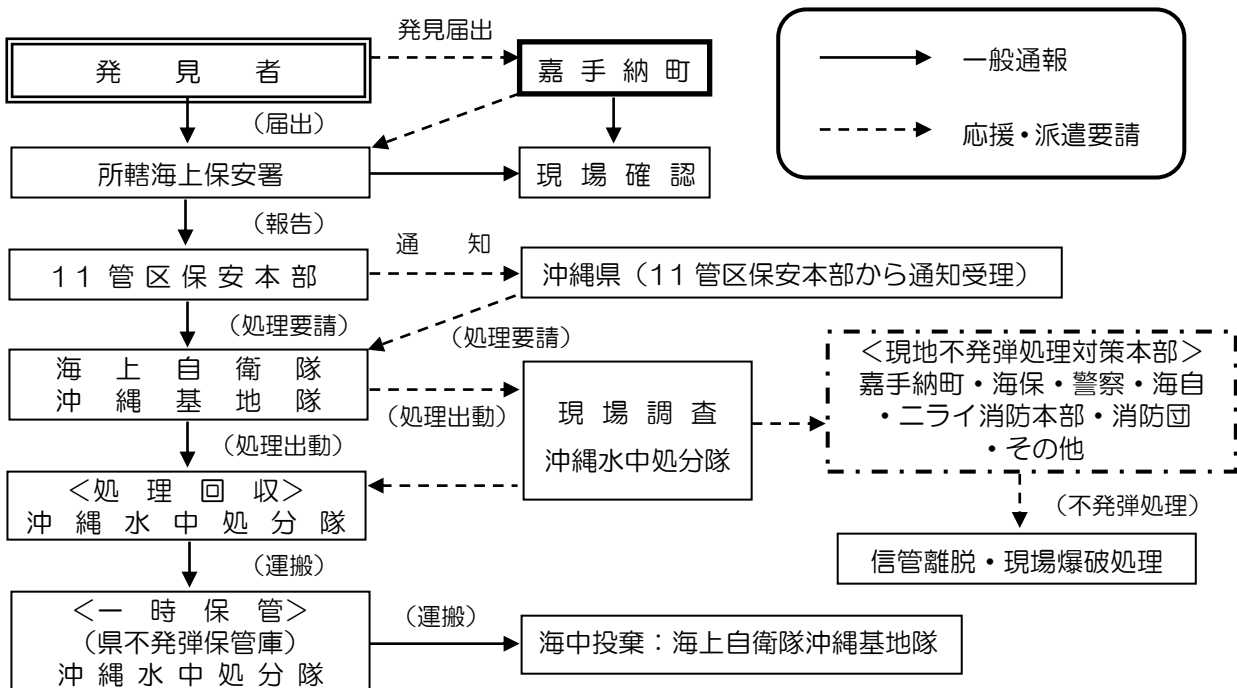


## 第2編 災害予防計画

(埋没弾)



② 海上部分（発見弾）



### 第8款 気象観測施設・体制の整備

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

[担当：総務課・企画財政課]

#### 1 沖縄気象台における気象業務体制の整備

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

##### (1) 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

##### (2) 観測資料等のデータベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市町村や県民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

#### 2 主要関係機関における気象観測体制の整備

本町及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）及び水位計（自記、テレメータ等）の整備充実を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市町村や県民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第4節 災害応急対策活動の準備

町及び防災関係機関は、災害に強い人づくり、まちづくりと同時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するための事前措置を推進していく必要がある。

本町の応急対策計画による対応が、災害発生時において実効性のあるものとするため、事前措置の規定と推進を図る。

第1款 初動体制の強化

[担当：総務課・各課・消防本部]

1 職員の動員配備対策の充実

突発的に発生する災害への対応として、迅速な情報の把握及び対策体制の確立が必要となることから、初動体制の強化を図るものとする。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたって、公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

■職員の配備対策の充実

災害対策職員及び要員の招集確保を整え、早期に所掌事務に従事・専念できる体制づくりが必要となるため、その対策を図るものとする。

区 分	実 施 事 項
① 職員の家庭における安全確保対策の徹底	災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員をはじめ、その家庭・家族への防災対策を徹底し、被害の最小限化を目指す。
② 災害対策職員の緊急呼出し体制等の整備	甚大な災害発生時に、災害対策職員自身が認識・把握できない場合を想定し、災害対策本部長をはじめ各部署との連絡体制及び動員を確立するため、常時呼出し可能な体制づくりを図る。
③ 24時間体制の整備	勤務時間の内外を問わず発生の可能性のある災害に対処するため、24時間体制の対策要員の待機により、迅速な初動体制を確保可能とするよう、強化・整備に努めるものとする。
④ 庁舎執務室等の安全確保の徹底	災害対応への執務室及び対策本部設置場所である町役場庁舎内において、備品の倒壊による負傷等がないよう、備品の固定化、危険物の撤去等防災対策を整えて安全確保を徹底する。

## 第2編 災害予防計画

### 2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

区 分	実 施 事 項
① 庁舎の耐震診断	<p>嘉手納町災害対策本部を設置する予定である町役場庁舎の耐震の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。</p> <p>また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。</p> <p>なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。</p>
② 災害対策本部の設置マニュアルの作成	<p>対策本部の設置が、誰にでも迅速に確立できるよう、情報通信機器の設置方法や設置マニュアル等を早急に整備する。</p>
③ 災害対策本部職員用物資の確保	<p>災害対策本部の職員がその職務に専念・遂行できるよう、最低3日分の水・食糧と下着や毛布等の生活必需品の備蓄について検討する。</p>

### 3 災害情報の収集・伝達体制の充実

災害発生後、迅速に情報を把握するための対策を図るものとする。

区 分	実 施 事 項
① 情報通信機器等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と協力し、防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）の導入を図る。</li> <li>・ 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を図る。</li> <li>・ エリアメールをはじめ、登録制のメール、緊急通報システムの活用、戸別受信機の整備など本町にあった情報通信機器の整備を検討し、多様な情報通信システムの構築を推進する。</li> <li>・ 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。</li> </ul>
② 通信設備の不足時の備え	<p>災害発生時において、通信設備等の不足が生ずる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。</p>
③ 連絡体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保</li> <li>・ 防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討</li> </ul>
④ 情報分析体制の充実	<p>町は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。</p>

## 第2編 災害予防計画

### 4 災害対策実施方針の備え

収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておくものとする。

### 5 複合災害への備え

本町をはじめ、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

## 第2款 活動体制の確立

本町における災害応急対策を迅速に実施するために、以下の項目における活動体制の確立を図る。

### (1) 職員の防災対応力の向上

区分	実施事項
① 職員を対象とした防災研修の実施	職員を対象とした防災研修会を定期的開催し、職員の資質向上を図る。また、防災に関する記事・レポート等を全課に配布することや、電子掲示板等に防災関係記事を掲載する等、職員への防災知識の普及・理解を深めるものとする。
② 防災担当職員、災害対策要員の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・国や県が主催する防災研修会、防災関係学会等へ積極的に職員を派遣する。</li><li>・災害を体験した都道府県への視察、意見交換会の開催等を行う。</li><li>・防災担当専門職員を養成する。</li></ul>
③ 民間等の人材確保	緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間の人材の任期付雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

### (2) 物資、資機材の確保体制の充実

災害応急対策実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、マスク、消毒液、パーテーション等の避難所における感染症対策、食料、飲料水、ブルーシート、土のう、生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、本町は、以下のとおり、町内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

なお、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民

## 第2編 災害予防計画

間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

### ① 救出・救助用資機材の確保体制の充実

災害発生時に緊急度の高い救出・救助用資機材は、住民が身近に確保できるよう整備に努める。

- ・自治会単位等における自主防災組織の育成に伴い、各組織への救出救助用資機材の補助
- ・各家庭、事業所等に対する救出・救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ・救助工作車等の拡充及び更新整備の促進
- ・資機材を保有する建設業者等と町との協定等締結の促進
- ・各公共施設における救出・救助用資機材の整備促進

### ② 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時の緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるような環境づくりに努める。

- ・各自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ・家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ・消防自動車等、公的消防力の整備拡充の促進

### ③ 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

設備の整っている県立病院（中部病院等）は混沌とすることが想定され、医薬品・衛生材料の確保の他、本町において想定被災者数を考慮した量を目標とした確保に努める。

### ④ 食料・飲料水・生活必需品の備蓄・確保体制の充実

水・食糧・被服寝具等の生活必需品について、本町の規模を考慮したうえ、災害発生後3日以内に調達体制を確立することを目標とし、それまでの間は家庭及び地域における確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波、風水害発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

## 第2編 災害予防計画

- ・家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への水・食糧・被服寝具等の生活必需品の7日分以上の備蓄に関する啓発
- ・町における食糧、飲料水、被服・寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進
- ・飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄
- ・大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等の締結を近隣市町村とともに促進
- ・町内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制の構築
- ・乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
- ・町及び上水道事業者等による給水車等、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び住民等へのポリ容器等の備蓄促進
- ・通信手段の途絶や被災地の機能麻痺等を想定し、町からの要請を待たずに県が指定避難所等へ避難者の食料等を供給する体制の構築

### ⑤ 輸送手段の確保

町は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておく。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、災害発生後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

車両、船舶、空輸機等、あらゆる輸送手段の確保を念頭に事前協議を図るなどの対策を講じることとする。

### (3) 応援体制の強化

本町における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら以下の対策を講じることとする。

#### ① 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

県は、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進するために必要な支援、調整を行うとともに、応援の要求手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、周知を徹底する。また、県は、市町村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制を確保する。町は、以上の点を踏まえて他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

#### ② 町内関係業界、民間団体等との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行えるように町内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

## 第2編 災害予防計画

### ③ 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ 日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

### ④ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

### ⑤ 自衛隊との連携の充実

被害想定結果を踏まえて、災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

### ⑥ 米軍との協力体制の充実

災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について具体的に協議し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。

### ⑦ 大規模災害発生時における広域的な応援・受援体制の整備

大規模災害発生時においては、町のみでは対応に困難を来すことが想定されるため、国や他都道府県を含む各機関が連携して広域的な応援体制を構築する必要がある。

町は、平常時から各機関と十分協議し、大規模な災害発生時に速やかに対応できるよう、各機関と締結した広域応援協定等に基づいた応援体制を整える。

・「応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請



## 第2編 災害予防計画

### ⑧ 応援・受援の備え

災害の規模に応じて、円滑に応援又は受援できるように以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・ 応援先・受援先の指定
- ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- ・ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
- ・ 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

### (4) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

#### ア 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

#### イ 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を把握して関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施する。

また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。

#### ウ 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

## 第2編 災害予防計画

### エ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町の管内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

### オ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

### カ 運送事業者との連携確保

本町及び県は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ・物資の調達、輸送に必要な情報項目、単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

### キ 緊急輸送活動関係

本町及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、本町及び国、県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、本町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

### ク 上記「イ」を除く生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

## 第2編 災害予防計画

### (5) 広報・広聴体制の充実

被災地での噂やデマなどによるパニック等の二次被害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を発信し、災害応急対策を円滑に進めるための対策を講じるものとする。

- ① プレスルームの（報道機関室）の設置準備
- ② 報道機関を通じた広報に関する意見交換会の開催
- ③ 防災行政無線放送の活用、並びにパソコン通信・インターネット等での情報発信の検討
- ④ 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

### (6) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時に防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、更には防災資機材や物資の備蓄の場であり、災害時には避難場所や応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプとなる。

このため、自治会等の行政区単位別にコミュニティ防災拠点、学校区別には地域防災拠点としての確保が重要であることから、本町において必要な整備を促進するものとする。

### (7) 公的機関等の業務継続性の確保

本町は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- ア 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- イ 不動産登記の保全等

### 第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

各個別の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するために、各々の活動に対応した事前措置の対策を図るものとする。また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めていくものとする。

#### 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置

##### ① 地震に関する情報の収集・伝達体制の充実

余震による被害をより効果的に防止するため、余震に関する情報を住民に迅速に知らせる体制を整える。

##### ② 津波に関する情報の収集・伝達体制の充実

津波警報等の収集及び津波危険予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

##### ③ 風水害等に関する情報の収集・伝達対策の充実

気象情報等を迅速・確実に収集し、住民等への伝達体制の充実を図る。

##### ④ 避難誘導対策の充実

危険な建物や場所から安全な場所に避難させるためには、避難誘導に関する対策を各機関、施設等において各々確立する必要があることから、各対策を図るものとする。

- ・ 公共・公益施設の耐震補強と避難体制の再点検
- ・ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検の指導
- ・ 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への避難マニュアルを作成
- ・ 耐震性のある国や県、民間施設の避難所指定に関する調整
- ・ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

##### ⑤ 救出・救助対策の充実

建物や土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等を迅速に救出・救助できるような対策を行うこととする。

- ・ 町、県、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出・救助訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- ・ 自主防災組織用の救出・救助用資機材の補助

##### ⑥ 緊急医療対策の充実

大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、本町は、県をはじめ行政機関、医師会等医療関係者の連携のもとに協定

## 第2編 災害予防計画

を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していく。

- ア 地震・津波、風水害の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
  - イ 災害派遣医療チーム（DMAT）及び県内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む）また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。
  - ウ 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策
  - エ 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策
  - オ 地震・津波、風水害の危険性、被害想定の子測負傷者を踏まえた国立病院機構、災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備
  - カ 災害時に国の非常本部等が選定する広域後方医療施設への傷病者の搬送を中継する広域搬送拠点を、県内の既存の飛行場、自衛隊基地、大規模空地等から選定する。また、広域搬送拠点には、傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うSCUの機能整備、SCUの設置・運営に協力する医療機関の指定、協力する医療機関へのSCU設置に必要な医療資機材等の整備等を推進する。
- ※SCU（エス・シー・ユー）：ステージング・ケア・ユニットの略で、広域搬送拠点に隣接して設置する臨時医療施設のこと。
- キ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システムの整備及びシステム操作等の研修・訓練の推進。
  - ク 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的に医療活動を展開できる体制の確立（DMATから中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ調整スキームの策定等）
  - ケ 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等）

### 2 大規模停電への備え

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

### 3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

#### (1) 学校の防災拠点化の推進

以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

- ア 無線設備の整備
- イ 教職員の役割の事前規定
- ウ 調理場の調理機能の強化
- エ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- オ シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
- カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- キ 給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
- ク 施設の耐震化及びバリアフリー化

### (2) 緊急避難場所・避難所の指定・整備

#### ア 緊急避難場所・避難所の指定

本町は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

#### イ 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

本町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月）」を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

### (3) 福祉避難所のリストアップ

本町は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障害者等を専用に受け入れる福祉避難所の指定に向けて取り組むものとする。なお、指定に向けて以下の取り組みを進めていく。

#### <福祉避難所の指定に向けた取り組み>

福祉避難所の指定に向けて、避難対象者の把握をはじめ、指定候補施設の選定、候補施設との調整・指定（民間施設においては協定を締結）などを総合的に取り組

## 第2編 災害予防計画

むものとする（福祉避難所の指定に向けた調査の実施）。調査にあたっては、以下の内容を整理するものとする。

- 福祉避難所への避難対象者の概数把握
- 指定候補施設の選定
- 候補施設の概況把握（施設、設備、人員体制、受入れ可能人数など）
- 候補施設における必要な整備、資機材等の把握
- 民間施設の指定における、調整事項、協定内容（案）の整理
- 福祉避難所における医療的ケアを必要とする要配慮者の条件整理（必要な設備、人材、対象範囲）

福祉避難所については、今回、二次的な避難所（まずは最寄りの指定避難所に避難後、安全等を確認し、利用する避難所）として要配慮者への対応できる人材、居室スペースなどの状況も鑑み、以下の2施設を福祉避難所として指定する。

	名称	所在地	受け入れ対象者	特記事項	受け入れ人数
1	嘉手納町総合福祉センター	字水釜 447-1	高齢者及び障がい者（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備、人材等を必要としない者	対応できる人員に応じて人数を決定
2	かでな未来館	字嘉手納 603-8	高齢者及び障がい者（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備、人材等を必要としない者	対応できる人員に応じて人数を決定

#### (4) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低7日間）、食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

#### (5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

町は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

## 第2編 災害予防計画

### (6) 物価の安定等のための事前措置

町は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行う。なお、これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

- ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

### (7) 文教対策に関する事前措置

県及び市町村は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

- ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
- イ 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討
- ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

### (8) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

本町及び県は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

### (9) 広域一時滞在等の事前措置

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

- ア 他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
- イ 災害時の避難者の移送や受入れ等についての実施要領の作成
- ウ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- エ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備
- オ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備



## 第2編 災害予防計画

### (10) 家屋被害調査の迅速化

町は、県が実施する家屋の被害認定担当者のための研修等に参加し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要となる罹災証明の発行手続の迅速化を図る。

また、家屋被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

### (11) 災害廃棄物処理計画の策定及び情報共有の推進

町は、国の災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえて、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した「嘉手納町災害廃棄物処理計画」を策定していることから、災害時に適切な運用が図れるよう、本町職員への周知をはじめ、関係機関との情報共有を行うものとする。

### (12) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で指定緊急避難場所・指定避難所等、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、町及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討する。

## 第4款 災害ボランティアの活動環境の整備

### 1 ボランティア意識の醸成

#### (1) 学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、県及び市町村は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

#### (2) 生涯学習を通じた取組

本町、県及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

### 2 ボランティアの育成等

#### (1) ボランティアの育成

本町及び県は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。

育成にあたっては、ボランティア活動だけでなく、災害時における活動や避難所運営に関する研修を行うなど、災害時における活動体制の確保に向けた取り組みを行う。

## 第2編 災害予防計画

### (2) 専門ボランティアの登録等

ア 本町は県と協力し、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」）という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。

イ 県及び市町村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

### (3) ボランティアコーディネーターの養成

本町及び県は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

## 3 ボランティア支援対策

### (1) 受入れ準備

本町及び県は、県・町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

### (2) 活動支援の準備

本町及び町社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

### (3) ボランティア活動の支援

本町及び町社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、ボランティア活動を支援していくものとする。

また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。

### (4) ボランティア保険制度の加入促進

県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。本町は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

### (5) 風水害等の活動

本町、県及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力を行う（資機材調達含む）。

### 第5款 要配慮者の安全確保計画

高齢者、病弱者、障害者、児童（乳児含む）、妊婦、外国人、観光客等の災害に比較的弱いと想定される者に対し、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面での配慮が必要である。

このため、平常時から地域における要配慮者への支援体制が整備されるよう努めるとともに、災害・地震時には避難誘導はもとより、高齢者、障害者等の避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を推進するものとする。

特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

[担当：総務課・福祉部・産業環境課・消防本部]

#### 1 社会福祉施設等における安全確保

災害時に、自力で避難できない人々（日常生活が困難な高齢者や障害者（児）、乳幼児等が入所又は通所している社会福祉施設、保育施設等において、安全を図るための十分な防災対策を日頃から講じておくものとする。

##### (1) 地域防災計画への位置づけ

災害発生時の要配慮者の避難対策等について、施設管理者及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法を地域防災計画に定めるものとする。

特に、津波災害警戒区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、津波防災地域法や土砂災害防止法等に基づいて、災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、災害等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記し、避難確保計画、避難訓練の実施により危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

##### (2) 施設、設備等の整備及び安全点検

要配慮者の災害時における安全及び避難の確保を図るため、施設管理者は施設自体の崩壊、火災発生等が起こらないように施設の整備を図るとともに、点検を常時行う。

##### (3) 地域との連携

災害発生時における避難は、施設職員のみでは不十分であることが予測されることから、施設周辺地域の住民との協力体制が得られるよう、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、避難体制の強化を図るものとする。

##### (4) 緊急連絡先の整備

要配慮者の保護者又は家族等が、災害時において確実な連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行う。

## 第2編 災害予防計画

### (5) 災害用備蓄の推進

災害時に要配慮者が最低限必要な食糧及び物資を確保するため、災害用備蓄対策を図るものとし、乳幼児の長時間保護を担う施設には、ミルク等の必要最低限の非常用食糧確保に努める。

また、必要に応じて近隣市町村や民間業者との応援協定を結び、災害時に生活物資が避難所等に十分に届けられる流通システムを検討する。

## 2 在宅で介護を必要とする者の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

### (1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備支援プランの策定

本町は、防災担当部局と福祉部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

#### ア 避難行動要支援者名簿の作成及び活用

災害対策基本法第49条の10～12、第50条第2項及び第56条各項並びに「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の名簿作成、名簿情報の活用及び提供、名簿情報の漏洩防止措置並びに避難支援等関係者の範囲などについては、以下に定めるとおりとする。

##### (ア) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は以下のとおりとする。

なお、名簿の提供に当たっては、本人の同意を得ることとする。

## 第2編 災害予防計画

- |                     |          |            |
|---------------------|----------|------------|
| ・ニライ消防本部            | ・沖縄県警察本部 | ・民生委員・児童委員 |
| ・町社会福祉協議会           | ・自主防災組織  | ・各区（自治会）   |
| ・その他避難支援等の実施に携わる関係者 |          |            |

### (イ) 避難行動要支援者の対象

避難行動要支援者の対象は、「嘉手納町災害時要援護者実施規則」に準じて以下のとおりとする。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 75歳以上の方（ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方）</li><li>② 要介護3以上の認定を受けている方</li><li>③ 身体障害者手帳の交付を受けている方（1級又は2級）</li><li>④ 療育手帳の交付を受けている方（A判定）</li><li>⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級）</li><li>⑥ その他災害時等の避難に支援を要し、町長が必要と認める方（妊婦、外国人等）</li></ol> |
|--|

※在宅の方を対象とし、施設や病院などに長期入所・入院されている方は対象外とする。

### (ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者に該当する者について、町が管理している住民基本台帳情報及び障害者手帳台帳、要介護認定情報等の情報を集約するとともに、必要に応じて県等に情報提供を求め、その情報を入手する。避難行動要支援者名簿の記載事項は、以下のとおりとする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・氏名</li><li>・生年月日</li><li>・性別</li><li>・住所又は居所</li><li>・電話番号その他連絡先</li><li>・避難支援を必要とする理由</li><li>・その他必要と認める事項</li></ul> |
|--|

### (エ) 名簿の更新に関する事項

町は、避難行動要支援者名簿を原則として1年に1回更新する。名簿情報を最新の状態に保つため、修正、削除及び新規追加については、随時実施する。

## 第2編 災害予防計画

### (オ) 名簿情報の提供における情報漏洩防止措置

名簿の使用方法は、「地域支援者（隣近所）」「自治会、自主防災組織」「社会福祉協議会、民生委員児童委員」等と避難行動要支援者の情報を共有し、避難支援に関することや日頃からの声かけ・見守り活動に活用するものとする。

また、避難行動要支援者の個人情報については、適正に管理するとともに、上記の目的以外の使用は行わないものとする。

なお、以下の点について避難支援等関係者に対し配慮を求める。また、自治会、自主防災組織及び町社会福祉協議会に名簿を提供する際は、覚書を取り交わすものとする。

- ・災害対策基本法による守秘義務の認識と理解
- ・必要以上の名簿の複製の禁止
- ・施錠可能な場所への名簿の保管
- ・団体内部での名簿取扱者の限定（団体の場合）
- ・管理者の選任及び町への報告

### (カ) 円滑な避難のための情報伝達の配慮

地域の災害環境に配慮するとともに、避難行動要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に避難行動要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備する。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者の居宅を直接訪問する等、高齢者等避難の周知を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等については、危険エリアに居住しているかを確認するとともに、確保した避難所（民間施設含む）に関する情報提供を行う。

### (キ) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援に際し、避難支援者及び避難支援等関係者本人又はその家族の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行う。

### イ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

町は災害発生時等の支援体制の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人一人の個別避難計画の作成を推進する。

## 第2編 災害予防計画

### (2) 防災についての普及・啓発

広報誌、広報活動等、関連施設・機関を通じ、要配慮者及び家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

対象者	内容
① 要配慮者及びその保護者・家族	<ul style="list-style-type: none"><li>日常生活において常に防災に対する理解を深めるとともに、日頃から防災対策を講じておくこと。</li><li>地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加すること。</li></ul>
② 地域住民	<ul style="list-style-type: none"><li>地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を整えておくこと。</li><li>災害発生時において、要配慮者の安全確保に協力すること。</li></ul>

### (3) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努める。

## 3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者等のように災害発生時には自力で避難することが困難な避難行動要支援者が多く出入りしていることから、安全確保のため日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

### (1) 施設、設備等の整備

施設管理者は、特に要配慮者が安全に避難できるように施設・設備の整備に努め、迅速に対応できる体制も合わせて図るものとする。

### (2) 施設、設備等の安全点検及び指導

本町内の不特定多数者が利用する施設を把握し、消防機関と連携した付属設備の安全点検に常時努めるとともに、施設管理者への指導を行うものとする。

### 第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

本町に来訪した地理に不案内な観光客・旅行者等が、災害に遭遇した場合を想定した安全確保等の事前対策を図るものとする。

#### 1 観光客・旅行者の安全確保

##### (1) 避難標識等の整備、普及

本町は、県が作成する避難場所・避難路の誘導標識について観光客・旅行者・外国人等にも容易に判別できる統一的な図記号を商工会、観光・宿泊施設等に普及する。

観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

##### (2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

本町は、観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

本町は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

##### (3) 観光関連施設の耐震化促進

本町は、県及び観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

#### 2 外国人の安全確保

米軍基地が所在する町という地域特性や国際化の進展に伴い、言語・文化・生活環境の異なる多くの外国人に対し、災害時の被害を最小限にとどめ的確な行動が取れるよう、県とともに本町における防災環境づくりに努めるものとする。

##### (1) 外国人への防災知識の普及

###### ① 多言語による災害情報の提供

テレビ・ラジオなどのメディアと連携し、災害などの緊急時に多言語で災害情報を伝達できるよう、体制を整備する。



## 第2編 災害予防計画

また、多言語の防災パンフレットを作成・配布するなどの方法により、外国人に対し防災知識の普及を図るものとする。

### ② 避難誘導及び災害情報伝達のための看板等の設置

外国人が避難場所に円滑に移動できるよう、多言語の看板や国際的に共通した絵文字表記（ピクトグラム）の設置・活用を進める。

### (2) 地域の防災訓練等への参加促進

在住外国人が、火災や地震などの災害発生時に対応できるよう、地域の消防団や防災訓練等への積極的な参加を促す。

### (3) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

## 3 観光危機管理体制の整備

### ア 観光危機管理の普及、対策の促進

本町は、県及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

### イ 観光危機情報提供体制の整備

本町は、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、県、本町、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

### 第5節 避難体制等の整備

危険な建物、地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、県、市町村、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

[担当：総務課・各課・消防本部]

#### 1 基本的事項

##### (1) 避難体制の整備

###### ①町の役割

- ア 指定緊急避難場所・指定避難所の選定
- イ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営方法の確立
- ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保
- エ 住民への周知
- オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- カ 避難指示等の基準の設定（発令対象区域の設定など）、国及び県等への避難情報の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- キ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

###### ②県の役割

- ア 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検
- イ 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル・旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導

###### ②社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- ア 避難計画の作成
- イ 避難誘導體制の整備

##### (2) 避難場所の整備等

###### ア 避難所の指定、整備

本町は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

- (ア) 避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする
- (イ) 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする
- (ウ) 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・

## 第2編 災害予防計画

危険箇所等を考慮するものとする

- (I) 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする
- (ロ) 当該市町村内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする
- (カ) 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする

### イ 広域避難場所等の指定

- (P) 市町村は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。  
避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

- a 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- b 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。

- (i) 市町村は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

## 2 津波等避難体制等の整備

本県は、沖縄本島と大小様々な離島で構成され、多くの観光客が訪れる。

一方、県内には過去に津波による大きな被害を受けた地域も存在し、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

### (1) 津波避難計画の策定・推進

#### ①嘉手納町における対策

県が策定する津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、本町の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

## 第2編 災害予防計画

- (ア) 津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）
- (イ) 避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
- (ウ) 避難困難地区・人口等
- (エ) 避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等
- (オ) 職員の参集基準等の初動体制
- (カ) 避難勧告及び指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
- (キ) 津波対策の教育及び啓発
- (ク) 避難訓練
- (ケ) 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策その他留意すべき事項

### ② 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設(空港、モノレール駅、フェリー・バス等のターミナル等)、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

### ③避難計画の留意点

#### ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分または津波予想到達時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。この場合、警察機関との十分な調整を図るとともに、各自治会との合意形成、津波避難路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

#### イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防団員、水防団員、警察官、嘉手納町職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

## 3 津波危険に関する啓発

### (1) 嘉手納町における対策

ア 住民等を対象に以下の項目について繰り返し、普及・啓発を行う。

- ①津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）
- ②津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- ③過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震による津波等）
- ④津波の特性（波の押し・引きなど）

イ 普及啓発は、いかに例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- ①学校、幼稚園、保育園での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- ②漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- ③津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者）関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- ④津波危険地域の各自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- ⑤広報誌
- ⑥防災訓練
- ⑦防災マップ（津波ハザードマップ）
- ⑧統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- ⑨電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

### (2) 広報・教育・訓練の強化

#### ア 津波ハザードマップの普及促進

津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

#### イ 津波避難訓練の実施

津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、町民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

#### ウ 津波防災教育の推進

教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、町民の津波防災への理解向上に努める。

### (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

#### ア 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておくものとする。また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

#### イ 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し、警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

#### ウ 避難ルート及び避難ビルの整備

##### ① 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では、概ね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は、最大級の津波到達予測時間の25分を目安として、10m以上の高台へ避難できるよう検討する。また徒歩避難を原則とし、避難路、避難階段を整備し、町民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

## 第2編 災害予防計画

### ② 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインの設置をする。

### ③ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。また、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

### ④ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔 10m 以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等を基本とするが、津波到達時間内に海拔 10m 以上への避難が困難な場合には、浸水想定区域内での津波避難ビルの指定についても検討していく。

避難場所の指定に際しては、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つための設備の整備に努める。やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、町民への周知と理解を促進する。

### ⑤ 津波避難困難区域の解消

県の津波避難困難区域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難区域を設定する。また、津波避難困難区域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。（本町で現時点では津波避難困難区域はない）

### ⑥ その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

## (4) 津波災害警戒区域等の指定等

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について県と連携し検討する。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。本町においては、現在、「津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定区域」が津波災害警戒区域として指定されている。

ア 計画に当該区域ごとに津波に関する情報、予報、警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

## 第2編 災害予防計画

- イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。
- ウ 津波災害警戒区域を含む場合は、嘉手納町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について町民に周知させるため、これら事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- エ 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言または勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。



### 第6節 孤立化対策の強化

[担当：総務課・企画財政課・都市建設課・産業環境課]

本町においては、災害により主要道路である国道58号及び県道等の主要道路が寸断された場合をはじめ、通信施設が被災し、長時間外部からの救援が不能となる事態も予想される。

また、各区から高台や中高層ビルへの避難に時間を要する地区もあることから大津波から避難できない事態も予想される。

このような防災上の不利性を踏まえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。

#### 1 孤立化等に強い人づくり

##### (1) 孤立想定訓練

地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入れ、漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

##### (2) 知識の普及

地震・津波による長時間の孤立化を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食糧、生活必需品等について少なくとも3日分以上の備蓄を促進する。

##### (3) 自主防災組織の育成

初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう、全地区において自主防災組織の設立を目指すものとする。

このため、県と連携して自主防災リーダーの育成や自主防災資機材の整備等を行う。

##### (4) 消防団の高度化

県と連携して、本町の消防団員を対象に、教育・研修や消防資機材等の整備を行う。

#### 2 孤立化等に強い施設整備

##### (1) 港湾・漁港等対策

港湾管理者及び漁港管理者は、孤立化防止に重要な港湾・漁港等について、耐震強化岸壁や背後港湾・漁港等施設の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。

## 第2編 災害予防計画

### (2) 道路対策

道路管理者は、本町の重要な災害対策拠点（避難所、救護所、物資輸送拠点等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。

### (3) 通信施設対策

嘉手納町及び県、通信事業者は、孤立化が予想される地区について所管の通信施設の耐震性等を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）を確実なものとする。

### 第7節 道路等事故災害予防計画

町は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

[担当：都市建設課、県、沖縄総合事務局、警察、消防本部]

#### (1) 現況・危険区域

嘉手納ロータリーを中心に、本島を南北に縦貫する国道58号と、本町と沖縄市を結ぶ“主要地方道沖縄嘉手納線”や読谷村へのバイパス“久得牧原線”の主要幹線道路、那覇方面と読谷村を結ぶ“水釜大木線”が、地震災害時において人員、物資の緊急輸送、その他災害応急対策上の重要な役割を發揮すると想定される。

また、市街地自体が戦後の移転集住によって形成されたため細街路がほとんどであり、交通渋滞による住宅地域内の通過交通が頻繁であることなど、防災及び住環境上の課題が見られるが、現在、嘉手納ロータリーを中心とした再開発事業により一部改善整備が進んでいる。

#### (2) 計画

##### ① 道路施設の整備

###### ア) 道路

地震災害時における交通途絶が予想される道路区域の調査及び現状把握を行い、道路機能の確保のため今後とも未然防止に努めるものとする。

###### イ) 橋梁

本町には広域的にも重要な比謝橋と比謝川久得橋があることから、耐震点検等を行い、調査結果により補修等が必要な橋梁について架替、補強、落橋防止等を図るものとする。

##### ② 緊急輸送の道路ネットワークの形成

消防、救急・救助、災害輸送活動等を迅速かつ円滑に実施するため、緊急輸送路としての道路幅員の拡幅、改良等を推進し、これらと交通拠点へのアクセス道路の連絡機能を向上することにより、緊急輸送道路ネットワークを形成させ、計画的な防災活動の円滑化に努めるものとする。

##### ③ 道路啓開用資機材の整備

本町内での事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を確保できるよう消防・その他関係機関と連携し、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保体制に努める。

### 第8節 海上災害予防計画

#### 1 航行の安全確保等

第十一管区海上保安本部等は、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行管制及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の作成、備置き等を指導する。

#### 2 災害応急対策への備え

##### (1) 情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部、県及び嘉手納町は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業組合及び漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

##### (2) 消防救助体制の整備

警察及び嘉手納町は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

##### (3) 油防除作業体制の整備

県及び嘉手納町は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

##### (4) 訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、嘉手納町は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

### 第9節 基地災害及び米軍との相互応援計画

県内には日本全体の約7割を占める米軍基地がある。

特に本町は町土の8割以上を占める米軍施設があり、字兼久地区における米陸軍貯油施設をはじめ、東側に弾薬庫、南側に極東最大の米空軍施設「嘉手納飛行場」がある。

[担当：総務課・基地渉外課]

#### 1 災害時の連携体制

##### (1) 相互連携体制の構築

県及び町内において大規模な災害が発生した場合、応急対策や復旧対策を円滑に実施するため、沖縄県を構成する一員として米軍と県との相互連携体制を構築することは重要なこととして沖縄県地域防災計画に示されている。

そこで、県と市町村は、米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模、態様の情報収集及び伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

##### (2) 相互応援協力体制の確立

県内で、地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害がおよび、また、その恐れがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に連携を行うための手順として「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を沖縄県と在沖米軍が共同で平成14年1月に策定している。

##### ① 県から応援を要請する場合

地震・津波等の大規模災害により、沖縄県災害対策本部が設置された場合に、相互に応援をする必要があると判断された場合。

##### ② 嘉手納町における応援対策

本町の災害対策本部が設置され、広域応援が必要と判断される場合、沖縄県を通し要請するものとする。

#### 【資料編参照】

#### 2 基地災害への対応

##### (1) 嘉手納町における基地災害の現況

軍事基地があるが故にこれまでに航空機墜落事故、航空機燃料流出事故等が相次ぎ、甚大な被害を被ってきたように、基地内での事故等は直接町民生活へ影響を及ぼす厳しい環境にある。これまで基地より発生した災害はある程度把握されているが、行政権が及ばないことなど現時点で災害予測をすることは極めて難しい状況にあり、災害対策への課題を多く抱えている。

しかし、基地そのものが住民地域に隣接しているため、防災上の措置を確保することは重要かつ必要条件である。

## 第2編 災害予防計画

### (2) 基地災害への基本方針

基地への基本方針として、基地の整理、縮小、返還を前提に、町民の生命と財産を守り安全の確保を図るため、基地被害（災害）に対する問題の解決に向け、近隣市町村及び県、県外の基地保有地域等との連携を図り、国や米軍関係機関に働きかけるものとする。基地が存続する現状においては、住民地域への被災拡大の除去対策として不測の災害に備えるよう米軍及び関係機関と連携を密にしながら、整備促進するものとする。

また、航空機墜落事故等の危険や不安の解消を図るために、米軍に対し、整備・点検の徹底とともに、パイロットや乗員の安全教育、飛行方法等の再検討や市街地上空での飛行禁止など、安全対策の強化を継続して求めるものとする。

※基地に関する災害については、「国民保護計画」の中で考えられる災害を想定するとともに、災害発生時の応急対策について検討するものとする。

### 【資料編参照】

## 第2編 災害予防計画

### 第10節 食料等備蓄計画

[担当：総務課・福祉部・産業環境課・消防本部]

#### 1 食糧・飲料水等

##### (1) 食糧の備蓄

本町及びその周辺または広域にわたる大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食糧の備蓄整備を検討・推進するものとする。

しかし、「沖縄県地震被害想定調査」における最大級の災害発生時の避難者数（避難所、避難所外含む）人数は、2,703人と、以前の備蓄目標の設定基準の人数（677人）を大きく上回るものであることから、万が一の場合に備えるものとする。

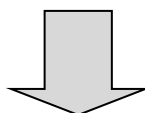
一方で、行政側だけの備蓄にも限界があることから、「行政」「家庭」「事業所」などの役割分担を行い、目標に近づけて取り組んでいくものとする。

#### ■これまでの備蓄目標の設定

備蓄の目安としては、本町の人口の20分の1の3日以上とし、備蓄倉庫を含めた整備に努めるものとする。

- 備蓄量基準（令和2年国勢調査人口）

町人口：13,521人 ÷ 20 × 3食 × 3日 = 6,093食以上



#### 目標備蓄量

- 大規模災害時に想定される必要備蓄数（避難者数2,703人）

2,703人 × 3食 × 3日 = 24,327食以上

## 第2編 災害予防計画

### (2) 災害対策用食糧の確保

本町は、県とともに食糧販売業者等と十分協議し、その協力を得た上で必要に応じて食糧の調達に努めるものとする。

### (3) 要配慮者に配慮した食糧の確保

要配慮者に配慮した食糧の確保に努めるため、優先配分の措置を図る。

### (4) 個人備蓄の推進

平常時から、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を7日分以上を目安に個人として備蓄しておくよう、住民への啓発・広報を実施していくものとする。

### (5) 飲料水及びその他生活用水の確保

#### ① 飲料水備蓄計画

大規模な災害時に一時的な断水が想定されるため、本町の管理する配水池を災害対策用として確保するなど、飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を推進していくものとする。現在、容量6ℓの飲料水用袋 2,000 袋（5年間耐用）を備蓄しており、今後とも継続的な備蓄確保に努めるものとする。

また、清涼飲料水メーカーとの協定による飲料水の確保を行うものとする。

#### ② 給水用資機材の整備

本町及び上水道管理者は必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図るものとする。

#### ③ その他生活用水の確保

その他生活用水（清掃、トイレ用水）として、井戸水をはじめとして他の方法での生活用水の確保についても検討するものとする。

## 2 医薬品、衛生材料の備蓄

町内診療機関では不足が予想される医薬・衛生品等について、本町の初動期における救援活動に供するため、医薬品及び衛生材料の備蓄について確保するよう努めるものとする。

## 3 生活必需品物資の備蓄

災害により、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を必要としているものに対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・提供をするため必要な物資を備蓄するものとする。

## 4 備蓄倉庫等の整備

町において食糧及び医薬品、衛生材料、生活必需物資等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るものとする。

## 5 職員の緊急招集用資機材の整備

災害が発生した場合など緊急招集職員への連絡を密にするため、防災用携帯電話等の所持により、登庁時間以外の所在及び召集状況が確認把握できるよう、整備を図るものとする。



### 6 資機材等の整備・点検計画

備蓄倉庫等の整備とともに、町内における災害対策に際し、災害対策基本法第49条に定めるところにより、必要な資機材等を整備し点検を図ることとする。

なお、資機材の点検整備等は、災害応急対策を実施する機関が行うものとする。

#### (1) 救助用資機材の整備

災害による倒壊家屋からの救助等にあつて、消防機関のみならず、役場や各地域（各コミュニティセンター等）において救助用資機材を配備しておくことが効果的であるため、町は救助用資機材の整備点検を行えるよう推進する。

#### (2) 資機材の活用整備

本町において大規模・特殊災害に対応するため救急車、救護・救助用機械器具等を含め高度な技術、資機材の効果的活用を図るため使用訓練や活用体制の整備を推進する。

#### (3) 流出危険物防除資機材

町や県、船舶関係者及び石油等危険物取扱者は、大量に流出した危険物による災害の拡大防止等に必要な資機材等の整備に努めるものとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等。</li><li>② 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着並びに吸引ポンプ、バージ等。</li><li>③ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等。</li><li>④ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知器及び通信機器等。</li></ul> |
|---|

### 7 救急体制及び資機材整備等の確立

本町の救急業務は、二ライ消防本部により実施されているが、今後十分な対応や災害時における不測の事態等に備えるため、県の指導等により市町村間の相互応援協定の締結を推進するものとする。

また、さらなる体制確立を図るため、高規格救急車の購入及び救急救命士の育成・確保等に努めるものとする。

### 第11節 業務継続計画

大規模な災害の発生時においては、予期しない事態が発生することが想定されるほか、直ちに参集できる職員は限られるものと考えられることから、災害対応及び行政サービスの遅れや中断が町民に与える影響は大きい。そのため、災害時においても速やかに通常業務を再開・開始させる体制を整え、行政サービスを維持することが求められている。

[担当：総務課]

#### 1 業務継続計画の策定

国が示すガイドラインに基づいて、災害時においても通常業務に支障をきたすことのないよう、業務継続計画（BCP）の策定に努めるものとする。

#### 2 業務継続計画の基本方針

災害時においては、災害対応業務を最優先で取り組むとともに、通常業務においても優先度を踏まえ、できる限り中断することがないように全庁的に対策に取り組むとともに、中断した場合においても速やかに業務を再開させることができるよう検討していくものとする。

策定するにあたっては、以下の項目に留意するものとする。

【業務継続計画の基本的な考え方】

- (1) 非常時優先業務の特定（選定）
- (2) ヒト・モノ、情報及びライフライン等、業務継続に必要な資源の確保及び配分
- (3) 手続きの簡素化
- (4) 指揮命令システムの明確化
- (5) 業務立ち上げ時間の短縮
- (6) 発災直後の業務レベルの向上

#### 3 事業所の防災体制について

災害は、住民生活をはじめ企業活動にも大きな影響を与えるものであるため、災害発生後も企業活動が迅速に復旧できる体制について検討するよう、以下のことについて企業に周知するものとする。

- (1) 事業所による事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 事業所による被害予想から復旧計画の策定
- (3) 事業所と地域防災ネットワークの形成

## 第2編 災害予防計画

### 4 業務を継続させるための基本となる6項目の考え方

#### (1) 首長（町長）不在時の代行順位及び職員の参集体制

##### ①首長の職務代行の順位

応急対策編の「第1節 組織動員計画」で整理されているとおり、職務代行の順位は以下のとおりとする。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	総務課長	都市建設課長
第4順位からは、改めて課長の中から位置づけるものとする。		

##### ②参集体制

参集体制については、第3編の応急対策編の「第1節 組織動員計画」に基づいた参集体制を確保するものとする。

対策班名	第1配備	第2配備	第3配備
総務班	3名	計9名	全員（計11名）
総務班（税務課）	待機	計2名	//（計10名）
総務班（基地渉外課）	待機	計1名	//（計3名）
企画財政班	待機	計4名	//（計9名）
企画財政班（会計課）	待機	計1名	//（計3名）
福祉班	6名	計9名	//（計9名）
町民保険班	待機	計6名	//（計21名）
子ども家庭班	1名	計7名	//（計28名）
都市建設班	5名	計10名	//（計10名）
上下水道班	4名	計7名	//（計8名）
産業環境班	3名	計5名	//（計9名）
教育総務班	待機	計4名	//（計6名）
教育指導班	待機	計2名	//（計12名）
社会教育班	待機	計5名	//（計11名）
後方支援班	待機	計3名	//（計3名）
その他人員	-	-	//（計15名）
合計	22名	75名	全員（168名）

※「その他人員」とは、現時点で休業中の職員など各班に含まれていない人員のことである。

##### ③今後の検討事項

・災害現場の状況によっては担当課での対応も限度があることから、人的対応や資機材の提供など町内事業所などとの支援体制（災害支援協定）の構築を推進する必要がある。

## 第2編 災害予防計画

### 参考1：大規模災害時における職員参集人員の想定（業務時間外時）

#### ア 職員居住地からの参集に要する時間の想定（全職員 168 名）

全職員の参集が必要な大規模災害の発生した場合の職員の参集時間を想定するにあたり、職員の居住地別の参集に要する時間は以下の通りと想定する。

なお、想定条件として、地図上における役場までの距離、車両が使用可能であることとし、発災直後の交通支障・身支度等は考慮しない時間としている。

参集時間		参集人員	居住地
1	5分以内	27	字嘉手納
2	10分以内	55	字屋良、水釜
3	20分以内	39	読谷村、北谷町
4	30分以内	15	沖縄市、北中城村
5	40分以内	27	中城村、宜野湾市、うるま市、浦添市
6	50分以内	2	那覇市
7	60分程度	3	豊見城市、南城市、名護市
計		168	

#### イ 交通支障等を考慮した参集人員

上記の「1.職員居住地からの参集に要する時間の想定」を参考に、参集人員を想定するにあたり、「交通支障がない場合（車両使用可能）」と「交通支障がある場合（徒歩等）」の2つのパターンを想定している。

なお、国のマニュアルや、すでに業務継続計画を策定している都道府県等の事例を参考に、家族の安否確認や身支度等に係る準備時間を30分と想定。さらに、「交通網支障あり（徒歩等）」の場合においては、家屋の被災や家族の安全が確保できず参集不能な職員の割合を10%（17人）として想定している。

交通網支障なし（車両使用可）		交通網支障あり（徒歩等）		備考
参集時間	人員	参集時間	人員	
1	35分以内	27	35分以内	0
2	45分以内	55	45分以内	27
3	60分以内	54	60分以内	49
4	90分以内	31	90分以内	17
5	100分以内	1	100分以内	0
6	100分以上	0	100分以上	58
7	参集不能	0	参集不能	17
計		168	計	168

※1：「参集不能」の職員については、職員の居住地の割合を按分して算出している。

※2：また、算出するにあたり「字嘉手納」については、参集不能の者はいないと想定。

### ウ 参集人員の想定を踏まえた対応等

災害発生の初動期の対応は、「1 時間以内」で参集できる人員を中心に対処にあたることとなると考えられる。「2. 交通支障等を考慮した参集人員」の結果より、本町における初動期の対処人員は以下のとおりとなる。

**初動期対処人員(1 時間以内に参集) : 76 人(45.2%)**

ただし、あくまで想定であることから実際に 1 時間以内で参集した人員で、適切に役割分担を行い、遅れて参集する職員が来るまでの 3 時間程度で体制を整えなければならない。

なお、災害対応に迅速に対処するため、以下のことを優先して対応にあたる必要があると考えられる。

- ① 各課職員参集状況の確認（町長並びに副町長、幹部職員の安否・参集状況含む）
- ② 災害状況の情報収集・把握（県及び関係機関、テレビ・ラジオ等）
- ③ 庁舎の被災状況の確認（災害対策本部の設置の可否の判断）
- ④ 災害対策本部設置の準備（会場設営、必要な資機材に確認など）
- ⑤ 利用できる情報通信機器の確認
- ⑥ 被害状況の情報収集・把握（主要道路の状況、学校等の指定避難所）
- ⑦ 住民への対応（情報伝達、庁舎への避難者、問合せなど）
- ⑧ 避難所の開設に向けた対応（関係機関との調整など）

## 第2編 災害予防計画

### (2) 役場庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定

#### ①現時点の状況

役場庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の候補として、以下の施設の使用を行うものとする。なお、以下の施設が被災して使用が出来ない場合は、被災していない公共施設のうち建設年が新しい施設を使用するものとする。

- ・ロータリープラザ
- ・屋良小学校
- ・嘉手納小学校

#### ②今後の検討事項

- ・代替施設の設備関係（本部としての役割を果たせる設備の準備）
- ・実際に移設も含めた訓練が必要。

### (3) 電気、水、食料等の確保

#### ①現時点の状況

##### ア 非常用発電機と燃料の確保

非常用発電機	庁舎：1台 避難所13施設：16台
燃料備蓄	庁舎：最大電力による連続稼働時：約12時間 庁舎：必要業務電力による連続稼働：約3日間 避難所：約3日間（24時間発電）
電力供給先	<電力供給先> ・嘉手納庁舎 ・各避難所13施設の16台に関しては、電気機器への供給用として。

## 第2編 災害予防計画

### イ 水、食料等の備蓄

水	3日分
食料	3日分
仮設トイレ	簡易組立便座 5世帯に1台（避難者数×5回×3日分）
消耗品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電池 3日分</li> <li>・トイレットペーパー 3日分</li> <li>・紙オムツ 3日分（3名×8枚×3日間）×2カ所</li> <li>・生理用品 0日分</li> <li>・その他（ ） 日分</li> </ul>

### ②今後の検討課題

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーフード、粉ミルク、哺乳瓶（簡易）、紙おむつ（各サイズ）、生理用品等の備蓄品強化。</li> <li>・具体的な数量の把握、整理及び使用期限などの管理徹底</li> <li>・備蓄食料等の適切な管理（訓練等で使用など）</li> </ul>
--	--

## （4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

### ①現時点の状況

通信機器	数等及び状況
①防災行政無線（移動系）	6回線
②衛星携帯電話	0台
③災害時優先電話	庁舎4回線 避難施設 11カ所に各1回線、
④その他通信機器	町関連施設間 IP 電話 26 施設
<現在の通信機器の確保状況> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無停電電話機6回線。</li> </ul>	

### ②今後の検討事項

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無料Wi-Fi</li> <li>・無線の数は増量する必要性の検討・整備</li> </ul>
--	---

## 第2編 災害予防計画

### (5) 重要な行政データのバックアップ

#### ①現時点の状況

- 基幹系情報について、本サーバーを自治体クラウドで管理し、副サーバーについては庁舎で管理を行うことでバックアップ環境を構築している。

#### ②今後の検討課題

- 庁舎被災時の対策として、基幹系業務のデータの適切な維持管理に努めるとともに、今後の更なる強化を検討。



## 第2編 災害予防計画

### (6) 非常時優先業務の整理

非常時の優先業務については、以下の「(ア) 非常時優先業務の概要」を基本とした活動を行うものである。

なお、「主な業務」詳細については、次ページの「(イ) 主な業務の内容等」を参照。

#### (ア) 非常時優先業務の概要

時間	業務の考え方	主な業務
発災～1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員等の安全確保</li> <li>初動体制の確立</li> <li>被災状況の把握</li> <li>救助・救急の開始</li> <li>避難所の開設及び運営支援</li> <li>応急活動の開始</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①災害対策本部の立ち上げ業務（参集人員、通信状況、情報収集）</li> <li>②災害対策本部の業務</li> <li>③被害状況の把握</li> <li>④災害応急対応（消火、警戒、避難誘導など）</li> <li>⑤救助・救急体制の確立（部隊編成、応援要請など）</li> <li>⑥避難所の開設及び運営支援業務（受入れ、食料等の供給、仮設トイレの設置など）</li> <li>⑦二次被害予防業務（主要道路における障害物の除去、危険区域の確認など）</li> <li>⑧外部からの応援受入れ体制の確保</li> <li>⑨行方不明者の確認及び遺体の取扱い</li> </ol>
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者支援の開始</li> <li>行政機能の回復</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①避難者の支援</li> <li>②災害対応に必要な経費の確保に係る業務</li> <li>③業務システムの再開に向けた準備</li> </ol>
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に係る業務の準備</li> <li>窓口行政機能の回復準備</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法に関する業務、住宅の確保等）</li> <li>②産業の復旧・復興に係る業務</li> <li>③教育再開に係る業務</li> <li>④金銭の支払い、支給に係る業務</li> <li>⑤窓口業務の準備</li> </ol>

## 第2編 災害予防計画

### (イ) 主な業務の内容等

主な業務の内容について、「発災～1日」「3日以内」「1週間以内」の3つの時系列に区分し整理するものである。下表に示している「主担当課」は、所掌事務を勘案して記載しているが、非常時には、参集している他の課をはじめ、全職員で対応にあたるものである。

#### 【発災～1日】

業務項目	業務内容	主担当課
①災害対策本部の立ち上げ業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の安否・参集状況の確認（町長、副町長はじめ幹部職員の状況確認も含む）</li> <li>○災害状況の情報収集・把握（県及び消防、警察等の関係機関、メディア等）</li> <li>○庁舎の被災状況の確認（建物の被災状況、水道、電気等の使用、利用できる情報通信機器等）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の状況及び設備等の状況調査（車両も含む）</li> <li>・庁舎の使用の可否を判断（代替施設の使用も含む）</li> </ul> </li> <li>○災害対策本部の設置準備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場設営及び必要な資機材の準備（地域防災計画書及び関連マニュアル、パソコン、情報通信機器、ホワイトボード、地図、筆記用具、その他必要なもの）</li> </ul> </li> <li>○備蓄食料及び資機材の確認（災害対策本部へ報告）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎で備蓄している食料及び飲料水の確認</li> <li>・被害状況調査や避難者誘導などの緊急現場対応に必要な資機材の準備・確認（情報端末、懐中電灯、拡声器、規制ロープ、ヘルメット、その他現場対応に必要な資機材）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→各課（総務課へ報告）</li> <li>→総務課</li> <li>→企画財政課</li> <li>→総務課</li> <li>→総務課</li> <li>→総務課</li> <li>→総務課</li> </ul>
②災害対策本部の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員参集状況の確認及び災害状況の把握・取りまとめ（各課からの情報の取りまとめ）</li> <li>○各課所掌事務による配備体制の検討・指示</li> <li>○住民等への情報提供内容の検討・指示</li> <li>○被害状況の取りまとめ、県への報告（第1報など）</li> <li>○優先する所掌事務の部隊編成の検討・指示（各課からの報告をもとに編成）</li> <li>○開設する避難所の指示</li> <li>○危険区域の検討・規制指示</li> <li>○応援要請の検討（県、関係機関、協定締結事業所等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→総務課</li> </ul>
③被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況の確認・災害対策本部への報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課所管施設の被害状況の確認</li> <li>・関係機関からの情報収集</li> <li>・各区の状況確認</li> </ul> </li> <li>○学校施設の現場確認・報告（敷地、建物の状況など）</li> <li>○主要道路の現場確認・報告（道路被害・障害物の状況など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→各課</li> <li>→各課</li> <li>→総務課</li> <li>→教育総務課</li> <li>→都市建設課</li> </ul>

## 第2編 災害予防計画

(つづき)

業務項目	業務内容	主担当課
④災害応急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民等への情報伝達の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・町のホームページ</li> <li>・マスコミ対応</li> </ul> </li> <li>○庁舎への避難者への対応</li> <li>○住民等からの問合せへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→企画財政課</li> <li>→企画財政課</li> <li>→企画財政課</li> <li>→総務課</li> <li>→総務課</li> </ul>
⑤救助・救急体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対応に必要な人員を確認・災害対策本部への報告</li> <li>○災害対策本部の指示により、救助・避難者誘導等の災害対応の実施</li> <li>○救護所の準備・設置（テント設営や必要な資機材準備、人員配置等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→各課</li> <li>→各課</li> <li>→福祉課を中心に各課で協力</li> </ul>
⑥避難所の開設及び運営支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の開設準備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各指定避難所の運営マニュアルに基づく開設準備の実施</li> <li>・避難者の確認・報告</li> <li>・食料及び飲料水、必要な資機材（仮設トイレなど）の確認・報告</li> </ul> </li> <li>○避難所の運営支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者名簿の作成</li> <li>・避難者への食糧等の供給及び仮設トイレ等の設置</li> <li>・避難者を中心とした運営会議の開催（避難所運営の班編成など）</li> <li>・避難所における各種情報の確認・報告（避難者数、必要な物資など）</li> <li>・在宅避難者の状況の確認・報告</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→福祉課を中心に、各課で協力して対応</li> <li>※避難所の開設については、施設の所管課が対応することを基本とする。</li> </ul>
⑦二次被害予防業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の障害物の除去の実施（事業所への協力依頼含む）</li> <li>○危険区域の確認・規制（立入規制が必要な箇所など）</li> <li>○応急危険度判定の実施に向けた準備（県との調整等含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→都市建設課</li> <li>→都市建設課</li> <li>→都市建設課</li> </ul>
⑧外部からの応援受入れ体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急対応に必要な人員の確認・報告</li> <li>○災害ボランティアの受入れ準備（ボランティアセンター）</li> <li>○その他外部応援の受入れ準備（収容場所など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→各課</li> <li>→福祉課、社協</li> <li>→各課</li> </ul>
⑨行方不明者の確認及び遺体の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行方不明者の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各避難所の避難者の確認、行方不明者情報の収集整理</li> <li>・警察及び消防等の関係機関からの情報確認</li> <li>・避難所等への問合せへの対応</li> </ul> </li> <li>○遺体の取扱い                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察及び消防等の関係機関からの情報確認</li> <li>・遺体収容場所及び移送方法の確認・準備（移送人員含む）</li> <li>・関係機関と協力して移送・管理</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→産業環境課を中心に、各課で協力して対応</li> </ul>

## 第2編 災害予防計画

### 【3日以内】

業務項目	業務内容	主担当課
①避難者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各避難所の運営状況及び必要な物資等の確認・報告</li> <li>○避難者の健康状況の確認</li> <li>○避難所における感染症対策</li> <li>○要配慮者や体調を崩した避難者への対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院及び要援護者優先避難所への移送の検討・実施</li> </ul> </li> </ul>	→福祉課を中心に、各課で協力して対応
②災害対応に必要な経費の確保に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各課の災害対応に必要な経費の概算把握</li> <li>○町の支出できる財政状況の確認</li> <li>○国の支援の活用に向けた手続きの確認</li> </ul>	→会計課、企画財政課
③業務システムの再開に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹系行政情報データの確認・報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・データの状況の確認・報告（データの損壊状況など）</li> <li>・データが損壊していた場合の対応の検討・報告</li> </ul> </li> </ul>	→企画財政課

### 【1週間以内】

業務項目	業務内容	主担当課
①住民の生活再建に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急危険度判定の実施</li> <li>○判定結果の整理・報告</li> </ul>	→都市建設課、総務課
②産業の復旧・復興に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業関係団体（商工会、漁業組合、JA等）からの被害状況及び必要な支援の確認</li> <li>○各被害状況と復旧・復興に必要な支援の整理</li> </ul>	→産業環境課 →産業環境課
③教育再開に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育再開に必要な事項の検討・報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の確保及び再開方法の検討</li> <li>・教員の確保</li> <li>・教科書や筆記用具等の必要な資材の確認</li> </ul> </li> </ul>	→教育指導課
④金銭の支払い、支給に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急対策等にかかった経費の整理</li> <li>○住民の生活再建や産業の復旧復興等に係る経費の確認</li> <li>○見舞金等の支給に関する町条例や要綱の確認</li> <li>○生業資金等の貸付制度など各種制度の確認</li> <li>○各種制度の支給金額等の想定</li> <li>○受付開始時期等の検討、実施に向けた準備</li> </ul>	→各課で必要な経費を整理し、会計課が取りまとめ
⑤窓口業務の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務再開に使用する施設の選定</li> <li>○各業務別のレイアウトの検討</li> <li>○必要な資機材の確認</li> <li>○配置する人員の検討</li> </ul>	→町民保険課、税務課



## 第3編 災害応急対策計画



## 第1節 組織動員計画

[実施主体：総務班]

### 1 嘉手納町災害体制の設置規模及び基準

(1) 災害準備・警戒体制（第1配備）→ 指揮権者：総務班長

災害対策本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない災害規模の発生及び発生が予想される場合に、防災担当者（総務課事務局）により災害準備・警戒体制をとるものとする。また、防災担当者は、基準以下の地震等の災害を覚知した場合においても情報収集を行い、状況について町長等へ報告するものとする。

#### 《設置基準》

- ① 本町域において震度4を観測した場合（地震に伴う津波の心配はない場合）。
- ② 沖縄気象台から嘉手納地区に大雨・洪水及び高潮注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないとき。
- ③ 津波注意報が発表された場合（必要に応じて、第2配備へ移行する。）。

(2) 災害警戒本部（第2配備）→ 指揮権者：総務班長

災害対策本部の設置に至らない災害規模の発生又は発生するおそれのある場合、必要に応じ、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の要員は、情報、連絡を担当する少数の人数をもってあて、「嘉手納町災害対策組織体制及び所掌事務」における配備要員によるものとする。

また、設置基準は次のとおりとする。

#### 《設置基準》

- ① 強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、町長が必要と認める場合。
- ② 本町域において震度5弱を観測した場合。
- ③ 嘉手納地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨、又は洪水、津波、その他の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき（必要に応じて津波注意報発表時も含む）。
- ④ 暴風、大雨、地震、津波、その他の異常な自然現象により、町の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- ⑤ 「特別警報」が発表される可能性が高くなり、各種異常な自然現象により、警戒体制をとる必要のあるとき、もしくは「特別警報」が発表された場合。
- ⑥ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要のあるとき。

(3) 災害対策本部（第3配備）

災害警戒本部までの災害規模及び対応策を上回り、町全組織における応急対策の実施が必要なとき、町長を本部長として全職員をもって組織する災害対策本部を設置する。設置基準は次の通りとする。



《設置基準》

- ① 町全域にわたって風水害等により大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合。
- ② 沖縄本島地方に津波警報が発表された場合。
- ③ 町域内において震度5強以上及び隣接市町村において震度6弱以上を観測した場合。

2 嘉手納町災害対策本部〔災害対策本部（第3配備）の設置要綱〕

災害対策基本法第23条及び嘉手納町災害対策本部条例の規定に基づき、町長を本部長として組織される。

防災会議と緊密な連携のもと、地域防災計画の定める町域に関わる災害の予防及び応急対策を実施する。

(1) 組織及び所掌事務

《設置事項》

- ① 本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は町長を、副本部長には副町長をもって充てる。
- ② 本部に本部会議をおき、本部長、副本部長、災害対策本部の各課長、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。
- ③ 本部長（町長）が、出張等による不在又は連絡不能で特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権に代わって意思決定を行うものとする。  
この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者に報告し、その承認を得るものとする。

a)町長 ⇒ b)副町長 ⇒ c)総務課長 ⇒ d)都市建設課長

- ④ 本部会議において協議すべき事項は、災害応急対策の基本的事項とする。

ア) 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項  
イ) その他本部長が必要と認める事項

- ⑤ 本部の組織編成及び所掌事務は、資料編の《嘉手納町災害対策本部組織体系図》及び《嘉手納町災害対策組織体制及び所掌事務》によるものとする。
- ⑥ 各部は原則として、本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種類等により、本部長が指示した部は、設置されないものとする。

### 第3編 災害応急対策計画

#### (2) 本部の設置及び閉鎖

実施事項	実施内容
本部の設置	<p>災害対策基本法第23条第1項の規定により、次のような場合において町長が設置する。</p> <p>ア) 町内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。</p> <p>イ) 町域内において震度5強以上及び隣接市町村において震度6弱以上を観測したとき。</p> <p>ウ) 沖縄本島地方に大津波警報が発表された場合。</p> <p>エ) 町内に災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部設置による対策を要すると認められるとき。</p> <p>オ) 県本部が設置された場合において、町対策本部の設置の必要を認めたとき。</p>
本部の閉鎖	<p>本部の閉鎖について、次の事項に従い町長が閉鎖するものとする。</p> <p>ア) 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。</p> <p>イ) 災害発生における応急措置が概ね完了し、本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき。</p>

#### (3) 本部設置・閉鎖における通知及び公表

本部を設置又は閉鎖したときは、県、関係機関及び住民に対し、次の通りに通知公表するものとする。

##### 《通知又は公表先・通知又は公表の方法》

通知又は公表先	通知又は公表の方法
各班への通知・公表	庁内放送、電話、防災行政無線、庁内LAN（メール等）、その他迅速な方法
地域住民への公表	防災行政無線、広報車、ホームページ、ラジオ、テレビ、その他迅速な方法
県への通知	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（電話・FAX、メール含む）、その他迅速な方法
報道機関への通知・公表	電話・FAX、ネット配信（ホームページ・メール等）、その他迅速な方法
嘉手納警察署	〃
その他関係機関	〃

#### (4) 本部の設置場所

本部の設置場所は町役場庁舎とし、本庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、他の公共施設（ロータリープラザ）を使用するものとする。

なお、その他の施設が必要な場合その使用可能性を調査し、可能な場所に設置する。

### 3 災害対策の動員計画

#### (1) 配備の指定及び区分

災害対策への体制を迅速に整えるため、体制基準にともない、対策本部長（町長）は直ちに配備の規模を指定する。

### 第3編 災害応急対策計画

#### (2) 災害対策体制配備基準

災害準備体制をはじめ、災害対策本部の配備までの基準を定めるものとする。

また、防災担当者は、第1配備の体制の基準以下であっても地震等の災害を覚知した場合には、情報収集を行い、状況を町長等へ報告するものとする。

#### 《災害対策体制配備》

体制区分	配備区分	気象情報・災害の種類		配備・体制内容
		災害全般	地震・津波	
災害準備・警戒体制	第1配備 (初動配置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄気象台から各種注意報の発表があり、災害の発生が予想されるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町域内において震度4以上を観測した場合（津波の心配がない場合）。</li> <li>・津波注意報が発表された場合（必要に応じて第2配備へ移行）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報の収集・連絡等における担当配置。</li> <li>・その他職員は自宅待機。</li> </ul>
災害警戒本部	第2配備 (警戒配置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄気象台が嘉手納地域に各種警報を発表するなど災害発生のおそれがあり、警戒を要するとともに情報収集・伝達の必要があるとき。</li> <li>・沖縄気象台より、「特別警報」が発表される可能性が高くなった場合もしくは「特別警報」が発表された場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度4以上を観測したときや、弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで町長が必要と認める場合。</li> <li>・本町域において震度5弱を観測した場合。</li> <li>・沖縄本島地方に津波警報が発表された場合。</li> <li>・津波注意報が発表され、情報収集・伝達の強化が必要な場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて対策本部開設の即時設置可能な警戒体制。</li> <li>・災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。数人の人員をもってあてる。</li> </ul>
災害対策本部	第3配備 (全配備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町全域にわたって風水害等により大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄本島地方に大津波警報が発表された場合。</li> <li>・本町域内において震度5強以上及び隣接市町村において震度6弱以上を観測した場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。</li> </ul>

### 第3編 災害応急対策計画

#### (3) 配備人員及び指名

- ① 各部の配備要員は、「嘉手納町災害対策組織体制及び所掌事務」（資料編）及び「嘉手納町職員初動マニュアル」によるものとする。ただし、この配備要員は災害の実情により、所属長において増減することができる。
- ② 各部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に應ずる配備要員をあらかじめ指名し、配備要員名簿を作成しておくものとする。
- ③ 各部長は、配備要員名簿を総務対策部長へ提出し、人事異動等においてはその都度報告しておくものとする。

#### (4) 動員方法

- ① 対策本部長は、気象予報・警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他、応急対策に必要な事項を決定するものとする。
- ② 本部会議の招集に関する事務は、災害対策事務局（担当）が行う。
- ③ 災害対策事務局長（担当）は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各部長に通知するものとする。
- ④ 通知を受けた各部長は、直ちに部内の配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- ⑤ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備に就くものとする。
- ⑥ 各部長は、あらかじめ部内の非常招集システムを確立しておくものとする。

#### (5) 非常登庁

職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとるものとする。

自主参集の基準については、本節の「3. 動員計画」における「(2) 災害対策体制 配備基準」及び「(3) 配備人員及び指名」に基づくものとする。

#### 【資料編参照】

- ・ 嘉手納町災害対策本部組織体系図
- ・ 嘉手納町災害対策組織体制及び所掌事務

### 第2節 気象情報・警報等の伝達計画

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象注意報・警報・特別警報及び情報等を迅速かつ的確に伝達し、警報等の発表基準、伝達体制の町民に対する周知徹底及び異常現象発見時の措置等について定める。

[実施主体：総務班・企画財政班・消防本部]

#### A. 地震・津波に関する警報等

##### 1 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

また、震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

##### 2 地震情報等の種類及び基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

###### (1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。

###### (2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

###### (3) 震源・震度に関する情報

震度3以上の地震が観測されたときや大津波警報、津波警報、津波注意報発表または若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

###### (4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

### 第3編 災害応急対策計画

地震が多発発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

#### (5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード 7.0 以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、おおむね 30 分以内に発表する。また、日本や国外への津波の影響に関する記述も発表する。

#### (6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表する。

#### (7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに 1 km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

#### (8) 長周期地震動に関する観測情報

震度3以上が観測されたとき、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

#### ※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

#### ○地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

#### ○管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

### 3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

#### (1) 津波警報等

地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度よい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、

### 第3編 災害応急対策計画

その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m<高さ		
		10m 5m<高さ≤10m		
		5m 3m<高さ≤5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m 1m<高さ≤3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m 0.2m≤高さ≤1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

#### ※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

### 第3編 災害応急対策計画

#### (2) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表)を発表(※1)
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※2)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。(※3)

(※1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。



### 第3編 災害応急対策計画

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

#### ※津波情報の留意事項等

##### ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

○津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

○津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

##### ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

○津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

##### ③ 津波観測に関する情報

○津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

○場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

##### ④ 沖合の津波観測に関する情報

○津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

○津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

### 第3編 災害応急対策計画

#### (3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

#### (4) 津波予報区









日本の沿岸は 66 の津波予報区に分かれている。その内、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）
大東島地方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮古島・八重山地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡に限る。）

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備考
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	
津波注意報及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	

4 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の頁の図のとおりである。

情報の発表を知り得た場合、本町をはじめ、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する震度緊急地震速報（6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して直ちに町民等へ伝達する。

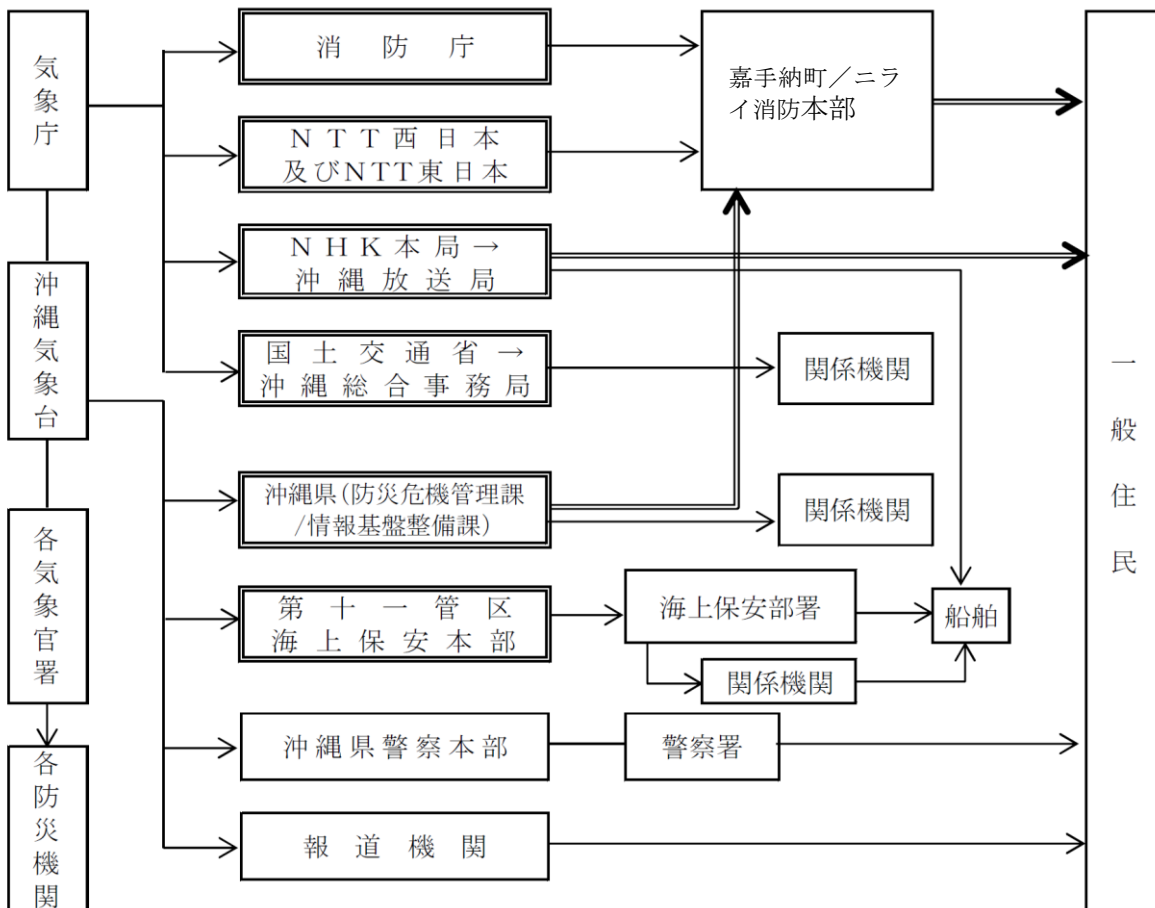
なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

5 近地地震津波に対する自衛処置

町長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう指示するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

＜地震情報及び津波警報等の伝達経路図＞



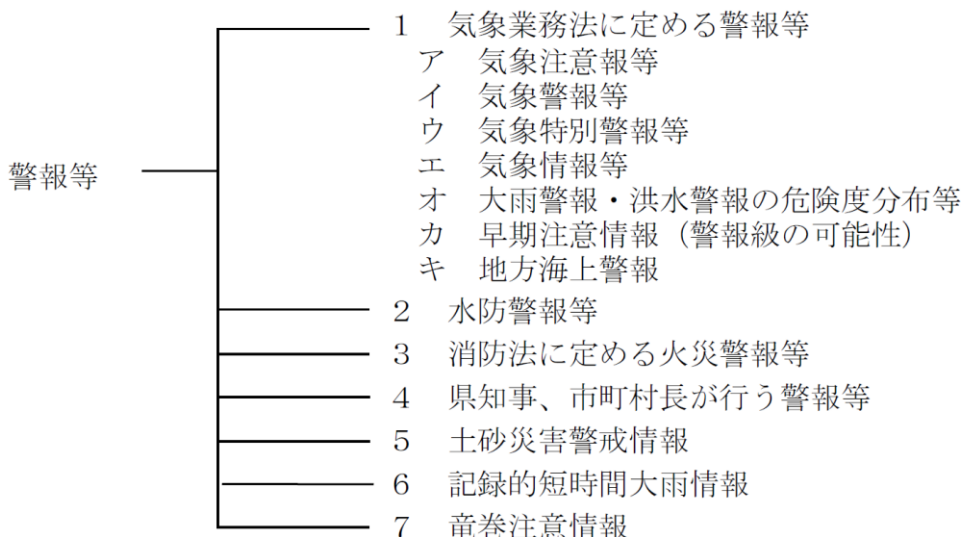
注 1) 二重枠内の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注 2) 二重線の経路は、気象業務法第15条2によって特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

B. 風水害等に関する警報等

風水害等の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

1 警報等の種類及び発表基準



(1) 気象業務法に定める警報等

ア 気象注意報等

本町における気象注意報等の基準は以下のとおりである。

嘉手納町における気象注意報等の基準

発表官署	沖縄気象台	
担当区域	沖縄本島地方	
一次細分区域	本島中南部	
市町村をまとめた地域	中部	
注意報	大雨	【※1：表面雨量指数基準】 11 【※2：土壌雨量指数基準】 132
	洪水	【雨量基準】 1 時間雨量 40 mm 以上 【※3：流域雨量指数基準】 比謝川流域＝13.1
	強風（平均風速）	陸上：15m/S、東シナ海側 15m/S
	波浪（有義波高）	2.5m
	高潮（潮位：標高）	1.3m
	雷	落雷等により被害が予測される場合
	乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 60%
	濃霧（視程）	陸上：100m、東シナ海側：500m

資料：沖縄気象台（令和4年5月現在）

※1 表面雨量指数基準：表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。表面雨量指数そのものは相対的な浸水危険度を示した指標ですが、表面雨量指数を大雨警報（浸水害）等の基準値と比較することで浸水害発生

### 第3編 災害応急対策計画

の危険度（重大な浸水害が発生するおそれがあるかどうかなど）を判断することができます。

※2 土壌雨量指数基準：土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。土壌雨量指数そのものは相対的な土砂災害危険度を示した指標ですが、土壌雨量指数を大雨警報等の判断基準と比較することで土砂災害発生危険度の危険度（重大な土砂災害が発生するおそれがあるかどうかなど）を判断することができます。

※3 流域雨量指数基準：流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。流域雨量指数そのものは相対的な洪水危険度を示した指標ですが、流域雨量指数を洪水警報等の基準値と比較することで洪水発生危険度の危険度（重大な洪水害が発生するおそれがあるかどうかなど）を判断することができます。

#### イ 気象警報等

気象の予報等に関し、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。

本町における気象注意報等の基準で使用される台風の大きさ等は、は以下のとおりである。

嘉手納町における気象警報等の基準

発表官署	沖縄気象台	
担当区域	沖縄本島地方	
一次細分区域	本島中南部	
市町村をまとめた地域	中部	
警報	大雨	【※1：表面雨量指数基準】 21 【※2：土壌雨量指数基準】 189
	洪水	複合基準 -
	暴風（平均風速）	陸上：25m/S、東シナ海側 25m/S
	波浪（有義波高）	6.0m
	高潮（潮位：標高）	2.0m
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量：110mm	

資料：沖縄気象台（令和4年5月現在）

#### <気象警報等の伝達経路図>

152 ページの<地震情報及び津波警報等の伝達経路図> 同様

### 第3編 災害応急対策計画

#### ウ 気象特別警報

気象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、最大限の警戒を呼びかけて行う。

#### エ 気象情報等

気象の予報等に関し、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ (風速 15m/S以上の半径)	台風の強さ (最大風速)
大型 : 500km 以上 800km 未満 超大型 : 800km 以上	強い : 33m/s 以上 44m/s 未満 非常に強い : 44m/s 以上 54m/s 未満 猛烈な : 54m/s 以上

#### オ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等（キキクル気象庁）

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、危険度分布（キキクル）で色分けして表示する。例えば土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）

の危険度分布）では、特に「極めて危険」（濃い紫色）が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない状況である。内閣府の「避難情報に関するガイドライン」「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする」とされている。また、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では、高齢者等避難の発令基準の設定例として、例えば、水位周知河川においては一定の水位を超えた状態で、キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達）し、急激な水位上昇のおそれがある場合が挙げられている。

なお、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要は、以下のとおりである。

### 第3編 災害応急対策計画

#### 警報の危険度分布等の概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

#### カ 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性について[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

#### キ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24 時間以内）がある場合、沖縄气象台が発表する。

##### （ア）地方海上予報区の範囲と細分名称

- 沖縄气象台担当地方海上予報区  
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）
- 細分名称  
沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）

### 第3編 災害応急対策計画

東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）  
 沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

#### （イ）地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カシヅョウケイホウ 海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カシヅョウノムケイホウ 海上濃霧警報（英文 WARNING）	濃霧により視程が 500m 未満（0.3 カリ未満）
カシヅョウカゼケイホウ 海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.2m/s （28 ノット以上～34 ノット未満）
カシヅョウキョウフウケイホウ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 24.5m/s 以上 （34 ノット以上～48 ノット未満）
カシヅョウホウフウケイホウ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5～32.7m/s （48 ノット以上）
カシヅョウタイフウケイホウ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	台風による最大風速が 32.7m/s 以上 （64 ノット以上）

#### <地方海上予警報等の伝達系統図>





### 第3編 災害応急対策計画

#### (2) 水防警報等

##### ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は(1)のア・イ・ウに定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

##### イ 水防警報

水防警報とは、洪水波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

##### ウ 氾濫警戒情報

本町は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。また、地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

#### (3) 消防法に定める火災警報等

##### ア 火災警報

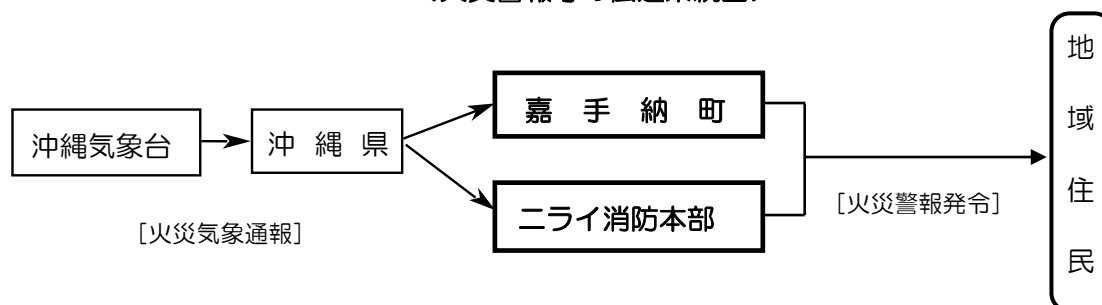
本町の区域を対象として、町長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味してそれぞれの市町村の火災予防条例施行規則においてこれを定める。

##### イ 火災気象通報

県と沖縄气象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

＜火災警報等の伝達系統図＞



#### (4) 町長が行う警報等

町長は、県や沖縄気象台その他の関係機関からの災害に関する予報もしくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する予報もしくは警報を知ったとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において、必要があると認めるとき、町長は住民その他の関係ある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置等について必要な通知または警告を行うものとする。

#### (5) 土砂災害警戒情報

本町は、県及び気象台が共同で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生危険度がさらに高まったとき、町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる区域ごとに土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度高まっている場所が土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認できる。土砂災害警戒情報と土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も併せて総合的に判断し、発令対象地域を絞り込み避難指示を発令する。

町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示を発令するものとする。

また、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、緊急速報メール（エリアメール）、防災行政無線、ホームページ、LINE、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオ等により土砂災害警戒情報に関する情報を伝達する。なお、現時点（令和4年12時点）で本町の5箇所の土砂災害特別警戒区域が指定されている。

#### (6) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁が府県気象情報の一種として発表する。

県内で大雨警報発表中に、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生危険度が高まっている場所がキキクルで確認できる。

### 第3編 災害応急対策計画

#### (7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁が一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

#### 2 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものである。

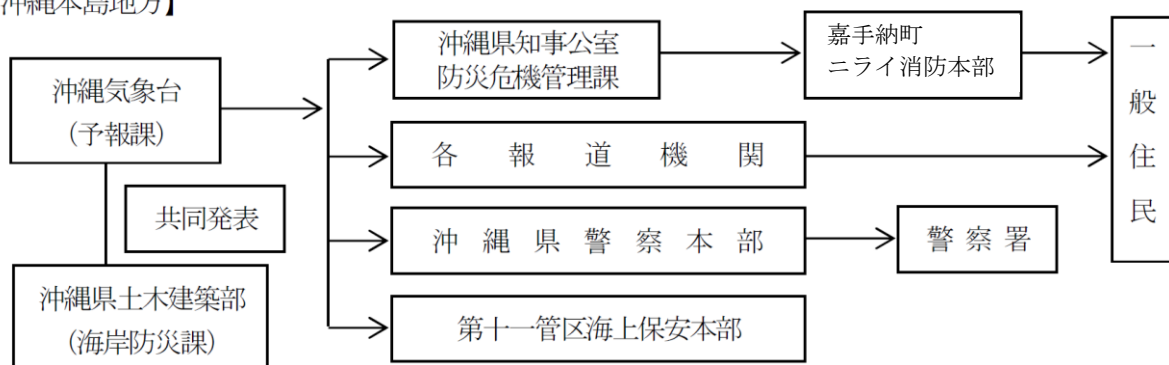
警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水 //	沖縄気象台	嘉手納町
強風 //		
波浪 //		
高潮 //		
濃霧 //		
雷 //		
乾燥 //		
霜 //		
低温 //		
大雨（土砂災害、浸水害）警報		
洪水 //		
暴風 //		
波浪 //		
高潮 //		
大雨特別警報		
暴風 //		
波浪 //		
高潮 //		

### 第3編 災害応急対策計画

警報等の種類	発表機関名	対象区域
記録的短時間大雨情報（発表のみ）	気象庁	嘉手納町
竜巻注意情報（発表のみ）	気象庁	本島中南部（一次細分区域）
火災警報	町長	嘉手納町
水防警報	知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び沖縄気象台	嘉手納町

#### <土砂災害警戒情報の伝達系統図>

【沖縄本島地方】



3 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事 項	現 象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

### 第3編 災害応急対策計画

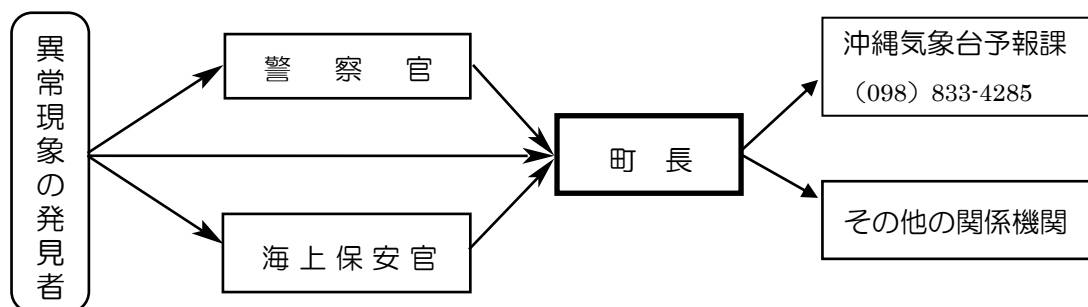
#### (2) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に町長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を町長に通報する。

ウ 通報を受けた町長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

#### (3) 異常現象発見者の通報系統図



## 4 警報等の受領責任及び伝達方法

(1) 関係機関から通報される警報等は、本町及び消防本部において受領し、これを迅速、確実に収集を行うものとする。

(2) 関係機関から警報等を受領した本町及び消防本部は、直ちにその旨を総務班長（総務課長）に伝達するものとする。

(3) (2) により伝達を受けた総務班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、または発生したことを知ったときは、直ちに町長へ報告するものとする。

(4) 消防本部から伝達される警報等の受領にあたっては、次の事項について文書をもって記録するものとする。

ア 警報等または災害の種類

イ 発表または発生の日時

ウ 警報等または災害の内容

エ 送信者及び受領者の職名

オ その他必要な事項

防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について、携帯電話、トランジスタラジオ等を常備して積極的に収集するものとする。

#### (5) 「NTT西日本及び東日本」に通知する警報等

ア 警報の種類

沖縄気象台が「NTT西日本及びNTT東日本」に通知する警報の種類は、暴風警報、暴風特別警報、大雨警報、大雨特別警報、高潮警報、高潮特別警報、波浪警報、波浪特別警報及び洪水警報である。

イ 通知の方法

気象庁と「NTT西日本及びNTT東日本」をオンライン接続することにより、沖縄気象台が発表する警報事項をNTT西日本及びNTT東日本に通知する。

第3節 災害通信計画

災害に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して万全の通信体制を図る。

[実施主体：総務班・企画財政班]

1 通信の協力体制

通信施設の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2 各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告、災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況により異なるが、実情に即した方法で行うものとし、固有の通信施設を持っている機関についてはこれを利用する。

なお、他の機関における通信施設の利用については、事前に管理者と利用方法等必要な手続きを定めて災害時に利用するものとする。

(1) 電気通信事業用設備の利用方法

ア 非常扱いの通話

災害対策関係機関は、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱をするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする。

① 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間

### 第3編 災害応急対策計画

6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

② 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄までに掲げるものを除く。）相互間

#### イ 非常扱いの電報

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センター(115)に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。



### 第3編 災害応急対策計画

#### (2) 専用通信設備の利用

業務用電気通信設備の利用ができなくなった場合、また緊急通信にその必要がある場合には、専用通信設備の利用をあらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

- ア 第十一管区海上保安本部通信設備
- イ 警察通信設備
- ウ 気象官署通信設備
- エ 沖縄電力通信設備
- オ 沖縄総合事務局開発建設部通信設備

#### 《通信施設・設備の通信方法》

専用通信施設	通 信 方 法
① 消防無線電話	消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じ通信連絡を行うものとする。
② 警察電話	沖縄県警察本部の警察優先電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡する。
③ 警察無線電話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、「② 警察電話」に準じて通信連絡する。
④ 沖縄県防災行政用無線電話	沖縄県防災行政用無線電話回線を利用し、通信連絡する。

#### (3) 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信を利用するものとする。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

- ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- イ 各防災会議
- ウ 日本赤十字社
- エ 全国消防長会
- オ 電力会社
- カ その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

なお、非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルートを考慮する。

### 3 町における措置

#### (1) 県有通信設備等の利用

防災関係機関との通信は、県総合行政情報通信ネットワーク設備の利用により通信の確保を図る。

なお、必要に応じて、沖縄総合通信事務所の災害対策用移動通信機器の貸与について調整を行う。

#### (2) 通信設備優先利用の協定

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、町が必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

#### (4) 放送要請の依頼

町が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼する。同様に、ポータルサイト・サーバー事業者への放送についても、県に要請を依頼する。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報班）にその旨を報告するものとする。

**【資料編参照】**

#### 第4節 災害状況等の収集・伝達計画

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、関係機関等の協力を得て、本町の地域に関する災害の被害状況等を迅速かつ的確に情報収集及び報告伝達するため、必要な対策事項を定めるものとする。なお、各災害の特性を踏まえて実施するものとする。

[実施主体：総務班・企画財政班]

##### 1 実施責任者

###### (1) 町の役割

ア 本町の地域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

###### (2) 消防機関の役割

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

###### (3) 県の役割

県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

###### (4) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努めるものとする。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

### 2 災害状況等の収集報告

#### (1) 災害情報の種類

被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

- ① 人的被害・住家被害・火災に関する情報
- ② 避難指示等の状況並びに警戒区域の指定状況
- ③ 避難者数、指定緊急避難場所・指定避難所の場所等に関する情報
- ④ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- ⑤ 道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ⑥ 空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- ⑦ 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ⑧ 港湾の被害及び漁港の被害、応急対策の状況に関する情報
- ⑨ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

#### (2) 職員の参集途上による被害状況の把握

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、各職員は、事前に設定した自宅から職場までの参集ルートの上で情報を収集する。

#### (3) 非常災害に係る情報の収集

本町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況においても、迅速に当該情報の報告に努める。

#### (4) 非常災害に係る情報の収集

災害対策本部における各対策部（各課）は、所管にかかる災害情報、被害状況を調査収集し、総務対策部（総務課長）に報告する。

### 3 災害発生直後の第1次情報の報告

- ① 報告すべき災害発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で国（消防庁）へその一方を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- ② 被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- ③ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む）内で行方不明となっ

### 第3編 災害応急対策計画

た者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

- ④行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち旅行者などは外務省）又は県に連絡する。

#### 4 報告の種類及び報告要領

被害発生の時間的経過にともない、3段階（災害概況報告、被害状況即報、災害確定報告、年報）に区分する。報告は電話等により行うが、最終報告及び特に指示のあるものについては記入要領に基づいた文書により報告する。

##### 《報告区分及び報告要領》

報告区分	報告要領
① 災害概況即報	<p>災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。</p> <p>また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。</p> <p>県は、総務省消防庁の消防防災無線又は内閣府の中央防災無線で総務省消防庁に報告するものとする。</p>
② 被害状況即報	<p>被害状況が判明次第逐次報告するもので、災害即報様式第2号に基づく内容を、本町から地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。</p> <p>県は、消防庁の消防防災無線又は内閣府の中央防災無線で総務省消防庁に報告するものとする。</p> <p>なお、本町が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。</p>
③ 災害確定報告	<p>本町は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を地方本部等を経て、県に報告する。</p> <p>なお、報告に当たっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つものとする。</p>
④ 災害年報	<p>毎年1月1日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15 日までに県へ報告する。</p>

## 第3編 災害応急対策計画

### ●総務省消防庁（総務省消防庁 応急対策室）

- TEL：03-5253-7527（7777 宿直室）
- FAX：03-5253-7537（7553 宿直室）
- 消防防災無線：90-49013（49102 宿直室）
- // FAX：90-49033（49036 宿直室）
- 中央防災無線：83-8090-8017（5017 宿直室）

## 5 安否情報の提供

本町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 6 被害状況の判定基準

災害により人的及び物的被害を受けた認定は、法令等に特に定めがあるもの以外おおむね資料編の「被害状況判定基準」によるものとする。

### 【資料編参照】

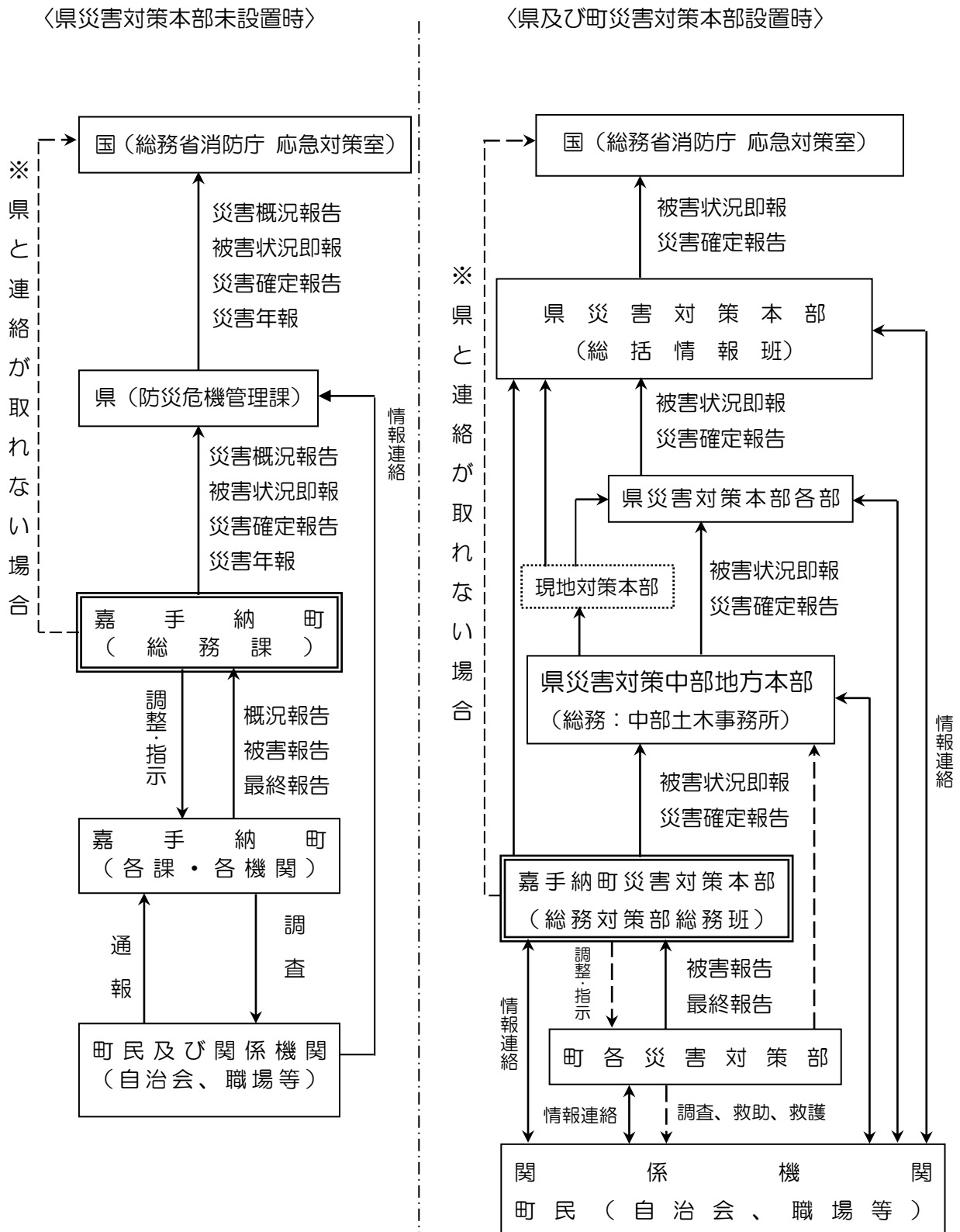
〔別表 1〕

- 災害即報様式第1号の記入要領
- 災害即報様式第2号の記入要領

〔別表 2〕

- 被害状況判定基準

《災害情報連絡系統図》



※ 点線(---)は、各関係対策部との連絡系統を示す。

### 第3編 災害応急対策計画

#### 《防災関係機関の収集する情報》

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
① 人的被害、住居被害、火災状況	<pre> graph LR     Town[町] --&gt; Pref1[県中部地方本部 (総務)]     Fire[消防機関] --&gt; Town     Pref1 --&gt; Pref2[県本部 (総括情報班等)]     Police[警察本部] --&gt; Pref2             </pre>
② 道路状況、交通状況	<pre> graph LR     Town[町] --&gt; Pref1[県中部地方本部 (総務)]     Pref1 --&gt; Pref2[県本部 (総括情報班等)]     Highway[沖縄総合事務局開発建設部] --&gt; Civil[土木建築部]     Express[西日本高速道路株式会社] --&gt; Civil     Local[地方本部 (土木)] --&gt; Civil     Transport[輸送関係機関] --&gt; Civil     Police[警察本部] --&gt; Pref2             </pre>
③ 防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の空港施設の状況	<pre> graph LR     Town[町] --&gt; Pref1[県中部地方本部 (農林)]     Pref1 --&gt; Pref2[農林水産部]     Pref2 --&gt; Pref3[県本部 (総括情報班等)]     Pref4[県中部地方本部 (土木)] --&gt; Pref5[土木建築部]     Pref5 --&gt; Pref3     Osaka[大阪航空局那覇空港事務所] --&gt; Pref3     Highway[沖縄総合事務局開発建設部] --&gt; Pref3             </pre>
④ ライフライン、輸送機関状況	<pre> graph LR     Town[町 (水道)] --&gt; Pref1[福祉部局]     Town --&gt; Pref2[産業部局]     Pref1 --&gt; Pref3[県本部 (総括情報班等)]     Pref2 --&gt; Pref3     Lifeline[ライフライン関係機関] --&gt; Pref3     Transport[輸送関係機関] --&gt; Pref3             </pre>
⑤ 文教施設関係情報	<pre> graph LR     Town[町] --&gt; Pref1[教育事務所]     Pref1 --&gt; Pref2[県本部 (総括情報班等)]     Pref3[県立文教施設] --&gt; Pref4[教育部]     Pref5[民間文化施設] --&gt; Pref6[文化観光スポーツ部]     Pref7[私立学校] --&gt; Pref8[総務部]     Pref4 --&gt; Pref2     Pref6 --&gt; Pref2     Pref8 --&gt; Pref2             </pre>
⑥ その他の施設の状況	<pre> graph LR     Town[町] --&gt; Pref1[所管部]     Pref1 --&gt; Pref2[県本部 (総括情報班等)]     Pref3[町] --&gt; Pref4[県中部地方本部 (総務)]     Pref4 --&gt; Pref5[所管部]     Pref5 --&gt; Pref2     Facilities[県有施設] --&gt; Pref5             </pre>
2 対策の実施状況	
① 住民避難の状況	<pre> graph LR     Town[町] --&gt; Pref1[県中部地方本部 (総務)]     Pref1 --&gt; Pref2[県本部 (総括情報班等)]     Police[警察本部] --&gt; Pref2             </pre>
② 救援物資、避難所の運営、ボランティア受入れ状況	<pre> graph LR     Town[町] --&gt; Pref1[県中部地方本部 (総務)]     Pref1 --&gt; Pref2[県本部 (総括情報班等)]     Relief[救援部門] --&gt; Pref2             </pre>
③ その他の対応状況	<pre> graph LR     Town[町] --&gt; Pref1[県中部地方本部 (総務)]     Pref1 --&gt; Pref2[県本部 (総括情報班等)]     Other[関係機関] --&gt; Pref3[各部]     Pref3 --&gt; Pref2             </pre>



### 第5節 災害広報計画

本町、県及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとするとともに、県及び市町村は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

#### 1 実施責任者

町長は、町域における災害情報、被害状況、その他災害に関する広報を行うものとする。  
[実施主体：総務班・企画財政班]

#### 2 防災関係機関相互の連絡

各防災機関は、相互に情報交換を行うよう努める。

#### 3 実施要領

##### (1) 各部の広報

各部において広報を必要とする事項が生じたときは、災害対策本部における広報担当班に、原則として文書でもって通知するものとする。

##### (2) 住民及び報道機関への広報（広報係）

広報係は、総務班との共同体制に基づき各部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示によりすみやかに住民及び報道機関へ広報するものとする。

また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。

#### 4 住民及び要配慮者、観光客等の来訪者に対する広報の方法

##### (1) 広報の方法

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 町防災行政無線放送による広報</li><li>② ホームページ等のインターネットによる広報</li><li>③ 報道機関を通じ、テレビ（文字放送等を活用）、ラジオ、新聞等による広報</li><li>④ 広報車による広報</li><li>⑤ 災害に関する情報事項等の掲示</li><li>⑥ エリアメール、SNSなどの活用</li><li>⑦ 手話及び外国語通訳による広報（手話及び外国語通訳の確保）</li></ul> |
|---|

#### 5 報道機関に対する情報等の発表の方法

##### (1) 発表機関

報道機関に対する情報等の発表は、災害対策本部（担当事務局）が情報を収集し、総括したうえ実施する。

### 第3編 災害応急対策計画

#### (2) 報道機関への要請・協議

情報等の発表に際しては、広報内容（日時、場所、目的等）を予め報道機関と協議・周知させ、報道機関との連携を重視することから、災害時に報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

#### (3) 報道機関からの情報連絡員の受入れ

災害時の広報については、報道機関との連携が重要であるため、報道機関は可能なかぎり町に情報連絡員を派遣し、町はそれを受入れる体制を整える。

#### (4) 報道機関への取材自粛要請

報道機関に対し、必要に応じて町災害対策本部や避難所等での取材活動を自粛するよう要請する。

#### (5) 広報の内容

- ① 不要不急の電話の自粛
- ② 被災者の安否
- ③ 空き病院の情報
- ④ 二次災害防止のためにとるべき措置
- ⑤ 交通情報
- ⑥ 食料・生活物資に関する情報
- ⑦ 電気・ガス・水道等の復旧の見通し
- ⑧ その他必要と認める事項

## 6 住民等からの問い合わせ等への対応

- ① 来庁者に対する広報窓口の設置  
(町内に災害が発生したと確認された時点から設置する。)
- ② 広報車を現地へ派遣しての情報収集及び必要事項の広報活動
- ③ 住民専用電話の設置による広報活動
- ④ 要配慮者への対応として、手話及び外国語通訳による広報（手話及び外国語通訳の確保）を行う。

#### 【資料編参照】

- ・報道機関一覧表

## 第6節 自衛隊派遣要請計画

大規模な災害の発生により町長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき災害に際して人命又は財産保護のため、町長が自衛隊の派遣要請を県知事に対して要求する。

[実施主体：総務班]

### 1 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づく自衛隊災害派遣の要請基準。

- ① 天災地変、その他の災害に際して、人命または財産の保護のため、自衛隊の派遣の必要があると認められるとき。
- ② 災害の発生が目前に迫り、被害がまさに発生しようとしている場合

※上記以外に、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待つ暇がない場合において、要請を待つことなく、自衛隊の判断に基づいて部隊等を自主派遣する場合がある。

### 2 災害派遣の要領

#### （1）実施責任者

- ① 災害派遣を要請することができる者が自己の判断又は町長の要請により行うが、基本的に町長が県を通じて要請する。（以下「要請者」という。）

- ア) 知事……………主として陸上災害
- イ) 第十一管区海上保安本部長……………主として海上災害
- ウ) 那覇空港事務所長……………主として航空機遭難

- ② 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）

- ア) 陸上自衛隊第15旅団長
- イ) 海上自衛隊第5航空群司令
- ウ) 海上自衛隊沖縄基地隊司令
- エ) 航空自衛隊南西航空混成団司令

#### （2）要請の内容（自衛隊法施行令第106条）

県知事は派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請するものとする。  
ただし、緊急の場合で、文書によるいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

《実施事項》

要請事項	実施内容
① 災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合	ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由 イ) 派遣を希望する期間 ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容 エ) その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）
② 緊急患者空輸を要請する場合	ア) 患者（事故等）の状況、病状及び緊急患者空輸を必要とする理由 イ) 患者の氏名、年齢、職業、性別、住所 ウ) 派遣を必要とする理由 エ) 空輸発地及び空輸着地 オ) 付添え人の氏名、年齢、患者との続柄、職業、住所 カ) 添乗医師等の氏名、年齢、性別、病院名 キ) 入院先病院及び病院への輸送手段 ク) その他参考となるべき事項（地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材）
③ 派遣を要請しないと決定した場合	派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

3 町長の派遣要請要求等

(1) 知事への派遣要請要求

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を依頼し、以後速やかに依頼文書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

町長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、町長は、通知を行った場合、速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

### 第3編 災害応急対策計画

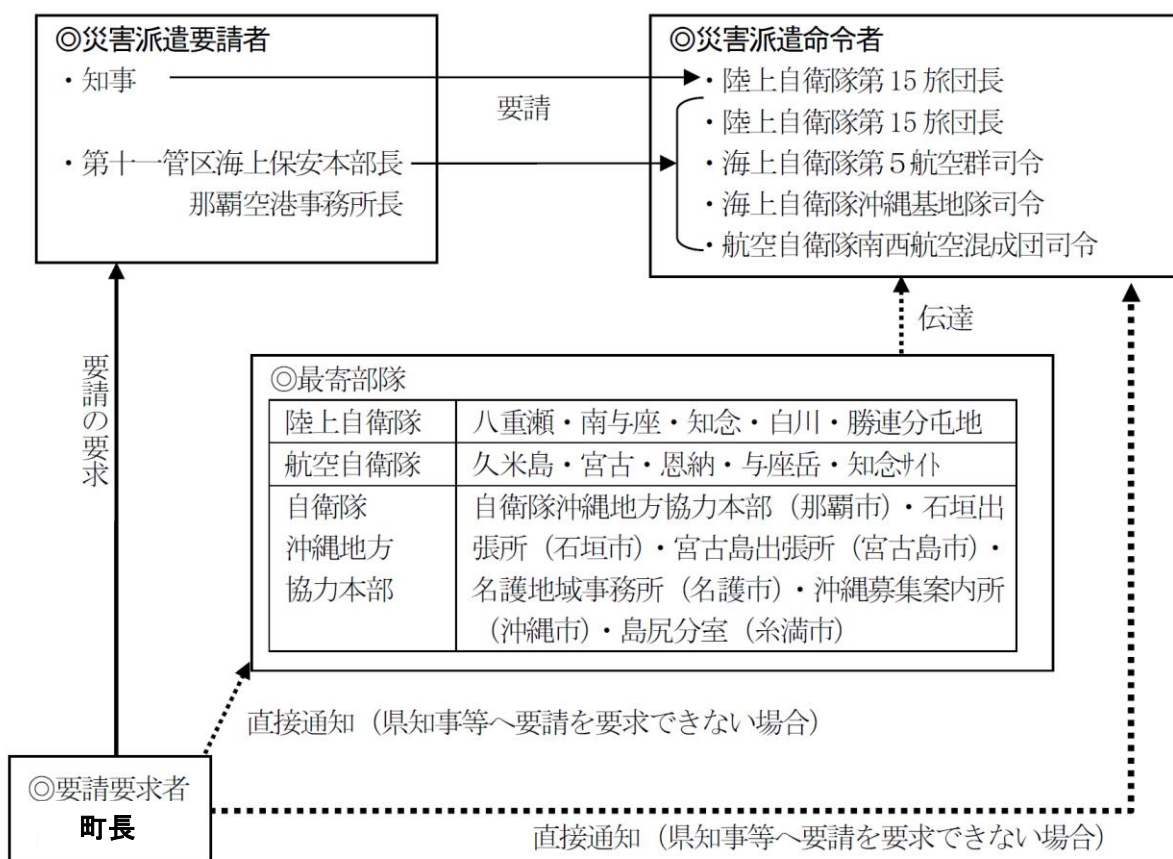
#### 〈災害派遣命令者の所在地等〉

	あて先	所在地	実務担当 (昼間)		実務担当 (夜間)	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団司令部第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 2276～ 2279 ・切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク *6-552-0123	団本部 当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 2308 ・切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク * 6-552-0123
海上自衛隊	第5航空群司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	空群司令部 当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連字平敷屋 1920	沖縄基地隊本部警備科	978-2342 3453 3454 内線 230	隊本部 当直	978-2342 3453 3454 内線 244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間 301	司令部運用課	857-1191 内線 2236	SOC 当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

注) 急患空輸等の要請権者及び要請先 (電話: 災害派遣命令者の所在地等に同じ)

実施事項	連絡先 (主担当)	連絡先 (副担当)
① 離島の急患及び物資空輸	陸上自衛隊第15旅団	航空自衛隊南混団
② 船舶急患空輸及び海難救助	航空自衛隊南混団	海上自衛隊5空群、海上自衛隊沖基
③ 海上捜索	海上自衛隊5空群、海上自衛隊沖基	航空自衛隊南混団

《自衛隊の災害派遣要請系統図》



#### 4 町の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、県及び町は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするよう、これに協力するものとする。

- ① 災害地における作業等に関しては、県（防災危機管理課他関係部署）及び町当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- ② 町側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- ③ 派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供するものとする。
- ④ 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、出来る限り町において準備するものとする。

#### 5 ヘリポートの準備

##### （1）ヘリポートの設置

人命の救出（緊急患者空輸を含む）、又は救助物資の空輸（血液、血清リレーを含む）を円滑に実施するため、町において次を考慮して地域ごとに適地を選定しておくものとする。

#### 【資料編参照】

#### ・ヘリポートの設置基準

#### ① ヘリポート点検

ヘリポート設置場所が指定された場合は、その管理者が年1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施するものとする。（現在未定。）

#### (2) 受入れ時の準備

- ① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近く上空からの風向き、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- ⑦ 着陸帯の地盤は堅固で平坦な地点とする。

## 6 連絡員の派遣・撤収

### (1) 連絡員の派遣

#### ① 自衛隊

自衛隊は、災害発生時に県又は町に連絡幹部を派遣し、県又は町との調整・連絡に当たる。

#### ② 県又は町の対応

県又は町は、自衛隊の連絡員の派遣にあたり、自衛隊本隊との連絡・調整に必要な施設等の提供を準備するものとする。

また、救援活動が適切かつ効率的に行われるため、知事（防災危機管理課）及び本町と派遣部隊長等との密接な連絡調整を図るものとする。

### (2) 派遣部隊の撤収

#### ① 派遣要請者

要請者は、派遣目的を達成した場合、又はその必要がなくなった場合には、派遣要請の要領に準じて撤収要請を行うものとする。

#### ② 派遣命令者

派遣命令者は、派遣の目的を達した場合、又はその必要がなくなった場合は、撤収することができる。この際、撤収に関係市町村長、警察、消防機関等と密接に調整するとともに、その旨県に連絡するものとする。

## 7 派遣部隊の活動内容

- ① 被災状況の把握（偵察行動）
- ② 避難の援助
- ③ 避難者等の捜索、救助
- ④ 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- ⑤ 消防活動（消防）
- ⑥ 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援物資の緊急輸送、孤立地区に対する人員の吊り上げ、救出又は降下）
- ⑨ 給食及び給水、入浴支援
- ⑩ 救援物資の無償貸付け又は譲与 {総理府令第1号（昭和33年1月1日付け）による}
- ⑪ 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- ⑫ その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

## 8 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

### （1）自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

#### 《自衛官の措置事項》

措置事項	措置内容
① 警察官がその場にはいない場合	緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（所轄警察署長への通知）
② 町長、その他市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合	ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（町長へ通知） イ) 他人の土地等の一時使用等（町長へ通知） ウ) 現場の被災工作物等の除去等（町長への通知） エ) 住民等を応急措置の業務に従事させること（町長へ通知）

### （2）自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、町が補償を行う。

- ① 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずべき損失
- ② 自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事したものであるものに対する損害



## 9 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は派遣要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。この場合、指定部隊等の長はできるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

### 〈部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準〉

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

災害に際し、救援の措置が必要と認められる例は次の通り。

ア) 通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合、町長又は警察署長、その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受けたとき。

イ) 通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合、部隊等による情報、その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

- ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ その他、上記①～③に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

## 10 経費の負担区分等

### (1) 要請者の負担

災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは県及び町の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定するものとする。

- ① 派遣部隊が、連絡のために宿泊施設等に配置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- ② 宿泊施設の電気、水道、汚物処理等の料金
- ③ 岸壁使用料

### (2) その他の経費負担

その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議のうえ協定を結ぶものとする。

#### 第7節 広域応援要請計画

大規模な災害発生時において隣接市町村、県又は指定地方行政機関の職員等の応援により、災害応急活動、応急復旧活動の万全を図るものとする。

##### 1 実施責任者

この計画による要請は、町長が行う。

[実施主体：総務班]

##### 2 派遣要請方法

###### 《応援派遣要請の要領》

###### ① 隣接市町村等相互間の応援

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対して職員等の応援を求めるものとする。(災害対策基本法第67条)

###### ② 指定地方行政機関の応援

町長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行うものとする。(災害対策基本法第74条の3)

ア) 派遣を要請する理由

イ) 派遣を要請する職種別人数

ウ) 派遣を要請する期間

エ) 派遣される職員の給与、その他勤務条件

オ) その他職員等の派遣について必要な事項

###### ③ 県への職員派遣斡旋要請

町長は県に対し、県、指定地方行政機関または他の地方公共団体の職員の派遣について、②の事項を明示して斡旋を求めるものとする。(災害対策基本法第30条)

###### ④ 知事への応援の要求

災害応急対策を実施するため必要があるときは、基本法第68条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

##### 3 消防機関における応援要請

大規模災害発生時において、本町は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

#### 4 米軍その他、海外からの支援受入れ

##### 《米軍等の支援受入れ要領》

実施事項	実施内容
① 米軍その他海外からの受入体制	国の非常災害対策本部から、米軍その他海外からの支援受入れの連絡が県へとあった場合、県が支援の受入れの要否を判断し、支援を受け入れる際に町は、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を県と連携の上決定する。
② 撤収要請	本部長は、県知事、警察、消防機関、派遣部隊長との協議の上、災害派遣部隊等の撤収要請を行う。

#### 5 その他広域応援要請

##### 《九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく要請》

町長が県に応援を求め、大規模な災害のため県単独では十分な応急措置が実施できないと知事が認めるときに、知事が応援協定の関係県に直接または幹事県を通して応援要請を求める。

【資料編参照】

#### 5 応援受入れ体制の準備

町長は、町以外への応援を要請する場合には、県及び関係機関と連絡調整を図り、その受入れ体制を準備するものとする。

第8節 避難計画

第1款 避難の原則

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、危険区域内の住民等に対して避難のための立退きを指示し、人命の安全を確保する。

1 実施責任者

避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導等の実施責任者を定めるものとし、避難誘導後は避難指示者と町長が協力して避難誘導を行い、避難所の開設及び収容、保護は町長が実施する。

また災害発生により、町が全部及び大部分の応急対策事務の実施が不可能になった場合、知事（総括及び県対策本部情報対策班、県出先機関等）は避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わり実施する。また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用し、適切に判断を行うものとする。

[実施主体：総務対策部・福祉対策部・教育対策部]

(1) 高齢者等避難の発令

本町における高齢者の増加や障害者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、一般住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動に時間を要する要配慮者等に対し、早めの避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を発令する。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第56条第2項	

(2) 避難指示

《避難指示の種類》

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	町長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	町長から要請がある場合又は町長が避難の指示をするいとまがないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、津波、高潮	水防法第29条	

### 第3編 災害応急対策計画

#### (3) 警戒区域の設定（強制力があり、従わない場合には罰則がある。）

##### 《警戒区域設定の種類》

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	町長が出来ない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長から要請がある場合又は町長（委任を受けた職員を含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	町長（委任を受けた職員を含む）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	洪水、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

※ 人命を守るため必要と認めるときに設定するが、強制力があり従わない場合には罰則もあるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する必要がある。

##### 〈警戒区域設定の考慮事項〉

- ① 災害危険の範囲が広範囲で、長期にわたる場合
- ② 応急対策上、やむを得ない場合

#### (4) 知事による避難の指示等の代行

災害の発生により町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

#### (5) 避難の誘導

避難所への誘導は、高齢者等避難、避難指示の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

## 第3編 災害応急対策計画

### (6) 指定避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は町長が行うものとし、災害救助法が適用された場合における指定避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として町長が行うものとする。

また、広域避難等において本町のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施するものとし、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 2 避難情報の運用

### (1) 避難情報の種類及び発令基準例

避難情報の種類等は、以下のとおりである。

種類等 〈警戒レベル〉	内容	発令基準例	災害の状況 及び 住民が取る べき行動	根拠法
高齢者等避難 (町長が発令)  警戒レベル 3	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水浸水想定区域</li> <li>・洪水警報が発表され、引き続き水位上昇のおそれがあるとき など</li> <li>●土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等</li> <li>・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当）となった場合</li> <li>●その他大型の台風な遠地地震による津波の到達など災害発生のおそれがある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生のおそれあり</li> <li>・危険な場所から高齢者等は避難</li> </ul>	災害対策基本法第56条2項
避難指示 (町長が発令)  警戒レベル 4	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水浸水想定区域</li> <li>・氾濫危険水位に到達したときなど</li> <li>●土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当）となった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害のおそれが高い</li> <li>・危険な場所から全員避難</li> </ul>	災害対策基本法第60条第1項

### 第3編 災害応急対策計画

種類等 〈警戒レベル〉	内容	発令基準例	災害の状況 及び 住民が取る べき行動	根拠法
緊急安全確保 (町長が発令)  警戒レベル 5	災害が発生し、又はまさに発生しようとしていた場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水浸水想定区域</li> <li>・氾濫が発生するおそれが高まった場合</li> <li>・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>・その他氾濫の発生が確認された場合</li> <li>●土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等</li> <li>・避難指示の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</li> <li>・土砂災害の発生が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生又は切迫</li> <li>・命の危険</li> </ul> 直ちに安全確保	災害対策基本法第60条第3項
警戒区域 の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	-	-	災害対策基本法第63条

※1：「避難情報の発令」に際しては、発令対象区域は適切に絞り込む必要がある。

※2：警報級の現象が5日先までに予想されている場合には、「警戒レベル1（5段階）」に当たる「早期注意情報」が発表される。

※3：大雨注意報、洪水注意報、氾濫注意情報などが発表された場合は、「警戒レベル2（5段階）」となる。

※4：大津波警報、津波警報等が発表された場合には、段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、一刻も早く危険な地域から高台への避難が必要のため、が発表されたときは、基本的に「高齢者等避難」及び「緊急安全確保」は発令せず「避難指示」を発令し、指定緊急避難場所等への立退き避難を促すこととする。

### 3 避難情報の伝達方法（設定者の措置）

#### （1）避難情報等の内容

避難情報等（高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定）の内容は、次の事項を明らかにして発する。

- ① 発令者
- ② 対象区域
- ③ 高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定理由
- ④ 避難日時、避難先及び避難経路
- ⑤ その他必要な事項

#### （2）避難情報等の伝達方法

##### ① 居住者、滞在者、その他の者への伝達・周知

避難措置の実施に当たっては、サイレン、警鐘、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、ホームページ、SNS、広報車、電話、拡声器、口頭など多様な手段を用い又は併用し、迅速に必要なと認める地域の居住者、滞在者、その他の者に周知伝達の徹底を図るものとする。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバー事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を本編の「災害通信計画」準じて要請する。

##### ② 関係機関への通知

避難措置の実施者は、おおむね次のように必要な事項を関係機関へ通知する。

《機関別通知の種類》

指示者		必要措置（関係機関への通知）
町長の措置		町長 → 知事（防災危機管理課）
知事の措置又はその命を受けた職員の措置	災害対策基本法に基づく措置	知事（防災危機管理課） → 町長
	地すべり等防止法に基づく措置	知事（海岸防災課） → 所轄警察署長
警察官の措置	災害対策基本法に基づく措置	警察官 → 所轄警察署長 → 町長 → 知事（防災危機管理課）
	警察官職務執行法（職権）に基づく措置	警察官 → 所轄警察署長 → 県警察本部長 知事（防災危機管理課） → 町長
自衛官の措置		自衛官 → 町長 → 知事（防災危機管理課）
水防管理者の措置		水防管理者 → 所轄警察署長



### 第3編 災害応急対策計画

#### ③ 住民への周知

高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定者は、必要な伝達事項を次の伝達方法により迅速に住民や本町の滞在者等に周知するよう努めるものとする。

##### 《伝達の実施要領》

伝達事項	伝達方法
ア) 発令者 イ) 避難の指示、警戒区域の設定の理由 ウ) 避難日時、避難先及び避難経路 ・避難日時や避難先等を伝達するとともに、災害の種類（竜巻等）及び状況（河川の氾濫が発生している等）によっては、屋外避難することにより、危険な場合もあることから、「屋内退避」及び「垂直避難（堅牢な建物の高い場所へ避難）」についても伝達するものとする。 エ) 避難にあたっての注意事項 a. 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと。 b. 会社、工場にあっては、浸水その他の災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講ずること。 c. 避難者は1人当たり3日分程度の食糧、水、日用品及び衣類等を携行すること。 d. 避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること。	ア) 町防災行政無線放送による伝達 イ) 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達 ウ) 広報車等の呼びかけによる伝達 エ) 報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達 オ) 各自治会の広報マイク及び広報車両による伝達 オ) ホームページ等のインターネットによる伝達

#### ④ 放送を活用した避難情報の伝達

町長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要項」（平成 17 年 6 月 28 日）に基づき、作成された様式及び伝達ルートにより、避難情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達するものとする。

#### ⑤ 解除の基準

避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準として、大津波警報、津波警報、津波注意報など各種警報等が解除された段階を基本として、解除するものとする。

#### (3) 避難情報等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 26 年 9 月）及び「避難情報に関するガイドライン」（令和 4 年 9 月更新）を踏まえつつ、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」の作成を行う。

## 4 避難実施の方法

### (1) 避難実施内容等

避難の実施・誘導は、避難の指示、警戒区域の設定者が行うものとする。  
次の避難の実施要領から、十分考慮し万全を期して実施にあたるものとする。

#### 《避難の実施要領》

実施事項	実施内容
① 避難の順位	避難は、要配慮者（高齢者、幼児、障害者、病人、妊産婦等）を優先する。
② 避難者の誘導	避難者誘導は、以下の内容で適切に実施するものとする。 ア) 避難にあたり避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全・迅速かつ適切な避難体制の確保を図る。 イ) 避難誘導員は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きについて適宜指導をするものとする。 ウ) 避難の経路は災害時の状況に応じて適宜定めておき、避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。 エ) 誘導に当たっては、混乱を避けるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定する。 オ) 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
③ 避難行動要支援者の避難誘導	在宅の避難行動要支援者の避難は、避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。 社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、本町は可能な限り支援を行う。
④ 避難後の措置	避難した地域において、事後速やかに避難もれや要救出者の有無を確認する。

### (2) 二次災害の防止

余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための措置をとるものとし、災害発生のおそれのある場合には速やかに適切な避難対策を実施する。

## 5 指定避難所の開設及び収容・保護

指定避難所の開設及び避難者の収容保護は、福祉対策部を中心として実施する。

また、指定避難所を開設したときは、町長は直ちに避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員、開設期間の見込み等）を知事に報告しなければならない。

### 第3編 災害応急対策計画

#### (1) 避難所の設置

##### 《町避難所の設置要領》

避難所の設置事項	実施内容
① 避難所の開設	<p>避難所の設置は、集団的に収容でき炊き出し可能な既存の施設を利用し、その他被害状況等の条件を考慮して、災害対策本部が適切と認めるものを避難所として開設する。</p> <p>指定避難所として指定している、施設を利用する。</p> <p>ただし、これらの施設が利用できないときは、野外にバラックを仮設し、又は天幕を借り上げて設置する。</p>
② 避難所が不足等	<p>避難所としての施設が不足する場合、次の措置を行う。</p> <p>ア) 要配慮者に配慮し被災地以外の地域を含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める（緊急的な福祉避難所としての活用含む）。</p> <p>イ) 隣接市町村への収用委託、建物・土地の借り上げ等</p> <p>ウ) 県施設の一時使用要請</p> <p>エ) 県を通し、一時的に避難施設としての船舶の調達を要請</p>
③ 避難場所の変更	<p>町における避難予定場所を、予め指定しておくものとする。なお、災害の種類及び被害状況等により避難所を変更又は新たに設置し、その旨住民に周知を図るものとする。</p>
④ 費用	<p>町が避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費とする。</p>

#### (2) 福祉避難所の指定及び設置

本町においては、要配慮者に配慮して2箇所の福祉避難所（総合福祉センター、ロータリープラザ）を開設するものとする。また、今後も福祉避難所の指定に向けて検討を行うものとする。町内で不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

##### 【資料編参照】

- ・避難場所・避難所の設置基準
- ・災害避難の予定場所・避難所一覧

#### (3) 避難者の移送

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、本編の「交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

### 第3編 災害応急対策計画

#### (4) 避難所の運営管理

本町は、「嘉手納町避難所運営マニュアル」等を活用し、避難所ごとに運営体制の整備を図る。なお、避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

また、町は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア、専門性を有したNPOなどの支援者等の協力を得て実施することとする。

##### 《避難所の運営管理要領》

管理事項	実施内容
① 避難者に係る情報の把握	<p>本町は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。</p> <p>また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。</p>
② 避難所の環境	<p>避難所における生活環境は、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等、以下のとおり各視点から配慮し注意を払うことで、常に良好な運営に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保のための段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>ウ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>オ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。</p>
③ 避難所の統合・廃止	<p>対策本部は、被災地区の状況に応じ、避難所の統合及び廃止を行う。</p>

### 6 避難長期化への対策

本町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

### 7 県有施設の利用（市町村）

本町は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、本町から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

### 8 船舶の利用（市町村、第十一管区海上保安本部）

大規模な災害により避難所が不足する場合、本町は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

本町から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

### 9 在宅避難者等の支援（市町村）

本町は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

### 10 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

#### (1) 学校

町教育委員会又は学校長は、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- ア) 避難実施責任者
- イ) 避難の順位
- ウ) 避難先
- エ) 避難誘導者及び補助者
- オ) 避難誘導の要領
- カ) 避難後の処置
- キ) 事故発生に対する処置
- ク) その他必要とする事項

## 第3編 災害応急対策計画

### (2) 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難指示権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるよう、あらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。

#### 1.1 災害救助法が適用された場合

災害のため被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者に対する避難所の供与は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

#### 【資料編参照】

- ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間

### 第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、本節に前述している対応によるものとする。

#### 1 実施責任者

津波から避難するための避難情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、本節の「1 実施責任者」のとおりとする。

#### 2 避難指示等の発令

避難指示等の運用については、本節の第1款「2. 避難情報等の運用」のとおりとする。

嘉手納町は、「津波避難計画策定指針(沖縄県)」等を基に今後津波避難計画を作成し、その定めにより、以下の点に留意して、津波災害警戒区域等に対し、避難指示等の発令にあたる。また、発令基準については、「嘉手納町避難情報等の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難指示等を発令するものとする。

ア 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。

イ 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

ウ 津波警報・避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、

## 第3編 災害応急対策計画

ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

エ 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

### 3 避難場所

避難先は、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

#### (1) 避難誘導

##### ア 住民等の避難誘導

本節第1款の「4 避難実施の方法」も準じて実施するものとする。

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官及び嘉手納町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障害者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

##### イ 米軍基地内への避難

米軍基地内への避難については、基地と連携して、米軍基地へ避難誘導する。

#### (2) 避難所の開設・収容保護

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容するものとする。避難所の解説・収容保護については、本節の前述のとおりとする。

### 第3款 広域一時滞在

#### 1 広域一時滞在の協議等

##### (1) 本町が被災した場合の協議

嘉手納町が被災した場合、町長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長と協議する。

##### (2) 県知事への報告

町長（協議元市町村長）は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

##### (3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受け入れ

被災した他市町村から協議を受けた場合、町長（協議先市町村長）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受け入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

##### (4) 公示及び報告

嘉手納町が被災した場合、町長（協議元市町村長）は受け入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

##### (5) 広域一時滞りの終了

嘉手納町が被災した場合、町長（協議元市町村長）は、広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

##### (6) 国による広域一時滞りの協議の代行

嘉手納町が被災し、その全部又は大部分の事務等を行うことが出来なくなった場合に、県と協議して被災者の救助・救援活動等を維持する為、急を要する措置及び一時滞りに係る協議を国が代行するものとする。

また、嘉手納町がその大部分の事務を行うことができることと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を国から嘉手納町が引き継ぐものとする。

##### (7) 県外広域一時滞りの協議等

###### ① 県外受入れについての協議の要求

町長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。



#### ②公示、報告

町長は、被災住民受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

#### ③広域一時滞在の終了

町長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

#### (8) 県外広域一時滞在の受入れ

県外の他市町村から本町への広域一時滞在の要請があつた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

### 第9節 観光客等対策計画

#### 1 実施責任者

[担当：総務班・産業環境班]

観光客対策の実施は、観光施設等の管理者及び嘉手納町とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、本編の「第8節避難計画」のとおりである。

#### 2 避難情報の伝達及び避難誘導

##### (1) 嘉手納町の役割

津波情報や避難指示等の避難情報を住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。また、町職員、消防団員等により海岸等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来訪者に最寄り高台及び指定避難場所への避難を呼びかける。

##### (2) 観光施設等の役割

津波情報や嘉手納町の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や指定避難場所などの安全な場所に誘導する。なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

##### (3) 交通機関の役割

津波情報や嘉手納町の避難情報を把握した交通施設の管理者は、旅客に対し避難を呼びかけ、高台や指定避難場所等の安全な場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な緊急避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

#### 3 避難収容（嘉手納町、県、観光施設管理者）

##### (1) 収容場所の確保

本町は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保するものとする。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

なお、県に対して県有施設の一時使用について要請するとともに、国及び関係団体等に施設の利用を要請するものとする。また、国や県、関係団体の施設はあるものの、町有の施設がない場所については、避難場所としての一時使用について協議していくものとする。

##### (2) 安否確認

本町は、観光施設の管理者、観光関係団体、警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

##### (3) 飲料水・食糧等の供給

本町及び観光施設の管理者は、可能な限り飲料水・食糧等を供給する。

#### 4 帰宅困難者対策（嘉手納町、県）

##### (1) 情報の提供

本町及び県は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

### 第10節 要配慮者対策計画

[担当：総務対策部・福祉対策部・産業環境班]

#### 1 実施責任者

要配慮者対策の実施は要配慮者利用施設等の管理者及び本町とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、本編の「第8節 避難計画」のとおりである。

#### 2 避難行動要支援者の避難支援

本町は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、「嘉手納町災害時要援護者避難支援計画」等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

#### 3 避難生活への支援

##### (1) 避難時の支援

本町は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、県は、本町の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

##### (2) 応急仮設住宅への入居

本町及び県は、地域のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

##### (3) 福祉サービスの持続的支援

本町は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。県は、本町の要請に基づき必要な体制を支援する。

#### 4 外国人への支援

本町及び県は、沖縄県国際交流・人事育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

### 第11節 消防計画

火災、風水害、地震等の災害から町民の生命・身体及び財産を保護するため、保有消防力の全機能をあげて目的達成に努めるものとする。

また、ニライ消防本部が定める消防マニュアル等に準ずるものとする。

#### 1 実施責任者

火災または地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防の実施は、町が行う。

[実施主体：総務班・消防本部]

#### 2 消防業務の内容

##### (1) 火災の予防・警戒

① 重点的に随時予防査察を実施する。

(多数の者が勤務又は出入りする建物の他、防火対象物及び危険物の製造・貯蔵・取扱所等)

② 一般建物等については全国火災予防運動等の実施に努めるものとする。

③ 防火対象物の管理者は、政令に定める防火管理者を定める。

④ 当該防火対象物についての消防計画を作成し、届出を励行するものとする。

⑤ 「火災予防計画」(火災警報含む)に規定するものの他、火災発生の危険除去、人命の危険発見、排除に努め火災の予防・警戒にあたる。

##### (2) 火災防御活動

火災を覚知したら、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。

##### (3) 救助・救急活動

① 指揮者は、まず要救助者の有無を確認し、必要があれば捜索を実施する。

② 要救助者があれば各隊は協力して救急隊との連携のもと、全力で救助活動に努める。

③ 火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。

④ 負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとし、状況により消防車又は現場付近の車両を持って行うものとする。

##### (4) 火災原因及び被害調査

火災原因及び被害調査の結果は、町長へ消防長からの報告を確認するものとする。

#### 3 県内市町村間の相互応援要請

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、県下全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとり、その実施について万全を期す。

(実施：町長及び消防本部長)

#### 【資料編参照】

・消防相互応援協定の状況

### 第12節 救出計画

災害時における救出活動を、次に定めるものとする。

#### 1 実施責任

町は二ライ消防本部等の救助機関と連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自治会等の組織（自主防災団体）等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

[実施主体：総務班・消防本部]

#### 2 救出の方法

被災者の救出は、町と消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と協力して救出に必要な器具を借り上げる等、情勢に応じた方法により実施するものとする。

##### (1) 町

① 町は、本来の救助機関として救出にあたるものとする。

※ 消防（救助含む）の責任は市町村が負うこと（消防組織法第6条）となっており、国・県は管理権限を持たず指導・助言を行うのみである。

② 町は、当該町のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

##### (2) 警察

警察は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施するものとする。

##### (3) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

#### 3 救出用資機材の調達

町内には救出用資機材が備蓄されていないことから、今後防災関係機関と調整を図りながら整備に努めることとし、資機材を保有する建設業界との協定等を図ることで、救出に必要な重機配備を要請・調達する方法などの検討推進していくものとする。

#### 4 惨事ストレス対策

各救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

【救出・救助活動の成功のポイント】

- ① 要救出・救助現場の早期把握
- ② 要救出・救助現場に対する人員の投入
- ③ 要救出・救助現場に対する資機材の投入
- ④ 救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

※ 災害救助法が適用された場合

1. 対象者

災害によって早急に救出しなければ生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出を要する者。

なお、救出を必要とする状態にある場合を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
- (2) 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- (3) 水害に際し、流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残されたような場合
- (4) 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
- (5) 山津波により生理めとなったような場合  
(山津波：斜面崩壊により湖が出来、その後一気に下流へ放たれること。)
- (6) 多数の登山者が遭難した場合

2. 救出の費用及び期間

(1) 費用

- ア 借上費（救出に直接必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの実費）
- イ 修繕費（救出に使用した機械器具の修繕費）
- ウ 燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明用の灯油代）

(2) 期間

災害発生の日から3日以内

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

## 第13節 医療救護計画

災害時における医療、助産の救護活動等について定める。

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、県、本町及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

### 1 実施責任者

災害時の医療について、医療及び助産等を受ける手段を失った者に対しては、応急的に医療関係機関の協力を得て町長が実施するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

[実施主体：総務班・町民保険班]

### 2 医療及び助産救護の実施

#### (1) 救護班の実施

##### ① 救護班の体制

医療及び助産等の方法は、救護班によるものとするが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、日本赤十字社沖縄県支部、中部地区医師会その他医療関係機関の協力を得て行う。

#### 《救護班の編成》

班名	機関名	構成員	備考
医療・助産救護班	嘉手納町 中部地区医師会 町内各医療関係機関	医師 助産師又は看護師 保健師 事務職員	・必要により運転手等助手を配備
県編成医療班	保健所 県立病院 日本赤十字社 国立病院機構 他市町村	医師 保健師、助産師、看護師（准看護師を含む） 事務員 運転手	

##### ② 救護班以外の協力

救護班による医療及び助産救護が十分でない場合、また災害規模及び患者の発生状況により、日赤沖縄県支部救護班、沖縄県医師会、その他医療関係機関の協力を得て行うものとする。

また、緊急な出産を要する場合、最寄りの助産師によって行う等の措置を図るものとする。

### 第3編 災害応急対策計画

#### (2) 医療、助産の費用及び期間（災害救助法が適用された場合）

##### 《費用及び期間の基準》

区分	費用	実施期間
医療	① 救護班による場合 薬剤、治療材及び破損した医療器具の修繕費用の実費 ② 一般の病院又は診療所の場合 社会保険の報酬額以内 ③ 施術者による場合 協定料の額以内	災害発生の日から 14日以内
助産	① 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 ② 助産師による場合 慣行料金の80%以内	分娩した日から 7日以内

#### (3) 救護所の設置

##### 《救護所の設置基準》

設置区分	設置基準
救護所	診療所、その他医療機関を事前協議の上、救護所として利用設置するものとする。
臨時救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、本部長の指示により避難場所・避難所（学校、公民館等）のり災者の収容施設、罹災者の通行の多い地点及び、その他適当と認める場所を臨時に設置するものとする。

#### (4) その他の救護

##### ① 委託医療機関等による医療

救護班による医療措置ができない者や救護措置が適切でない者は、委託医療機関（県及び公立病院、助産所、近隣市町村の委託医療機関）において救護を行う。

- ア) 救助法適用市町村区域内の病院・診療所における入院治療施設
- イ) 近隣市町村区域内における病院・診療所における入院治療施設

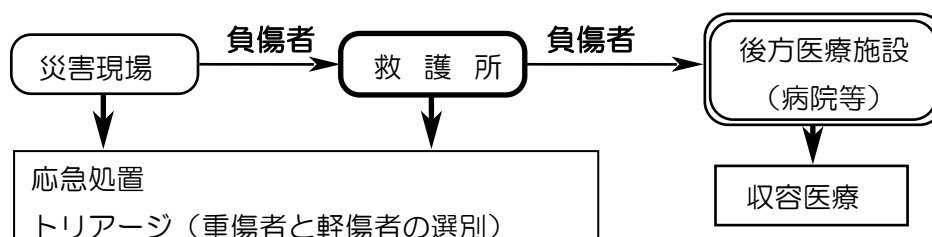
##### ② 船舶の利用

大規模な災害により、被災地の医療施設が不足する場合を想定し、県（総括情報班）を通し、第十一管区海上保安本部や海上自衛隊等に対し、所有船舶の供用を要請するものとする。



(5) 医療救護の流れと体制確立

① 医療救護の流れ



※ 後方医療施設：救護所では困難な重病・重症患者等の処置、治療を行う。  
(常設の公立、救急指定病院)

② 救急医療体制の確立

各関係機関及び団体は、相互間の連絡・協力を万全を期すことで、災害時の救急医療を迅速かつ的確に実施するものとする。

《本町の業務内容》

- ア) 現地における応急的医療施設の設置並びに管理
- イ) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ウ) 日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
- エ) 地区医師会に対する出動要請

3 医薬品等の調達

(1) 医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

救護所における医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の所持品を使用するものとするが、手持ち品が不足の場合は中部地区医師会（(社)中部地区医師会立成人病検診センター）等において調達補給するものとする。

また、当該地域での調達確保が困難な場合、県（薬務衛生班）において確保・輸送の要請を行う。

(2) 血液製剤の確保

災害時における本町で、輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう県（薬務衛生班）を通し、沖縄県赤十字血液センターへの輸血用血液製剤の確保・要請に努めるものとする。

4 救急搬送

後方医療施設等への傷病者の搬送は、原則として本町及び消防機関の救急車両等により行う。道路の不通等によりヘリコプターでの搬送が必要な場合は、県に対し、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

### 5 被災者の健康管理とこころのケア

本町は、県及び関係機関と連携して、避難所等における被災者の健康状態の把握に努めるものとする。なお、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

また、大規模な災害において大多数の被災者が精神的ダメージを受け、本町における“こころのケア”が必要となることが予測されることから、県と連携を図りながら保健所やその他施設に相談窓口を設け、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等による救護活動を実施するものとする。

### 6 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害等により傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療を実施できるよう努める。

#### (1) 救急医療の対象と範囲

本計画に想定され、災害対策基本法に規定する又はこれに準ずる災害・事故等により、傷病者が50人以上に及び災害とする。ただし、災害発生の場所、医療施設の状況等の実情により本町において対象傷病者数の基準を引き下げもしくは引き上げることができる。

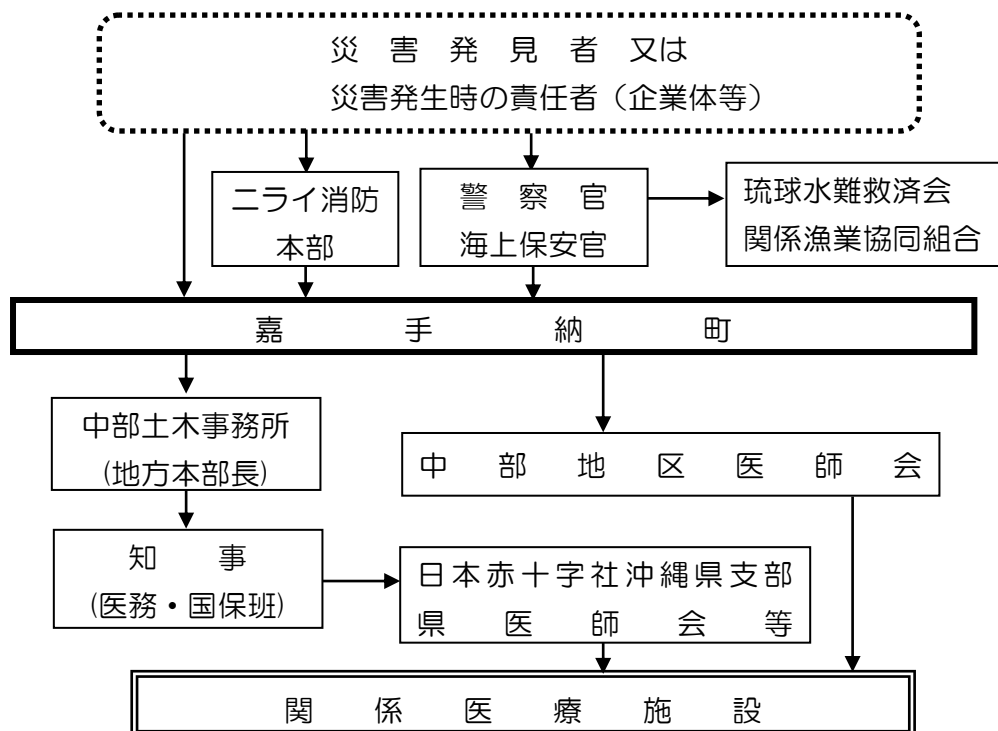
#### (2) 救急医療体制の確立

県、市町村及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等を整備することにより、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努める。

- ア) 現地における応急的医療施設の設置及び管理
- イ) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ウ) 日赤地区長、分区長に対する出動要請
- エ) 中部地区医師会に対する出動要請

### 第3編 災害応急対策計画

#### 《集団的な傷病者発生時の通報連絡系統》

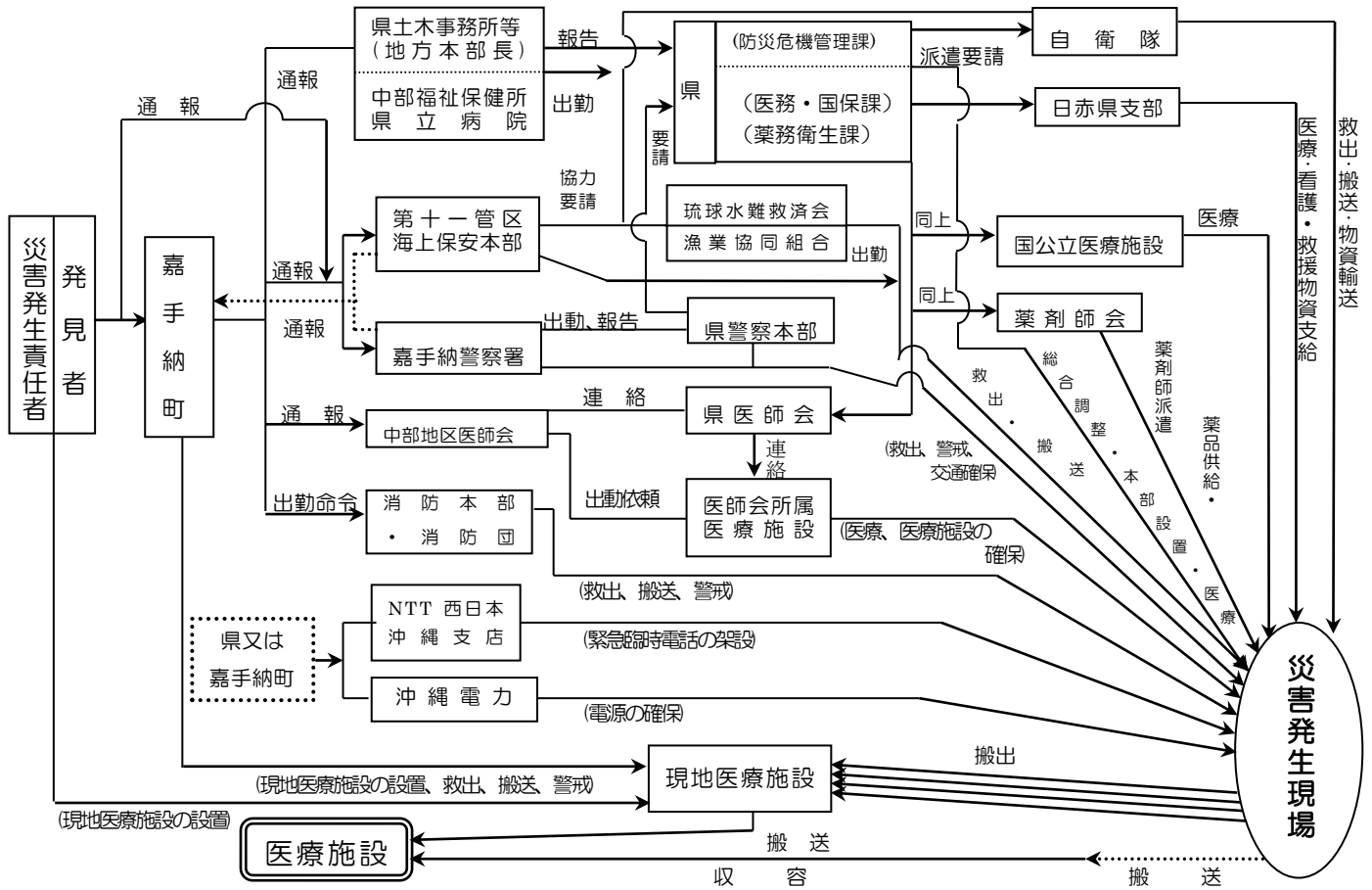


#### 【 通報内容 】

- ① 事故等発生（発見）の日時
- ② // の場所
- ③ // の状況
- ④ その他、参考事項

7 医療施設・連絡系統の現況

《嘉手納町の通報連絡等救急医療対策系統図》



【資料編参照】

- ・ 中部地区医師会等

第14節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送について、交通の危険及び混乱を防止するとともに、安全確保と輸送等を確実に行うものとする。

[実施主体：総務班・都市建設班]

1. 交通規制

(1) 実施責任者・規制の種別

災害時における交通の規制、緊急輸送等は各範囲の責任者が行うものとし、相互協力を図りながら被災者、応急対策要員及び応急対策物資との緊急輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は、町長が行う。

《実施区分別の規制及び根拠法》

実施責任者		規制種別	根拠法
陸上	道路管理者	危険箇所	道路法に基づく規制 [道路法第46条] ○災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。
	県公安委員会	危険箇所	道路交通法に基づく規制 [道路交通法第4条] ○災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。
	県公安委員会	災害緊急輸送	災害対策基本法に基づく規制 [災害対策基本法第76条] ○県公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。
海上	海上保安本部	災害緊急輸送 特定港内及び危険箇所	港則法・海上保安庁法に基づく範囲 [港則法第37条、海上保安庁法第18条] 1 船舶交通安全のため必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において、船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき、又は混雑緩和に必要なとき 3 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき

### 第3編 災害応急対策計画

#### (2) 規制措置の内容

##### ① 危険個所における規制

町、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

##### ② 緊急輸送のための規制

災害が発生した場合において、町長及び警察、消防等防災関係機関が災害応急対策に従事する者又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、輸送機関及び県公安委員会は次により適切な措置をとるものとする。

#### 《規制措置の実施内容》

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	災害時において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。
公安委員会の措置 (制限の必要を認めるとき)	ア) 緊急車両以外の車両の通行禁止、または制限の対象、区間及び期間を記載した様式1（資料編66頁）による表示及び適当な迂回路の表示を所定の場所に設置するものとする。 イ) 上記の通行禁止、または制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止または制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。 ウ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

#### (3) 規制に係わる措置

##### ① 交通規制等の禁止・制限の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させるものとする。

##### ② 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときはあらかじめその規制の対象区間、規制期間及び理由を相互に通知する。

##### ③ 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況、又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、すみやかに町長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けたとき（者）は、警察官にあっては町長へ、町長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知するものとする。

### 第3編 災害応急対策計画

#### ④ 車両運転者の責務

災害対策基本法（第 76 条）の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

##### 《災害時における車両運転者の義務》

規制区分	措置内容
道路区間及び区域に係る通行禁止等が行われた場合	道路区間や区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

#### ⑤ 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等 ア) 警察官

警察官は、通行禁止等に係わる区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらない時又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

#### イ) 自衛官・消防職員による措置命令等

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、措置を命じ、当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

#### ⑥ 道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを道路管理者である市町村に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保するものとする。

#### ⑦ 交通施設の応急対策

交通施設の災害応急対策は本編の「第 34 節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところとする。

## 2 緊急輸送

### (1) 緊急輸送の実施責任

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は、町長が行う。  
ただし、次の場合は県が緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- ① 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- ② 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合

災害により、交通施設及び道路等の危険な状況が予想され、又は道路パトロールにより危険箇所及び混乱を発見したとき、若しくは通報等により判明したときは、施設の被害及び危険の程度を調査し、必要に応じて規制を実施する。

なお、本町に関連する緊急輸送道路ネットワーク計画における重要道路（第1次緊急輸送道路）は、「国道58号」となっている。

### (2) 緊急輸送の対象

#### 《優先段階別の輸送対象内容》

優先段階	対 象 内 容
第1段階	ア) 救助・救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ) 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等 エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア) “第1段階”の続行 イ) 生命維持に必要な物資（食糧・水等） ウ) 傷病者、被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	ア) “第2段階”の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

### (3) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、適当な方法によるものとする。

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。



#### ① 道路輸送

##### ア) 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及び運転者の確保の順位。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>a. 応急対策を実施する機関に属する車両等</li><li>b. 公共的団体に属する車両</li><li>c. 営業用の車両等</li><li>d. 自家用の車両</li></ul> |
|---|

##### イ) 緊急通行車両の届出

###### a. 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、本町において緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受けるものとする。

県公安委員会は、届出済証を交付した車両について、緊急通行車両事前届出受理簿の登載を行う。

###### b. 緊急通行車両の標章及び証明書

緊急通行車両の使用者は、知事又は県公安委員会より標章及び証明書の交付を受け、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

[使用者の申出・証明書等の交付]

緊急輸送に車両を使用しようとする者は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出、所定の標章（様式2）及び証明書（様式3）の交付を受ける。

###### c. 標章の掲示

緊急車両の交付を受けた車両は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示するものとする。

#### 【資料編参照】

- 車両通行止
- 緊急通行車両標章及び証明書

##### ウ) 町有車両の確保

町有車両の確保は、総務対策部総務班において行い、各班長は、車両を必要とするときに必要な事項を明示して配車を要請する。

総務班は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮のうえ使用車両を決定し、要請した班へ通知するものとする。

〈必要事項〉

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>a. 輸送日時及び輸送区間</li><li>b. 輸送対象の人数、品名及び数量</li><li>c. その他必要な事項</li></ul> |
|---|

### 第3編 災害応急対策計画

#### エ) 民間車両（町有車両以外）による輸送

本町において必要な車両確保が困難な場合、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

#### オ) 費用の基準

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>a. 輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。</li><li>b. 官公署、その他公共機関等の所有車両の使用については、燃料費程度を負担するものとする。</li></ul> |
|---|

#### ② 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施するものとする。

#### ア) 県有船舶による輸送

県有船舶による輸送を必要とするときは、県（総括及び情報対策班）に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>a. 災害の状況及び応援を必要とする理由</li><li>b. 応援を必要とする期間</li><li>c. 応援を必要とする船舶数</li><li>d. 応急措置事項</li><li>e. その他参考となるべき事項</li></ul> |
|---|

#### イ) 第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

町長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事（総括情報班）に対し要請及び要請後の措置を行う。

※ 本編「6節自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずる

#### ウ) 民間船舶による輸送

町長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

### 第3編 災害応急対策計画

#### ③ 空中輸送

##### 《空中輸送の実施内容》

実施項目	実施内容
ア) 空中輸送の実施	災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請について実施する。 ※ 本編「第11節 自衛隊災害派遣要請計画」により実施する。
イ) ヘリポートの整備	空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。 ※ 本編「第11節 自衛隊災害派遣要請計画」によるヘリポート設置基準による。

#### ④ 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の協力のもと迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。

#### ⑤ 広域輸送拠点の確保

本町は、県が輸送する救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

## 第3編 災害応急対策計画

### 第15節 治安警備計画

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を目的に対策を図ることとする。

[実施主体：総務班(警察との調整)]

#### 1 災害地における警察の任務

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害被害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、本町における社会秩序の維持にあたるものとする。

#### 2 災害時における警備体制

災害時における災害警備活動は、次によるものとする。

##### (1) 警察

本町において、警察が行う災害警備活動は「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」、「嘉手納警察署災害警備実施要綱」によるものとする。

##### (2) 町長

###### 《町長の措置内容》

町長の措置	措置内容
① 災害応急措置	町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。
② 協力要請	町長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行うものとする。
③ 出動要請	町長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。

#### 第16節 災害救助法適用計画

災害に際して災害救助法を適用し、応急的及び一般的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

##### 1 実施責任者（町と県が行う救助事項の区分）

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施する。

この場合、町は県（知事）の補助を行うものとする。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができる。

（災害救助法第30条）

[実施主体：総務班・福祉班]

##### 《救助の種類》

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 避難所及び応急仮設住宅の供与</li><li>② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</li><li>③ 被服、寝具その他生活必需品の給与</li><li>④ 医療及び助産</li><li>⑤ 被災者の救出</li><li>⑥ 被災した住宅の応急修理</li><li>⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</li><li>⑧ 学用品の給与</li><li>⑨ 埋葬</li><li>⑩ 死体の搜索及び処理</li><li>⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去</li></ul> |
|--|

※ 救助法の適用に至らない災害についての被害者の救助は、本計画（嘉手納町地域防災計画）に定めるところにより町長が実施する。

##### 2 災害救助法の適用基準

《本町における救助法適用基準》

- ① 本町の被害世帯数が40世帯以上（総人口：5,000人以上 15,000人未満の基準）
- ② 県内全域の被害世帯数が1,500世帯以上で、うち本町内20世帯（①の1/2世帯）以上
- ③ 県内全域の被害世帯数が7,000世帯以上で、本町の被害状況が特に救助を要する状態
- ④ 以下の事項により、知事が特に救助の必要を認めたとき
  - ア) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情（災害が隔絶した地域に発生したものである等）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき

### 第3編 災害応急対策計画

イ) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じる場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合。

#### 3 被害世帯の算定基準

被害世帯とは、住家が全壊（焼）流失等により滅失した世帯の数である。その他の損壊に対しては、次の表による換算基準とする。

なお、被害世帯に対する算出適用の人口基準は、災害直前の国勢調査人口によるものとする。

《被害世帯の算定基準表》

住家損壊内容	被害世帯数1 (滅失世帯)の算定
全壊（焼）・流失等による滅失	1 世帯
半壊・半焼等の著しい損壊	1 / 2世帯 (2世帯で1)
床上浸水、土砂たい積等による一時的居住不可能な状態	1 / 3世帯 (3世帯で1)

#### 4 救助法の適用手続

《適用手続の要領》

区 分	実 施 内 容
① 災害救助法の適用要請	町長は災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みがある場合、直ちに知事へ報告するものとする。
② 災害救助法の適用特例	災害の実態が急迫（知事による救助の実施を待ついとまのない等）な場合、町長は災害救助法に定める救助を行い、直ちに知事に報告する。その後の処置については知事の指示を受けるものとする。
③ 県（知事）の対応	県知事は、町長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認められたときは、直ちに町長に通知するとともに関係行政機関、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対し、通知又は報告する。

#### 5 災害 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

災害救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）によるものとする。

#### 【資料編参照】

- ・災害救助法の適用基準

### 第17節 給水計画

災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な飲料水を供給し、被災者を保護するとともに施設等の応急復旧を行う。

#### 1 実施責任者

被災者に対する応急飲料水の供給は、町長が行う。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

災害救助法が適用された場合の飲料水の供給の費用及び期間等は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

[実施主体：総務班・上下水道班・消防本部]

#### 2 供給の方法

##### (1) 必要最小限の生活の維持

給水は必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給とする。

##### (2) 衛生のための処理

飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用し、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定する。

##### (3) 配水池の利用

供給の方法は、町の消火栓、配水池又は補給水源を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等、現地の実情に応じ適切な方法によって行う。

###### ① 緊急給水基地への搬送

貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に給水し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送する。

###### ② 蛇口設備等の設置

緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水する。

###### ③ 被災者への給水

ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で給水し、適切な方法により被災者へ給水する。

#### 3 給水の方法

##### (1) ろ水器によるろ過給水

給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行う。ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。

##### (2) 容器による搬送給水

最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定める。取水した水は、給水車等で搬送し給水する。

## 第3編 災害応急対策計画

### (3) 給水量

被災者に対する給水量は、1人1日3リットル程度とするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減する。

### (4) 広報

給水に際しては、広報車及び報道機関等の協力を得て、給水日時、場所その他必要な事項を住民に広報する。

## 4 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を配慮して応急復旧を行い、必要に応じて町水道給水工事指定店の応援を求めるものとする。

## 5 医療施設への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。



第18節 食糧供給計画

被災者及び災害応急対策員に対する食糧の給与・供給のための調達、炊き出し及び配給等、迅速かつ確実を図るための対策を定める。

[実施主体：総務班・福祉対策部・産業環境班・教育総務班・後方支援班]

1 実施責任者

災害時における食糧の調達及び供給は、本町が行うものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると知事が認めるときは町長が実施する。

2 食糧の調達方法（災害救助法適用時）

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための職量の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

《食糧調達の実施内容》

区 分	調 達 方 法
① 主食	米穀については、町長が知事（流通政策班）に米穀の応急買受申請を行い、知事発行の応急買受許可書により指定業者手持ちの米穀を調達する。 災害用乾パンについては、町長が知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局長に売却申請を行い調達するものとする。
② その他の主食、副食及び副食調味料等	町内の販売業者から、事前調整に努め調達するものとする。

3 炊き出し等食品の給与

（1）応急配給を行う場合（災害が発生又は発生のおそれがある場合）

町長が必要と認めたとときに次の実施基準に基づき行う。

#### ア 給与の方法

- ①炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。
- ②救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。
- ③炊き出しは市町村長が行うものとする。
- ④炊き出し及び食料品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、市町村長が行うものとする。
- ⑤炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設、公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。
- ⑥炊き出し施設の選定にあっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておくものとする。
- ⑦炊き出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。
- ⑧食料の提供に当たっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。
- ⑨炊き出しは、各避難場所において福祉班を中心（補助施設として学校給食センター）として行い、必要に応じて各区等の協力を得て行う。

#### イ 給与の種別、品目及び数量

- ①種別
  - (ア) 炊き出し（乳幼児のミルクを含む）
  - (イ) 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する）
- ②給与品目及び数量
  - (ア) 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。
  - (イ) 給与数量は、1人1日精米換算300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

#### 4 炊出し等食糧の給与費用及び期間等（災害救助法適用時）

炊出し、その他の食品給与のための基準を定めるものとする。

《炊出し・食糧等の給与基準》

区 分	実施内容
① 対象者	ア) 避難所に収容された者 イ) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等のため、炊事のできない者 ウ) 一時縁故地等へ避難する必要がある者 エ) 旅行者、一般家庭の来訪者等で食糧品の持ち合わせがなく、調達できない者
② 費用	炊出し、その他による食品の給与のため支出できる費用は、主食費、副食費及び炊出し等の燃料費とする。 （具体的費用は災害救助法に基づく）
③ 期間	実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。 ただし、住家の被害により被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分の食品等を現物支給するものとする。

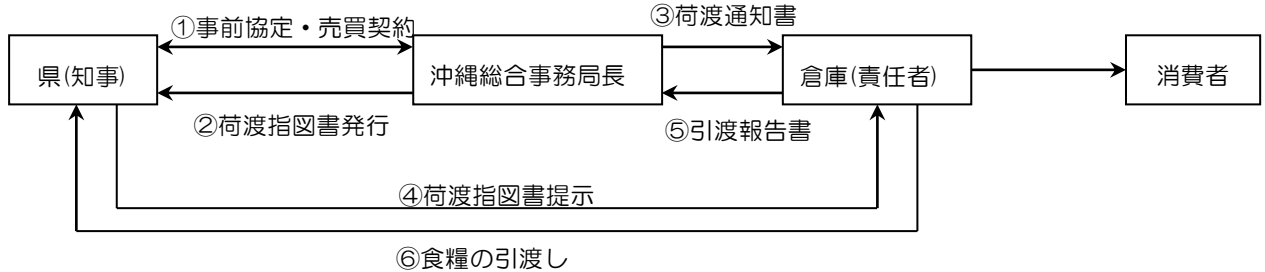
5 要配慮者に配慮した食糧の給与

本町は要配慮者や食物アレルギーに配慮した食糧の給与に努めるものとする。

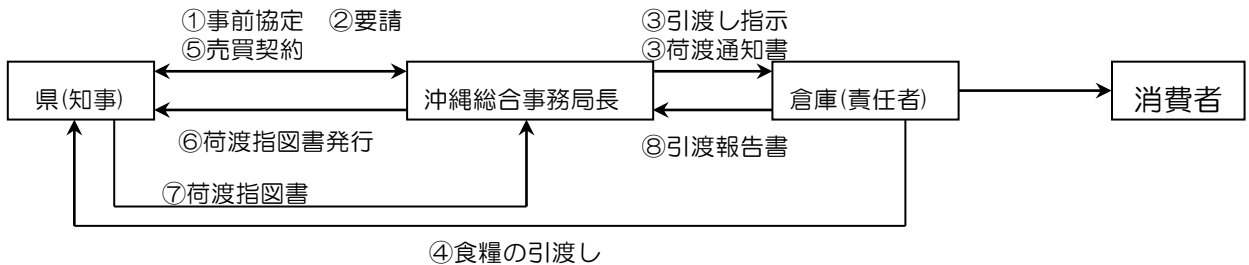
《災害救助用米穀（緊急食糧）の引渡し系統図》

① 県（知事）に対する緊急食糧の売却

a. 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合

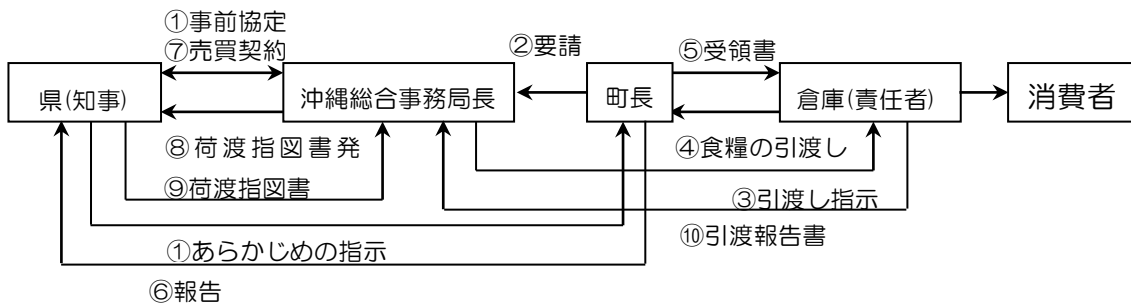


b. 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合

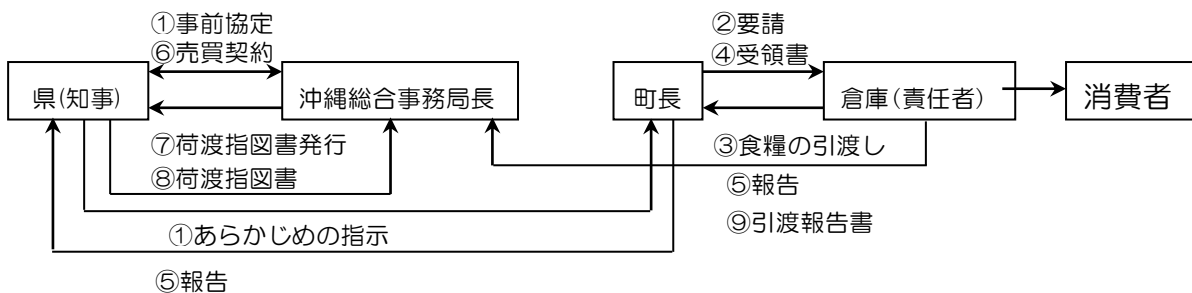


② 町からの緊急食糧引渡しの要請

a. 町長から局長に対して緊急の引渡しを要請する場合



b. 町長から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合  
(総合事務局と倉庫との連絡がつかない場合)



第19節 生活必需品供給計画

被災者に対する衣料及び寝具等、生活必需品物資の調達及び給与、貸与に関するものを定める。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与及び貸与は町長が行う。また、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。

[実施主体：総務班・企画財政班・福祉対策部・産業環境班]

2 物資の調達

物資の調達について、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により、物資を調達するものとする。

必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

3 物資の給与又は貸与

(1) 給与・貸与の方法等

衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、本町において救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行うものとする。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

《物資給与・貸与の基準（災害救助法を基本とする）》

区 分	給与・貸与の範囲
① 対象者	ア) 災害により住家に被害を受けた者 （住家の被害程度は全・半（焼）、流失、床上浸水等で、直ちに日常生活を営むことが困難な者。） イ) 船舶の遭難等により被害を受けた者 ウ) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失したもの エ) 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。
② 品 目	給与又は貸与する衣料・物資は、次に掲げる範囲内において現物をもって行う。 ア) 被服、寝具及び身のまわり品 イ) 炊事用具及び食器 ウ) 日用品及び光熱材料

### 第3編 災害応急対策計画

③ 費用	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たりの費用を算出する。(災害救助法に基づく)
④ 期間	災害発生の日から、10日以内とする。 (ただし、町長が認めた場合期間延長あり)

#### (2) 住家の被害による対象基準

住家の被害世帯における対象基準は、災害救助法に基づくものとする。

#### 4 物資の配給方法

世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画を立て、被災者のための生活必需品等の確保及び迅速確実な配給に努めるものとする。

#### 5 救援物資の受入れ

##### (1) 救援物資の受入れ

本町は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

本町で救援物資の受入れができない場合は、県へ本町のニーズを報告し、救援物資提供の申出を受け付ける。

##### (2) 受入れルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

#### 6 義援物資及び金品の保管、配分

本町に送られた義援物資及び金品は、受入れた後保管・管理し、配分計画に基づき被災者に支給するものとする。

## 第3編 災害応急対策計画

### 第20節 感染症対策、清掃、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

#### 1 感染症対策

##### (1) 実施責任者

災害時における防疫は、県（中部福祉保健所等）の指示を受け、感染症対策上必要な町長が必要な措置を行うものとする。

[実施主体：総務班・町民保険班・産業環境班・上下水道班]

知事（県）は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下本節において「法」という。）に基づき防疫に必要な措置を行う。

##### (2) 感染症対策班の編成

災害時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成し、災害地域が広域にまたがるときは、その都度即応体制をとるものとする。

#### 《感染症対策班編成の実施内容》

担 当	実 施 内 容
疫学調査係	実施責任機関となる県の検病調査班に協力し、情報収集とともに地域の衛生に努める。
感染症対策係	保健所等の指導のもと、清潔方法及び消毒方法の施行、ねずみ族及び昆虫の駆除等、地域防疫の実施を図るものとする。

##### (3) 感染症対策の指示、命令等

町長は、知事が感染症予防上必要と認め、その範囲及び期間等を定めて指示を発しそれを受けた場合、すみやかに指示事項を実施する。

実施措置については、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

#### 〈知事の指示事項〉

- ① 消毒に関する指示（法第27条第2項及び法第29条第2項の規定）
- ② ねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示（法第28条第2項の規定）
- ③ 生活の用に供する水の供給に関する指示（法31条第2項の規定）
- ④ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項の規定）

### 第3編 災害応急対策計画

#### (4) 感染症対策の実施

##### 《感染症対策の実施事項》

実施事項	実施内容
① 清潔方法	<p>感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導するものとする。</p> <p>また、本町が管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つよう努める。</p>
② 消毒方法	<p>法施行規則第14条に定めるところにより行うものとする。</p>
③ ねずみ族及び昆虫等の駆除	<p>法施行令第15条によるものとする。</p>
④ 生活の用に供される水の供給	<p>法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、すみやかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。</p>
⑤ 臨時予防接種	<p>予防接種法第6条第1項の規定に基づいた県の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施にあたっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰り上げの実施等を考慮する。</p> <p>ただし、集団避難所で患者もしくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。</p>
⑥ 避難所の感染症対策	<p>避難所を開設したときは、県の指導のもと避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。</p> <p>〈感染症対策指導の重点事項〉</p> <p>ア) 疫学調査 イ) 清潔の保持及び消毒の実施 ウ) 集団給食 エ) 飲料水の管理 オ) 健康診断</p>

##### 〔感染症薬剤の調達〕

感染症薬剤は、対策本部担当において緊急に調達するものとするが、それが不可能な場合は、県（中部保健所等）に調達斡旋の要請を行うものとする。



## 2 保健衛生

### 《健康管理の実施事項》

実施事項	実施内容
① 良好な衛生状態の保持	災害による生活環境の激変は、被災者の健康を心身双方に不調をきたす可能性が高く、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等を設けるものとする。
② 要配慮者への配慮	高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施するものとする。
③ 保健師等による健康管理	保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行うものとする。

## 3 食品衛生監視活動

本町の被災状況から、県が災害時に食品衛生の監視が必要と認めたとき、県衛生監視班の指導のもと食品衛生監視活動を実施するものとする。

食品衛生監視班は、以下の活動を行う。

ア 救護食品の監視指導及び試験検査 イ 飲料水の簡易検査 ウ その他食品に起因する危害発生の防止
--

## 4 清掃対策

被災地におけるゴミ及びし尿の収集処分等、清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図る。

### (1) 実施責任者

本町の被災地における清掃計画・実施について、清掃班を組織し町長が行う。

ただし、被害が甚大のため実施できないときは、他の市町村又は県の応援を求めるものとする。

### (2) 清掃の方法

#### ① ゴミの収集処理の方法

### 第3編 災害応急対策計画

#### 《ゴミ収集の実施事項》

実施区分	実施内容
収集方法	① ゴミの収集は、被災地及び避難所に委任業者の車両を配車してすみやかに行う。 ② ゴミの集積地は、各自治会長と協議して定めるものとする。
処理方法	ゴミ処理は、原則として比謝川行政事務組合において処理する。 (必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行うものとする。)
清掃用薬剤の調達	清掃用薬剤の調達が必要な場合、本町において担当班が調達する。

#### ② し尿の収集処理方法

##### 《し尿収集の実施事項》

実施区分	実施内容
収集方法	し尿の収集は、被害の規模に応じ許可業者に指示して、集中汲み取りを実施する。
処理方法	所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。 なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。 し尿の処理は、原則として「中部衛生施設組合（長尾苑）」において処理する。 必要に応じ、環境保全上支障のない方法で行うものとする。

#### ③ 仮設便所等のし尿処理

避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

#### ④ 清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施するものとする。

### 5 犬等及び特定動物（危険生物）の保護・収容計画

#### (1) 実施責任者・対策内容

##### 《動物保護・収容の実施事項》

実施区分	責任者	実施内容
① 犬及び負傷動物対策	県(中部保健所等)・町	災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、嘉手納町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。

### 第3編 災害応急対策計画

<p>② 特定動物 (危険動物) 対策</p>	<p>県(中部福祉保健所等)・町協力機関、町、関係機関</p>	<p>沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する特定動物(危険動物)が逸走した場合には、県の危険動物対策班の設置にともない情報収集、関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。</p> <p>所有者不明の場合、県の活動とともに本町における警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。</p>
---------------------------------	---------------------------------	--

#### (2) 収容及び管理

##### ア 犬及び負傷動物対策

本町は、民間団体等を協力し、犬等の収容・保管のための場所又は施設を確保し、犬等を保護・収容したときは適正に管理する。

##### イ 危険動物対策

県は、特定動物(危険動物)が逸走した場合には、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、本町、警察及び民間団体に対し特定動物(危険動物)の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

#### (3) 保護・収容動物の公示

保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。

#### (4) 動物の処分

##### 《動物処分の実施事項》

区 分	実 施 内 容
① 所有者不明犬等	狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。
② 特定動物 (危険動物)	人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該特定動物(危険動物)の殺処分を検討する。実施にあたり、警察、民間団体に対し必要な協力を求める。

## 6 ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、本町及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

本町は、避難所におけるペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

### 第3編 災害応急対策計画

#### 第21節 行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理及び火葬・埋葬計画

災害により行方不明者になっている者（生存推定者、生死不明者）の捜索を行い、遺体の収容、処理及び火葬・埋葬を円滑に実施するためのものである。

##### 1 実施責任者

災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容処理、火葬・埋葬等の措置は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるとき、又は災害救助法が適用されない場合で町長が必要と認めるときは、本町が行う。

また、行方不明者の捜索は、消防本部が、警察署、自衛隊及び海上保安官署と協力して実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

[実施主体：総務班・産業環境班・消防本部]

〈措置別の協力機関〉

措置別	実施・協力機関等
行方不明者の捜索	災害対策本部（担当）、警察署、第十一管区海上保安本部、自衛隊
遺体の収容、処理及び火葬・埋葬等	災害対策本部（担当）、学校（仮設等）、その他（住民、事業所等）

##### 2 行方不明者の捜索

《捜索の実施事項》

実施事項	実施内容
① 捜索隊の設置	行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防本部に捜索隊を設置し、行方不明者数及び捜索範囲等の状況を考慮し、消防吏員を中心に各班員をもって編成するものとする。
② 捜索の方法	捜索にあたっては、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

### 3 行方不明者の発見後の収容及び処理

#### 《発見後の収容・処理の実施事項》

実施事項	実施内容
① 負傷者の収容	捜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、または警察及び第十一管区海上保安本部から救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。
② 医療機関との連携	捜索に関しては、負傷者の救護及び死体の検案等が円滑に行われるように、対策本部（担当）及び医療機関等との連絡を予めとっておくものとする。

### 4 遺体の取り扱い

#### 《死体処理の実施事項》

実施事項	実施内容
① 遺体の収容・安置	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体を収容、一時安置するための施設等を予め選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。</li> <li>発見された遺体は、市町村が所轄警察署等と協議して適切な収容施設に搬送する。</li> <li>身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬が出来ない場合等においては、市町村が遺体を一時安置所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理を行う。</li> </ul>
② 遺体の調査、身元確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>発見された遺体については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の関係法令に基づき、警察官又は海上保安官が遺体の調査等を行う。</li> <li>遺体の調査、身元確認等を、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。</li> <li>警察官又は海上保安官は、身元が明らかになった遺体を遺族に引き渡す。また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する市町村へ引き渡す。</li> </ul>
③ 遺体の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体について、医師による死因、その他の医学的検査を実施する。</li> <li>調査及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</li> <li>本町は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努めるものとする。死体について、死因、その他の医学的検査を行う。</li> </ul>

## 5 遺体の埋葬

埋葬又は火葬は町長が実施する。納骨は遺族が行うが遺族のない者については、町が実施する。身元の判明しない遺体や遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないとき、及び災害時の混乱の際死亡した者等は、埋（火）葬に付す。

## 6 広域埋葬

町のみでは火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。

## 7 行方不明者の捜索等の費用及び期間等

被災者の捜索や遺体の処理等についての費用及び期間は次のとおりである。

ただし、災害救助法が適用された場合は、本編の「第16節 災害救助法適用計画」に基づくものとする。

### (1) 災害に遭った者の救出

#### 《救出の実施基準》

条件別	基準内容
対象者	災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。
費用	船艇、その他救出のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常のコストとする。
期間	災害発生の日から3日以内とする。

### (2) 死体の捜索

#### 《死体捜索の実施基準》

条件別	基準内容
対象者	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
費用	捜索における船艇、その他捜索のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常のコストとする。
期間	災害発生の日から10日以内とする。

第22節 障害物の除去計画及び災害廃棄物の処理計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物が日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に備え、除去についての対策を図る。

1 実施責任者

[実施主体：総務班・都市建設班・産業環境班・消防本部]

《実施区分》

区 分	除 去 責 任 者
① 住居又はその周辺の障害物除去	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、町長（担当班）が行うものとする。 災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは町長が実施する。
② 公共的施設・場所における障害物除去	障害物が公共的な施設や場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が除去を行うものとする。
③ 倒壊住宅	解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。
④道路関係障害物	道路管理者は、遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。
⑤河川・港湾関係障害物	河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。 第十一管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

2 除去の方法

実施者は、自らの応急対策資機材を用い、又は状況に応じて建設業者等の協力を得て障害物の除去を行うものとする。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

《障害物除去の実施内容》

条 件 別	内 容
除去の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること</li> <li>・住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること</li> <li>・自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること</li> </ul>
対 象 数	住家が半壊及び床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった場合を含む）した世帯数の15%以内とする。
費 用	ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の賃借料、輸送費及び人夫費とする。
期 間	災害の日から10日以内とする。

### 3 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、遊休地、公園、広場及びゴミ処理施設（比謝川行政事務組合施設等）を利用するものとする。

### 4 災害廃棄物の処理

#### （1）災害廃棄物処理体制の確保

地震等の災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、策定した「嘉手納町災害廃棄物処理計画」に基づき、体制の確保に努めるものとする。

原則として、町内での処理体制を基本として検討を図るものとするが、それが困難な場合には、県と相談の上、広域処理体制の構築について要請するものとする。

#### （2）仮置場、最終処分地の確保

がれきの仮置場及び最終処分地については、町内の公共施設駐車場、グラウンド、公園等を仮置き場の候補とし、最終処分場を利用することを原則とするが、それが困難な場合には、県に他市町村での確保について、広域的な調整を要請するものとする。

#### （3）リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとする。

#### （4）環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去にあたっては、県の技術的な指導のもと、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。



第23節 住宅応急対策計画

災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理、その他を実施する。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うものとする。

[実施主体：総務班・都市建設班]

2 応急仮設住宅の設置等

《応急仮設住宅の設置要領》

区 分	設 置 内 容
① 対象者	住家が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができないと、町長が認めた者。
② 設置戸数	設置戸数は、住家が全壊（焼）又は流失した世帯の3割（30%）以内とする。ただし救助法が適用され、この範囲内では困難な特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引き上げをすることができる。
③ 設置場所	設置場所は原則として町有地とするが、やむを得ない場合に限り私有地を借用して設置するものとする。
④ 規模及び費用	1戸当り規模：29.7㎡（9坪） 構 造：1戸建て、長屋建て又はアパート式等状況に応ずる。 設置費用：整地費、建築費、附帯工事費、人夫費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めた額。1戸当たり平均 5,714,000 円以内とする。（災害救助法に準ずる額）
⑤ 着工及び供与期間	応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工するものとする。また、応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。
⑥ 要配慮者に配慮した仮設住宅	仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した住宅の建設をするものとする。
⑦ 入居者の選定	入居者の選定にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者の入居を優先するものとする。
⑧ 公営住宅及び賃貸住宅借上げによる収容	町は、町営住宅の応急仮設住宅としての利用・確保に努める。町営住宅の利用は、災害発生の日から3年間（公営住宅法第24条）に限る。 本町及び県は、応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。
⑨ 運営管理	応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

### 3 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、知事（施設建築班。権限を委任した場合は町長）が実施する。

災害救助法が適用されない場合で、町長が修理の必要を認めるときは、町長が実施する。

#### 《住宅応急修理の実施要領》

区 分	実 施 内 容
①対象者	災害のため住家が半壊（焼）し、そのまま当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住家の応急修理をすることができないと、町長が認めた者。
②修理の方法	応急修理住宅の応急修理は、知事（権限を委任した場合は町長）が直接又は建築業者に請負わせるなどの方法で行う。必要がある場合は、必要資材の調達を県に要請する。
③修理対象戸数	住家が半壊（焼）した世帯数の3割以内とする。 （沖縄県の規定に準ずる。）
④規模及び費用	居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない必要最小限の部分に対して行うものとする。 本町における修理費用の限度額としては、1世帯当たり595,000円以内とする（災害救助法に基づき）。
⑤期間	住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了させるものとする。

### 4 住家の被災調査

町は、罹災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び準半壊に至らない（一部損壊）の区分で判定を行う。また、被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して住民に解体、撤去の措置を促す。自力で撤去できないものについては、町長が必要と認めた場合において実施する。

### 5 被災者台帳の作成

本町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されよう努める。

県は、災害救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する本町から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

### 第24節 二次災害の防止計画

この計画は、被災建築物等の二次災害の防止を図るとともに、二次災害の発生に備えて避難対策を講ずるためのものである。

また、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置など二次被害の防止に努める。

[実施主体：総務班・都市建設班]

#### 1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、県の協力（判定士の派遣及び技術的な支援）を受けて本町が実施するものである。

#### 2 被災建築物の応急危険度判定

本町は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

本町は、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援（応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等）を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

#### 3 被災宅地の危険度判定

本町は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要綱」により実施する。

本町は、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援（宅地判定士の派遣及び資機材の提供等）を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

#### 4 降雨等による水害・土砂災害の防止

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

本町は、災害の発生に備え避難対策を実施するものとする。

#### 5 高潮、波浪等の対策

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市町村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

本町は、災害の発生に備え避難対策を実施するものとする。

## 第3編 災害応急対策計画

### 第25節 教育対策計画

教育施設又は児童生徒及び園児の被災により、通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るものとする。

#### 1 実施責任者

災害時の教育に関する実施責任者を定めるものとする。

[実施主体：教育対策部]

#### 《責任者別の実施内容》

実施責任者	実 施 内 容
町長	① 町立の小中学校、その他の文教施設の災害復旧 ② 救助法による教科書、教材及び学用品支給について知事の補助機関として行う
町教育委員会	① 町立の小中学校、児童生徒に対する応急教育 なお、救助法が適用されたとき、又は実施が困難な場合、県知事又は県教育委員会が関係機関の協力を求めて適切な措置をとる
県知事	① 救助法の適用事項
県教育委員会	① 県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧 ② 県立学校の生徒に対する応急教育
各学校長	① 災害発生時の学校内の応急措置

#### 2 応急教育対策

(1) 学校施設（小・中学校）の確保

#### 《被害規模別の対応内容》

被 害 規 模	利用施設等の対応策
① 校舎の一部が使用不能	特別教室、屋内体育館等の施設を利用する。 不足時には、二部授業等の方法を図る。
② 校舎の全部又は大部分	公民館等の公共的施設、又は隣接学校の校舎等を利用。
③ 特定の地区が全体的な被害	避難先の最寄りの学校、又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用。 利用すべき校舎がない場合、応急仮校舎の建設を実施。
④ 本町域内に適当な施設がない場合	町教育委員会は、県教育事務所を通じ県教育委員会に対し、施設斡旋を要請する。

(2) 教育職員の確保

町教育委員会は、県教育委員会及び県教育事務所との密接な連携を図り、教職員の確保に努め、応急教育実施の支障をきたさないよう適切な教育を行うこととする。

## 第3編 災害応急対策計画

### (3) 教科書、教材及び学用品の支給方法

#### 《支給方法の実施内容》

実施区分	実施内容
① 被害状況の調査報告 (被災児童生徒・教科書等)	町長は、被災した児童生徒、災害によって滅失した教科書及び教材の状況を県教育委員会に報告する。
② 支給 (斡旋された現品等)	ア) 救助法適用世帯の児童生徒 ・ 給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。 ・ 教科書は、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。 ・ 文房具、通学用品は、前期給与対象人員に基づいた学用品購入(配分)計画表により購入配分する。 イ) 救助法適用世帯以外の児童生徒の支給について、町又は本人の負担とする。

### (4) 被災児童生徒の転校、編入

被災児童生徒の転校、編入については、教育長が定める。

## 3 学校給食対策

嘉手納町教育委員会及び各学校長は、応急給食について、県教育委員会、県学校給食会、保健所と協議の上実施するものとする。

## 4 社会教育施設等の対策

社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施する。

## 5 文化財対策

嘉手納町教育委員会は、被災文化財について、県文化財審議委員専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

## 5 り災児童・生徒の保健管理

り災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第26節 危険物等災害応急対策計画

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ確な災害応急対策を実施するものとする。

[実施主体：総務班・消防本部]

1 石油類

《実施区分別の措置内容》

責任者	実施内容
① 危険物施設の責任者	<p>消防法で定める危険物の貯蔵所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。</p> <p>ア) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。</p> <p>イ) タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。</p> <p>ウ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。</p>
② 町の措置	<p>町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。</p>
③ 警察の措置	<p>警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。</p>
④ 第十一管区海上保安本部等	<p>災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。</p>

2 高圧ガス類

《実施区分別の措置内容》

責任者	措置内容
① 高圧ガス保管施設責任者	<p>高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。</p> <p>ア) 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。</p> <p>イ) 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。</p> <p>ウ) 充てん容器等を安全な場所に移す。</p>
② 町の措置	<p>町は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。</p>
③ 県の保安措置	<p>ア) 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。</p> <p>イ) 高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。</p> <p>ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。</p>

### 第3編 災害応急対策計画

④ 警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。
⑤ 第十一管区海上保安本部等	災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

### 3 火薬類

#### 《実施区分別の措置内容》

責任者	措置内容
① 火薬類保管施設責任者	火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。 ア) 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 イ) 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。 ウ) 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
② 町の措置	町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。
③ 県の保安措置	ア) 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。 イ) 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ウ) 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
④ 警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。
⑤ 第十一管区海上保安本部等	災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

### 4 毒物劇物

#### 《実施区分別の措置内容》

責任者	措置内容
① 毒物劇物保管施設責任者	毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。 ア) タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。 イ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

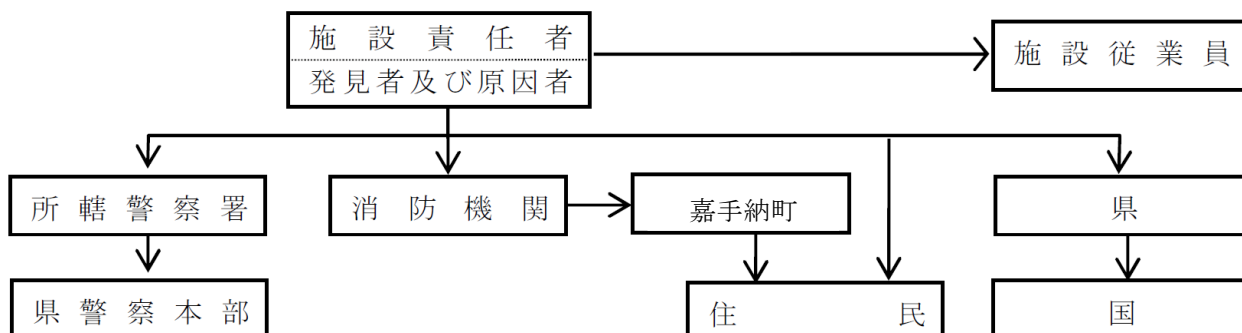


### 第3編 災害応急対策計画

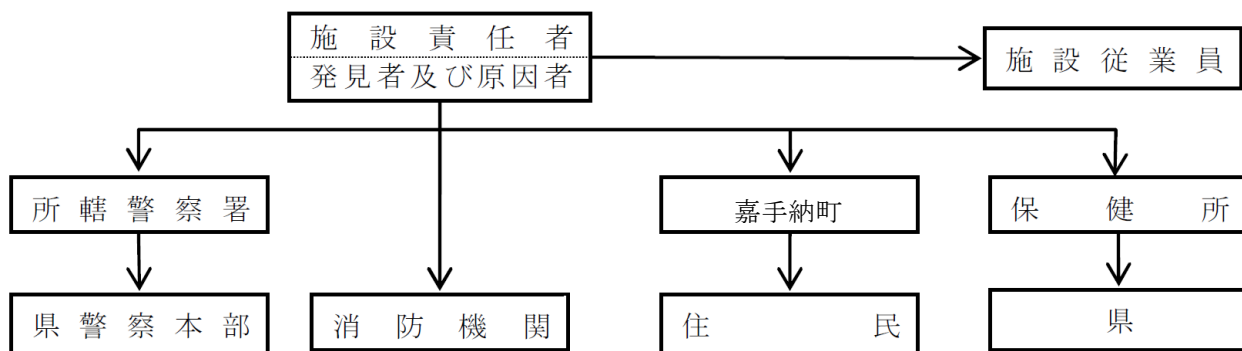
② 町の措置	町は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。
③ 県の保安措置	施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。
④ 警察の措置	警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。
⑤ 第十一管区海上保安本部等	災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

#### ■危険物等災害通報連絡系統図

<石油類、高圧ガス類、火薬類>



<毒物劇物>



#### 第27節 在港船舶対策計画

本町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期すため、相互に緊密な連携の下に以下の措置を講ずる。

[実施主体：総務班・産業環境班]

##### 1 船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずるものとする。

- ①港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- ②岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- ③荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- ④航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- ⑤災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

##### 2 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、本編「第8節 避難計画」による。

### 第28節 労務供給計画

災害時における応急対策実施のため、各実施機関における職員動員等では十分に対応できない困難な事態が発生した場合に、労務者及び職員等の確保について定める。

#### 1 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、町長（総務班と調整）が行うものとする。

しかし、確保困難な場合の必要な労務者の雇用は、町長の要請により公共職業安定所において供給斡旋を行うものとする。

[実施主体：総務班・産業環境班]

#### 2 労務者の供給の方法

労務者を必要とする場合は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間、所要人員及び集合場所を明示して公共職業安定所長に要請する。

#### 3 災害救助法による賃金職員の雇上げ

本町が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

##### (1) 雇上げの範囲

##### ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

##### イ 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

##### ウ 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

##### エ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

### 第3編 災害応急対策計画

#### オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

- (ア) 被服、寝具、その他の生活必需品
- (イ) 学用品
- (ウ) 炊き出し用の食料品、調味料、燃料
- (エ) 医薬品、衛生材料

#### カ 遺体捜索賃金職員等

遺体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

#### キ 遺体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

遺体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

#### (2) 賃金職員等雇上げの特例

ア 上記のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇い上げる必要がある場合、市町村は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

- (ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
- (イ) 賃金職員等の所要人員
- (ウ) 雇上げを要する期間
- (エ) 賃金職員等雇上げの理由

イ 県は市町村から要請を受け、その必要を認めるときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

#### (3) 雇上げの費用及び期間

##### ア 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

##### イ 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

#### 4 職員の派遣要請（相互応援協力）

災害応急対策又は災害復旧のため、指定地方行政機関や他市町村からの職員の派遣・あっせんを要請する場合の手続きは、本編「広域応援要請計画」によるものとする。

### 第3編 災害応急対策計画

#### 5 従事命令、協力命令

災害応急対策の実施に伴う人員不足に対し、町長及び知事（県）が必要であると認めた場合は、従事命令、協力命令を発するものとする。

##### （1）人的公用負担の要領

##### ① 命令の種類と執行者

##### 《命令の種類別・執行者》

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	町長
		// 第65条2項	警察官、海上保安官
		// 第65条3項	自衛官（町長の職権を行う者がその場にいない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がその場にいない場合）
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	// 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項	知事
	協力命令	// 第71条2項	町長 (委任を受けた場合)
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、 消防機関の長

※ 知事（知事が町長に権限を委任した場合の町長を含む。）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

### 第3編 災害応急対策計画

#### ② 命令対象者

##### 《命令区分別の対象者》

命令区分（作業対象）	対象者
ア) 災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策並びに救助作業）	a. 医師、歯科医師又は薬剤師 b. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士 c. 土木技術者又は建築技術者 d. 土木、左官、とび職 e. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 f. 地方鉄道業者及びその従業者 g. 軌道経営者及びその従業者 h. 自動車運送業者及びその従業者 i. 船舶運送業者及びその従業者 j. 港湾運送業者及びその従業者
イ) 災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 （災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
ウ) 災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令 （災害応急対策全般）	市町村区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
エ) 警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
オ) 消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
カ) 水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

#### (2) 補償等

##### ① 傷害等に対する補償（災害対策基本法第84条第1項）

町は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により、町長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、もしくは疾病となったときは、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

##### ② 損失等に対する補償（災害対策基本法第82条第1項）

町又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。

#### 【資料編参照】

- ・ 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（様式）

## 第3編 災害応急対策計画

### 第29節 民間団体活用計画

大規模災害時には、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の協力を図る。

#### 1 実施責任者

民間団体への活用要請を町長（担当：町教育委員会）が行う。

また大規模な被害、もしくは広範囲にわたる災害の発生等により、本町において処理できない場合、被災をまぬがれた隣接市町村、知事又は県教育委員会に協力を要請して行うものとする。

[実施主体：総務班・産業環境班・社会教育班]

#### 2 協力要請対象団体

- |        |        |       |         |
|--------|--------|-------|---------|
| ① 自治会  | ② 女性団体 | ③ 青年会 | ④ 民間事業所 |
| ⑤ 各種団体 |        |       |         |

#### 3 協力の要請

##### 《協力要請の実施内容》

区 分	実 施 内 容
① 要請の方法	協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請を行うものとする。 ア) 協力を必要とする理由 イ) 作業の内容 ウ) 期間 エ) 従事場所 オ) 所要人数 カ) その他必要な事項
② 協力を要する活動内容	ア) 災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険個所の発見及び連絡等の奉仕 イ) 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等の奉仕 ウ) 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕 エ) 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、 オ) 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 カ) その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第30節 ボランティア受入計画

大規模な災害時には、本町及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想され、関係諸団体との連携のもと民間ボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備する。

[実施主体：総務班・福祉班]

1 ボランティア受入体制の整備

本町は町社会福祉協議会、県、日本赤十字社、その他関係機関との連携を図りながら、ボランティア活動が円滑に実施できるように受入れ体制（ボランティアセンター）を整備するものとする。

受入れに際しては、ボランティアの登録を行い老人介護や外国語能力等、ボランティアの技能支援が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努めるものとする。

2 ボランティア活動内容と協力要請

ボランティアの活用にあたっては、ボランティア活動の内容に即し、協力を求めるものとする。

〈ボランティア活動内容〉

種 別	活 動 内 容
① 専門 ボランティア	ア) 医療救護（医師、看護師、助産師等） イ) 無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） ウ) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） エ) 住宅の応急危険度判定（建築士等） オ) その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
② 一般 ボランティア	ア) 炊き出し イ) 清掃及び防疫 ウ) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 エ) 被災地外からの応援者に対する地理案内 オ) 軽易な事務補助 カ) 危険を伴わない軽易な作業 キ) その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ク) 避難所の管理・運営支援



### 3 ボランティアの活動支援

#### (1) ボランティア活動場所の提供

##### 《活動拠点の役割》

区分	活動拠点の場所	役割
① 本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町立中央公民館 (ロータリープラザ)</li> <li>・青少年センター</li> <li>・体育館施設</li> <li>・他の公共施設</li> </ul>	ア) ボランティアの活動方針の検討 イ) 全体の活動状況の把握 ウ) ボランティアニーズの全体的把握 エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整 オ) 各組織間の調整(特に行政との連絡調整) カ) ボランティア活動支援金の募集、分配
② 地区活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロータリー広場</li> <li>・各小学校</li> <li>・町総合グラウンド</li> <li>・社会福祉施設</li> <li>・その他公共施設</li> </ul>	ア) 避難所等のボランティア活動の統括 イ) 一般ボランティアの受付、登録 (登録者は本部へ連絡) ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション (ボランティアの心得、活動マニュアル) エ) ボランティアの派遣 オ) ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしと コーディネーション カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

#### (2) 設備機器の提供

電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等、町長が必要と認め、かつ本町において提供可能な資機材とする。

#### (3) 情報の提供

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。

また、ボランティア組織の必要情報とともに、住民に対する災害関連情報、生活情報も同時に提供する。

#### (4) ボランティアの保険

ボランティア保険の加入に際し、金銭面の支援を検討する。

#### (5) ボランティアに対する支援物資の募集

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報するなどして、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減することに努める。

### 第31節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾・漁港施設等、公共土木施設の応急対策を定めるものとする。

#### 1. 実施責任者

災害時における道路、港湾・漁港施設等の応急対策は、それぞれの管轄機関及び管理者が行うものとする。本町は各施設管理者等と調整を図るものとする。

[実施主体：総務班・都市建設班]

#### 2. 施設の防護

##### (1) 道路施設

- ① 本町内の道路に被害が発生した場合は、所管長に報告するものとする。

〈報告内容〉

ア) 被害の発生した日時及び場所 イ) 被害の内容及び程度 ウ) 迂回道路の有無
--

- ② 自動車の運転者や地区の住民等が、決壊崩落土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに警察及び消防機関に通報し、町長に報告されるよう常時指導・啓発しておくものとする。

##### (2) 漁港施設等

町長は、護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、各機関との調整及び所管長に報告するものとする。

〈報告内容〉

ア) 被害の発生した日時及び場所 イ) 被害の内容及び程度 ウ) 泊地内での沈没船舶の有無
---

#### 3 応急措置

##### (1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、交通の確保を図るものとする。

##### (2) 漁港施設等

港湾管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家等を防護するものとする。

## 4 応急工事

### (1) 応急工事体制

#### 《体制別の実施内容》

実施区分	実施内容
① 要員及び資材の確保	応急工事実施責任者による必要な事前措置 ア) 応急工事に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法 イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達方法
② 応援又は派遣の要請	応急工事実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて応急工事の緊急実施を図る。

### (2) 応急工事の実施

#### ① 道路施設

被害の状況に応じた仮工事等により、交通確保を図る。また、救助活動及び災害応急対策に必要な道路を重点的に実施する。

〈工事内容〉

- ア) 障害物の除去排土作業又は盛り土作業
- イ) 路面及び橋梁段差の修正
- ウ) 排土作業又は盛り土作業
- エ) 仮舗装作業
- オ) 仮道、栈道、仮橋等の設備設置

〈老朽工事の順位〉

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

#### ② 漁港施設等

##### ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は補強工作を行い、堤防の破壊又は決壊した場合、潮止め工事、拡大防止応急工事を施工するものとする。

##### イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂等によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

##### ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い破壊拡大を防止するものとする。

### 第32節 ライフライン等施設応急対策計画

災害によるライフライン（電気、通信、ガス、上・下水道）の応急対策について、迅速、適切な対応を図るものとする。

[実施主体：総務班(指定公共機関との調整)・都市建設班・上下水道班・消防本部]

#### 1 電力施設災害応急対策計画

##### (1) 実施方針

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施するものとする。

##### (2) 関係機関との協力関係

嘉手納町域の被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は電力施設復旧の処理に当たっては、嘉手納町及び大口需要家と十分連絡をとるとともに必要に応じ県災害対策本部と協議して措置するものとする。

#### 2 ガス施設災害応急対策計画

ガス施設に関する災害応急対策は、嘉手納町管轄の各ガス関係業者が定める保安規定により各業者が実施するものとする。

なお、同規定は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害、その他非常時にとるべき措置等について定めるものとする。

##### (1) 連絡体制

ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に管轄する消防機関、警察に連絡する。休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

### 第3編 災害応急対策計画

#### (2) 協力体制

##### 《対応種別の実施内容》

対応の種類	担当	実施内容
① 消費者等からのガス漏れの通報等	販売店	直ちに現場に急行し、応急措置を行う。
② 通報通知による対応ができない場合（特別な事情等）、又は現場到着までに時間を要するとき	販売店	事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
③ 事故の状況による消防機関の出動、さらなる応援の必要要請	供給販売店	所轄の消防機関に出動を要請し、さらに必要な応援は支部長に応援出動を要請及び適切な対応によりガス漏れを止める。
④ 供給販売店等から要請を受けた場合	支部長	直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
⑤ 他販売店から応援出動の依頼又は支部長から出動指示があった場合	販売店	何時でも出動できるように、あらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

#### (3) 出動条件

- ① 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有する者（有資格者等）とする。
- ② 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- ③ 出動の際には、必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏（手おち等）のないようにする。

#### (4) 事故の処理

- ① 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。
- ② 整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

### 3 上水道施設災害応急対策計画

水道事業者等は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など、すみやかに緊急給水を実施する。

#### (1) 復旧の実施

##### 《施設別の実施内容》

施設別	実施内容
① 取水・導水施設の復旧	浄水活動に大きな支障を及ぼす取水・導水施設の被害は、最優先で復旧を行う。
② 浄水施設の復旧	浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
③ 管路の復旧	管路の復旧にあたっては随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行う。
④ 給水装置の復旧	ア) 公道内の給水装置 公道内の給水装置の復旧は、配水管復旧及び通水と平行して実施する。 イ) 一般住宅等の給水装置 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕の申し込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を必要とする変電所等を優先して実施する。

#### (2) 広域支援の要請

町は災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者等による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に関する調整を行う。

また、水道管理者は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行うものとする。

#### (3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努めるものとする。

#### 4 下水道施設応急対策計画

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとする。復旧順序については、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後枝線管渠、取付管等の復旧を行うものとする。

##### 《施設別の実施内容》

段階作業別		管路施設	ポンプ場施設
第一段階	緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の拡大、二次災害の防止のための調査</li> <li>下水道本来の機能より、道路等他施設に与える影響の調査</li> <li>重要な区間の被害概要把握</li> <li>関連機関、住民からの通報のあった箇所の調査</li> </ul>	
	緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンホールと道路の段差への安全柵等の設置、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、下水道施設の使用中止依頼</li> </ul>	
第二段階	応急調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の拡大、二次災害の防止のための調査（館内、マンホール内まで広げる）</li> <li>下水道の機能的、構造的被害程度の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプ場施設の暫定的機能を回復するための調査</li> </ul>
	応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内、マンホール内の土砂浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、下搬式ポンプによる下水の排除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーキング、急結セメントによる復旧、下搬式ポンプによる揚水、止水バンドによる圧送管の止水</li> </ul>

#### 5 電気通信施設被害応急対策計画

電気通信関係機関は、本町域における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

### 第33節 農水産物応急対策計画

災害時における農水産物及び家畜の災害応急対策を行い、これら農水産経営の安定を図る。

#### 1 実施責任者

災害時における農水産物の応急対策は、町長が行う。

[実施主体：産業環境班]

#### 2 災害事前・事後対策の体制

本町において県が実施する事前対策及び事後対策に基づき、各関係機関への周知徹底及び指導を行う。

##### 《対策の実施事項》

区 分	実 施 事 項
① 事前対策	町は、農水産物に被害を及ぼす災害発生又は発生するおそれのあるとき、直ちに事前措置を樹立し、広報車を通じて周知徹底を図るとともに、農漁協、各自治会長並びに関係団体を通じて事前対策について指導を行うものとする。
② 事後対策	町は、災害発生により農水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに再生産対策を樹立し、農漁家を対象とした督励に努めるほか、農協、漁協、各自治会並びに関係団体の相互協力のもとにその対策を実施する。

#### 3 農産物応急対策

##### (1) 種苗対策

災害により農作物が被害を受け、種苗供給の必要がある場合は、種苗確保の計画樹立と、農業協同組合への要請・協力とともに県へ報告し、供給措置を実施する。

##### (2) 病虫害防除対策

災害による病虫害の異常発生から農作物が被害を受けた場合、県の病虫害緊急防除対策及び具体的指示に従い、本町における「病虫害防除計画」を樹立し、農業協同組合と連携した緊急防除を実施し、農作物に対する管理指導を行う。



## 4 家畜応急対策

### 《対策別の実施内容》

対策種別	実施内容
① 家畜の管理	浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとする。 この場合の避難場所の選定、避難の方法について、必要に応じ町は事業者と事前調整を図っておく。
② 家畜の疾病対策	家畜伝染病の発生を予防するため、県の協力依頼を受けて家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し、災害地域の家畜及び畜舎に対して必要な防疫を実施する。災害による死亡家畜については、家畜の飼養者に町への届出を行わせるとともに、家畜防疫員は死体の埋没又は焼却を指示する。
③ 飼料の確保	災害により飼料確保が困難となった場合、本町は農業協同組合を通じ必要量の調査把握を行い、確保調整のうえ県に要請するものとする。

## 5 水産物応急対策

### (1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

町長は、災害によって水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県に、その生産を確保するためのあっせんを要請する。

### (2) 魚病等の防除指導

町長は、災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合又は発生蔓延防止のため、県に、防除対策についての指導を要請する。

### (3) 漁船漁具の応急対策

漁船漁具の管理については、台風、津波等の災害が予想されるときは、所有者において安全な場所に移動する。

この場合の避難場所の選定、避難の方法等については、あらかじめ計画しておく。

第34節 水防計画

水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、嘉手納町地域における河川等の洪水又は津波等の水害から町民の生命、身体及び財産の保護を図るものとする。

1 実施責任者

実施は、町長が行う。

[実施主体：総務班・都市建設班・消防本部]

2 水防従事の責任

水防管理者（町）が管轄する区域の河川、海岸等で、水防管理者として水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関と連携し、水防団やその他必要な機関を組織しておくものとする。

3 水防組織

(1) 水防本部（災害警戒本部）の設置

沖縄気象台より、洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれがある予報・警報（暴風警報を除く）を受けたとき、又は町長が必要と認めたときからその危険が解消するまでは、災害警戒本部及び災害対策本部の必要要員を水防本部として設置するものとする。したがって、町災害対策本部が設置された場合、水防本部は同時に災害対策本部組織に統合されるものとする。

(2) 水防本部

水防本部をおき、本部長、副本部長、本部員、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。

水防本部連絡会議においての協議は、水害対策の全般に関する事項とする。なお、水防本部だけではその対応が困難と認めたときは、災害対策基本法第23条の2に基づく市災害対策本部を設置し、この場合、水防本部は町災害対策本部に編入する。

(3) 水防本部の組織構成

① 本部長	町長
② 副本部長	副町長
③ 本部員	町災害対策本部の配備に準ずる

(4) 水防本部の事務分掌

水防本部の事務分掌は、町災害対策本部の所掌事務に準ずるものとする。ただし、水防担当班において次の事務所掌を行う。

〈水防担当班の事務分掌〉

- |                                  |
|----------------------------------|
| ① 水防連絡会議に関すること                   |
| ② 水害に関する気象予報・警報の受理、伝達に関すること      |
| ③ 災害情報の受理、伝達に関すること               |
| ④ 河川、土木等に関する水害調査及び総務部長への報告に関すること |
| ⑤ 水防に関する応急対策に関すること               |
| ⑥ その他、関係機関との連絡調整に関すること           |

#### 4 水防非常配備と出動

通常勤務から水防非常配備体制への切替を確実にを行うため、本部長は災害対策準備体制から災害警戒本部における第1から第2配備を用いて、次の要領により配備を指示するものとする。

##### (1) 水防非常配備体制の種類

水防非常配備体制の配備内容は、災害対策組織の災害対策本部までの警戒体制基準に準ずるものとする。

##### (2) 非常登庁

水防対策本部員は常に気象の変化に注意し、非常配備体制の発令が予想されるときは進んで所属長と連絡をとるものとする。また連絡が取れない場合においては、本編「第1節 組織動員計画」に基づく判断により登庁するものとする。

#### 5 水防対策巡視

水防本部及び所管する関係機関は、県からの通報またはその他の方法により気象予報・警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視しなければならないものとする。

##### 《警戒通報の要領》

通報の種類	通報の方法
① 水位の通報	河川及びため池等の水位を逐次町長（事務局）、消防本部に報告し、それぞれの管理者との情報交換に努めるものとする。
② 潮位の通報	海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位の差があった場合。）と判断したときは、直ちに関係対策班、関係機関及び団体等に通報するものとする。

#### 6 避難のための立ち退き

洪水または高潮等により著しい危険があると認めるときは、水防対策班は水防法第22条に基づき、実施する。

なお、本編における「災害広報計画」及び「避難計画」の実施内容を併用するものとする。

### 第35節 海上災害応急対策計画

災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設もしくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、その他の海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じて住民に及ぼす被害の極限及び拡大防止対策を図る。

[実施主体：総務班(関係機関調整)・産業環境班・消防本部]

#### 1 応急対策

##### (1) 災害対策連絡調整本部の設置

防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部に災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、本町は県及び防災関係機関と緊密な連絡を保ちながら災害対策の遂行を促すものとする。

また、関係機関は調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。

なお、調整本部の設置時期については、第十一管区海上保安本部に大規模海難対策本部が設置されたときとする。

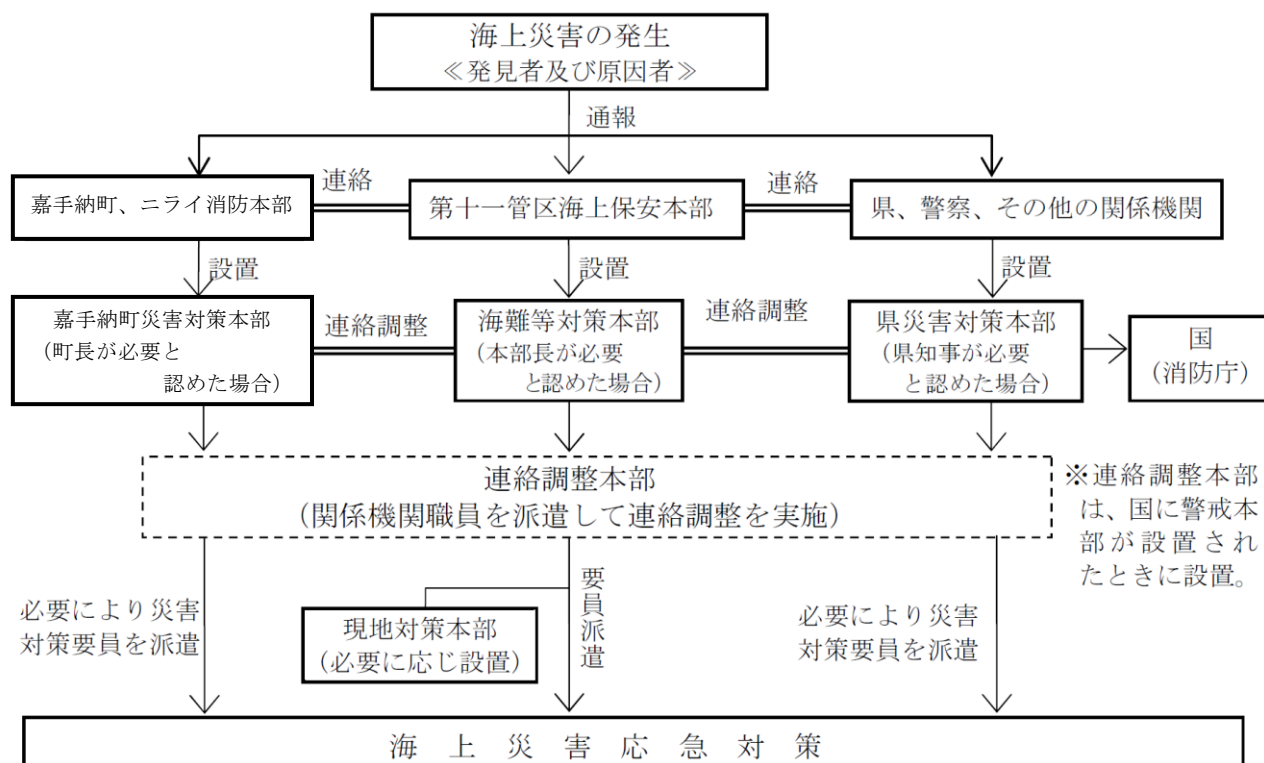
##### (2) 実施機関

- ① 第十一管区海上保安本部
- ② 沖縄総合事務局
- ③ 沖縄気象台
- ④ 陸上自衛隊第15旅団
- ⑤ 海上自衛隊沖縄基地隊
- ⑥ 沖縄県
- ⑦ 沖縄県警察本部・嘉手納警察署
- ⑧ 嘉手納町及び近隣市町村
- ⑨ ニライ消防本部及び近隣消防本部
- ⑩ 日本赤十字社沖縄県支部
- ⑪ 近隣漁業協同組合
- ⑫ 事故関係企業等
- ⑬ 指定海上防災機関
- ⑭ その他関係機関及び団体

## 第3編 災害応急対策計画

### (3) 海上災害発生時の通報系統

《海上災害の通報系統図》



## 2 海上保安本部の実施（災害応急対策）事項

### (1) 非常体制の確立

- ① 管内を非常配備とする。
- ② 大規模海難等対策本部を設置する。
- ③ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
- ④ 巡視船艇・航空機等により被害状況調査を実施する。
- ⑤ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難指示、出入港の制限等の措置をとる。

### 第3編 災害応急対策計画

#### (2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達措置を図る。

##### 《伝達状況別の措置内容》

伝達状況	措置内容
① 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
② 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき	速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
③ 大量の油の流出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき	航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

#### (3) 情報の収集等

災害が予想される又は発災後について、関係機関等と密接な連絡をとるとともに巡視船艇等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

##### 《災害情報の収集事項》

災害が予想されるとき	発災後
① 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等）	① 海上及び沿岸部における被害状況
② 船舶交通のふくそう状況	② 被災地周辺海域における船舶交通の状況
③ 船だまり等の対応状況	③ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
④ 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況	④ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
⑤ 港湾等における避難者の状況	⑤ 水路、航路標識の異常の有無
⑥ 関係機関等の対応状況	⑥ 港湾等における避難者の状況
⑦ その他災害応急対策の実施上必要な事項	⑦ 関係機関等の対応状況
	⑧ その他災害応急対策の実施上必要な事項

#### (4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

### 第3編 災害応急対策計画

#### 《事故・火災別の活動内容》

事故、火災別	活動内容
① 船舶の海難、人身事故等が発生したとき	速やかに巡視船艇・航空機等によりその捜索救助を行う
② 船舶火災又は海上火災が発生したとき	ア) 速やかに巡視船艇等によりその消火を行う イ) 必要に応じ地方公共団体に協力を要請する
③ 危険物が排出されたとき	その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う

#### (5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇等の活用について配慮するものとし、輸送対象の想定を行う。

#### 《段階別の輸送対象》

段階別	時期	輸送対象
第1段階	① 避難期	ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	② 輸送機能確保期	ア) 上記（第1段階）の続行 イ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資 ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	③ 応急復旧期	ア) 上記（第2段階）の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

#### (6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付や譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付、又は譲与する。

#### (7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障がない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動等について支援するものとする。

### 第3編 災害応急対策計画

#### (8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、防除活動に関しては、流出油の拡散及び性状の変化の状況についての的確な把握に努めて状況に応じた防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意するものとする。

#### 《流出油の措置別内容》

措置別	措置内容
① 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的にする措置	ア) 巡視船艇等により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行うとともに出動を要請する イ) 必要に応じ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（第41条の2）に基づき、関係行政機関の長又は地方公共団体の長、その他の執行機関に対し、必要な措置を講ずることを要請する。
② 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	防除措置を講ずべきことを命ずる
③ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるとき	ア) 巡視船艇等に緊急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する イ) 必要に応じ指定海上防災機関に防除措置を依頼する ウ) 必要に応じ海上災害防止センターと調整する。

#### (9) 海上交通安全の確保（措置事項）

#### 《安全確保の措置内容》

安全確保の必要状況	措置内容
① 船舶交通のふくそうが予想される時	当該海域において必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。 (この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める)
② 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるとき	必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する
③ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるとき	速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する



### 第3編 災害応急対策計画

④ 船舶交通の混乱を避ける必要があるとき	災害の概要、港湾・漁港施設等の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う
⑤船舶交通の混乱を避ける場合。	災害の概要、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶へ情報提供する。
⑥ 水路の水深に異状を生じたと認められるとき	ア) 必要に応じ検測を行う イ) 応急標識を設置する等により水路の安全を確保する
⑦ 航路標識が損壊し、又は流出したとき	速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める
⑧災害復旧・復興に係る工事作業船等の海上交通の安全を確保する場合。	ア) 船舶交通の輻輳が予想される海域では、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。 イ) 広範囲かつ同時に多数の工事が施工される場合、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

#### (10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、「基本法第 63 条第 1 項及び同条第 2 項」の定めるところによる警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

#### (11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。</li> <li>② 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。</li> </ul> |
|--|

#### (12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置についての措置を講ずる。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限もしくは禁止を行う。</li> <li>② 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。</li> <li>③ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。</li> </ul> |
|--|

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

3 町の対応

(1) 災害予防

《災害予防の実施内容》

区 分	実 施 内 容
① 防災訓練	防災業務を迅速かつ的確に実施するため、被害想定を明らかにした様々な条件を設定した実践的な訓練を、関係機関を含めた実施に努めるものとする。
② 啓発活動	職員及び海上で業務に従事する関係者を対象に、第十一管区海上保安本部及び関係機関等と協力して地震、津波等の災害に対応するための基礎知識や災害が発生したときに具体的に取るべき行動等、防災思想の普及高揚を図ることに努める。
③ 調査研究	防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、関係機関と常に資料、情報等を共有し、被害の未然防止に努める。

(2) 海上災害防止対策

港内または港の境界付近の船舶及び漁港施設等の災害防止のため、災害発生のおそれがある場合、町は港内を巡視し、船舶及び関係者に対する関連情報の迅速な伝達、早期避難指示や荒天準備の指導等、必要な措置を講じる。

また、応急対策の必要がある場合は、町長が第十一管区海上保安本部に要請し、同本部の行う応急対策に協力して活動する。

〈海上被害防止措置事項〉

① 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
② 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
③ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
④ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
⑤ 沿岸及び地先海面の警戒
⑥ 沿岸住民に対する避難の指示
⑦ その他、海上保安官等の行う応急対策への協力
⑧ 消火作業及び延焼防止作業
⑨ 防除資機材及び消火資機材の整備
⑩ 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置の指導
⑪ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

#### 4 災害復旧・復興対策

災害による地域の社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ被災の復旧・復興対策を講ずる。

##### 《対策別の実施内容》

区 分	実 施 内 容
① 海洋環境の汚染防止	がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。
② 海上交通安全の確保	<p>災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>ア) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理指導を行う。</p> <p>イ) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。</p>

#### 5 その他

- ① 各機関は、機会のある毎に海上防災思想の普及に努める
- ② 各機関は、海汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、「海上災害防止センター」の海上災害のための措置に関する訓練事業を活用するなどして人材の育成に努めるものとする。

### 第36節 航空機事故対策計画

本町においては、米軍基地が所在していることから、本町の町域及び周辺における航空機事故を対象とし、速やかな救助・応援等の対策活動を実施するために本節では以下の対策を示す。

[実施主体：総務班・消防本部]

#### 1 航空機事故が発生した場合

航空機事故が発生した場合には、米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議が定める「米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領（以下「緊急措置要領」）」により、主務機関（警察や消防、海上保安本部、防衛局、自衛隊、県）への援助協力機関としての役割を担うものである。

##### （1）町の役割等

本町の町域及び周辺において航空機事故が発生した場合には、主に「搜索活動」「消防救助活動」「現場対策」「その他住民への対策」に分けられ、本町が主務機関となっていく取り組みは、住民への広報活動となっている。その他の対応及び主務機関等は以下のとおりである。

任務内容	主務機関	援助協力	備考
搜索活動	警察、中城海上保安部	本町、県、消防、自衛隊等	
消防救助活動	消防、中城海上保安部	本町、県、警察、自衛隊等	
現場対策	消防、中城海上保安部	本町、県、警察、自衛隊等	
その他住民への対策 （住民への広報活動）	本町	県	住居被害者への仮住居のあっせんや、生活必需品の支給は、防衛局が主務機関となる。

※自衛隊機による事故の場合は、「現場対策」「その他住民への対策」の主務機関は自衛隊となる。

##### （2）緊急措置要領

###### ア 緊急通報の内容等

連絡責任者は、航空機事故を知ったときは、直ちに関係機関に通報するものとする。次に掲げる事項について判明の都度行うものとする。

- ①事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- ②事故発生の日時、場所
- ③事故機の種別、乗員数、積載燃料の種類、量及び爆発物もしくは危険積載の有無
- ④事故現場の状況
- ⑤被害の状況
- ⑥その他必要事項

### 第3編 災害応急対策計画

#### イ 現地連絡所の設置

- ①航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。
- ②米軍機事故の場合は、沖縄防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所が、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。また、この場合においては、他の関係機関は可能な限り協力するものとする。

#### ■米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会関係機関

区 分	関 係 機 関
県	沖縄県
市町村	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 那覇市 糸満市 豊見城市 南城市 金武町 嘉手納町 北谷町 西原町 与那原町 八重瀬町 南風原町 与那国町 久米島町 国頭村 東村 宜野座村 恩納村 読谷村 北中城村 中城村 伊平屋村 渡名喜村 伊江村 渡嘉敷村 座間味村 北大東村
消 防	国頭地区消防組合消防本部 名護市消防本部 金武地区消防衛生組合消防本部 うるま市消防本部 沖縄市消防本部 ニライ消防本部 中城北中城消防組合消防本部 宜野湾市消防本部 浦添市消防本部 那覇市消防本部 豊見城市消防本部 糸満市消防本部 東部消防組合消防本部 島尻消防清掃組合消防本部
警 察	沖縄県警察本部
海 保	第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
米 軍	第 18 航空団 在沖米海兵隊 在沖米艦隊活動司令部
自衛隊	陸上自衛隊第 15 旅団 海上自衛隊第 5 航空群 航空自衛隊第 83 航空隊
内閣官房	沖縄危機管理官
防衛省	沖縄防衛局

## 2 町の組織体制

### (1) 災害対策本部の設置

町内及び町周辺での航空機の墜落及び町内への航空機からの落下物による事故等の第一報が町に入った時点で、「災害対策本部」を設置し配備体制について検討する。

町周辺への航空機からの落下物による事故など、町内に直接の被害がない事故等の場合には、航空機事故等に対応する班（基地渉外課及び総務課）を組織し、情報収集活動を行う。

### 第3編 災害応急対策計画

#### (2) 航空機事故等に対応する班の組織と活動

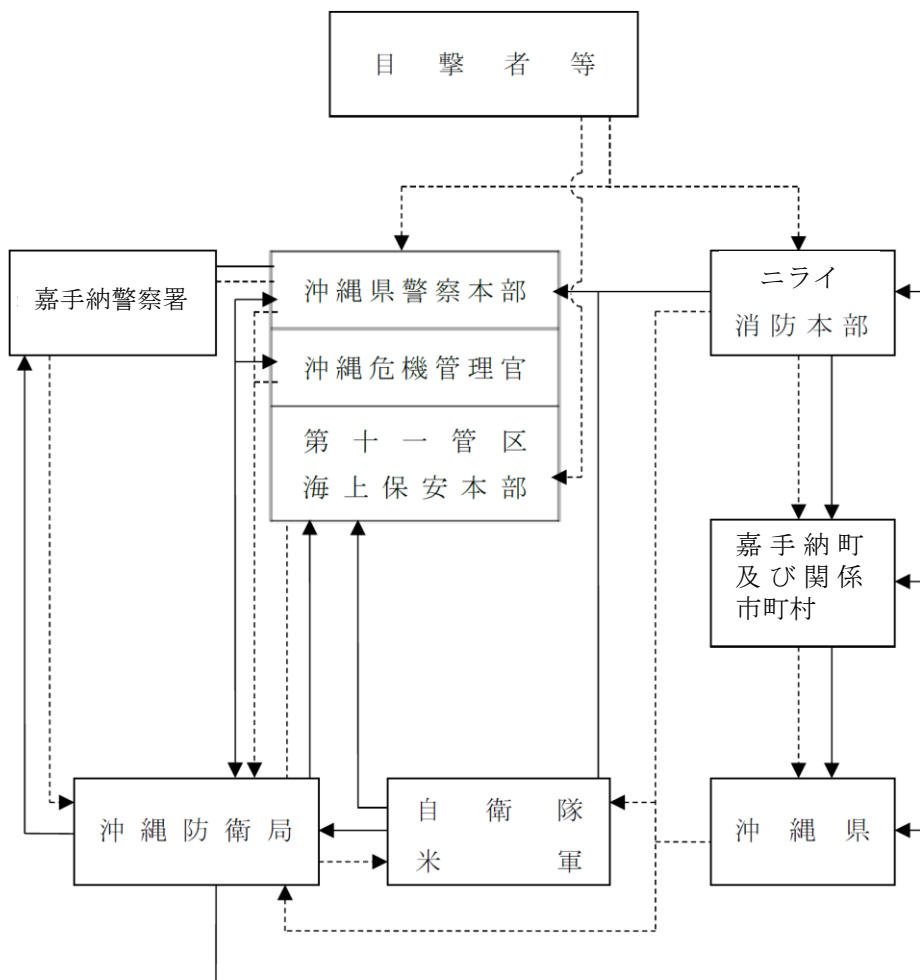
航空機事故等に対応する班の班長は、基地渉外課長をもってあてる。基地渉外課長が不在の場合には、総務課長を代理とする。

班での活動については、基地渉外課及び総務課での対応を基本とするが、必要に応じて他の課からの応援を要請し、対応を行うものとする。

### 3 情報連絡体制

米軍または自衛隊の航空機事故等による場合の通報経路は以下のとおりである。

【米軍・自衛隊航空機事故等に係る通報経路図】



#### 4 災害対策本部応急対策活動

##### (1) 対応活動

ア 町職員を沖縄防衛局または米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要綱による現場連絡所に派遣して情報収集にあたる。また、必要に応じて、警察署、消防本部にも職員を派遣して情報収集にあたる。

##### イ その他の活動

① マスコミ対応

② 現地確認と可能な限りの写真撮影

③ 県との緊密な連絡

④ テレビ報道の録画及び新聞等の切り抜きなど、事故等に関する記録

ウ 町周辺に航空機からの落下物による事故等があった場合は、基地渉外課及び総務課を中心として、関係機関からの情報収集にあたる。

##### (2) 住民対応活動

ア 必要に応じ、住民に対する広報活動を実施する。

イ 町内に航空機が墜落した場合には、必要に応じ災害現場から安全な距離を置いた場所に速やかに避難所を開設する。

ウ 被害の拡大により町内の避難所だけでは対応できない場合には、近隣市町村に住民の一時避難のための施設の提供を求める。

エ 本町が住民に対する避難指示等を発令した場合には、本編の「避難計画」に準じた方法により住民の避難誘導にあたる。

##### (3) ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等を相互に緊密な連絡をとり、町民生活の早期回復に努める。

##### (4) 消防団活動

航空機の墜落等により、町内に住宅火災などが発生した場合には、消火救助活動にあたるとともに、消防本部の活動の広報支援にあたる。

第37節 米軍との相互応援計画

[実施主体：総務班・消防本部]

1 相互連携体制の構築

沖縄県地域防災計画では、県内において大規模災害が発生した場合における応急対策や復旧対策を円滑に実施するため、沖縄県を構成する一員として米軍と県との相互連携体制を構築することが重要であるとしている。

そこで、本町と県は「米軍との相互応援体制」、「消防相互援助協約」等に基づき、災害の種別、規模、態様の情報収集および伝達に努め、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

2 災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル

県内で、地震、津波等による大規模災害の発生により、人命、身体及び財産に重大な被害がおよび、またそのおそれがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に連携を行うための手順として「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を沖縄県と在沖米軍が共同で策定しており、本町においてその手順とともに県の指示を仰ぎ実施することとする。

(1) マニュアルの内容（手順）

- ① 災害時の対応の概要
- ② 災害発生時の連絡
- ③ 応援要請

(2) 具体的な対応

- ① 応援要請の基準（県から応援を要請する場合）

地震・津波等の大規模災害により、沖縄県災害対策本部が設置された場合に、相互に応援する必要があると判断された場合

- ② 役割

ア) 沖縄県

防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄県災害対策本部の設置、運営に関すること。</li> </ul>
基地対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、米軍の災害対策本部設置の連絡に関すること</li> <li>・ 災害状況の連絡に関すること</li> <li>・ 災害対策本部決定に基づく応援要請に関すること</li> </ul>

イ) 在沖米軍

在沖米海兵隊作戦訓練部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米軍、県の災害対策本部設置の連絡に関すること</li> <li>・ 災害状況の連絡に関すること</li> <li>・ 応援要請に関すること</li> </ul>
-------------	---

※ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」については、「沖縄県地域防災計画（資料編）」を参照。



### 第38節 林野火災応急対策計画

[実施主体：総務班・消防本部]

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

#### 1 嘉手納町の活動

- ア 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- イ 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- ウ 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- エ 火災の規模が大きく地元市町で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- オ 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- カ 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- キ 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

### 第39節 台風災害応急対策計画

[実施主体：総務班・各班・消防本部]

#### 1 目的

本計画は、台風の常襲地帯となっている本県において、台風の接近及び接近のおそれがある場合の組織体制等を特別に掲げ、迅速な台風対策を行い、被害軽減を図ることを目的とする。

#### 2 台風の事前対策（準備段階→台風接近前）

##### （1）町民への台風対策の周知

事前の台風対策が重要なことから、以下の事項を基本として各担当課等が周知に努める。

- ① 気象情報に関すること：総務課、消防本部
- ② 台風に関する知識の周知：総務課、消防本部
- ③ 暴風時等の危険場所に関する注意喚起：総務課、企画財政課、消防本部、消防団、自主防災組織
- ④ 一時避難場所に関すること：総務課
- ⑤ 町民への協力事項（飛来物の事前片付けやごみ収集）：総務課、産業環境課

#### 3 災害対策警戒体制

台風の進路が沖縄本島地方に影響を及ぼすものと予想される場合には、台風対策会議を開催（各課長等で構成）し、各課における台風対策の確認を行うとともに、警戒要員（待機要員）を配置し、災害対策警戒体制（第二配備）をとるものとする。

##### （1）会議での確認事項

- ア 台風接近の見通し
- イ 各課の連絡・応援体制等の確認
- ウ 執務の要否等、台風接近時における職員勤務の見通し
- エ 各課における台風対策
- オ その他台風に関する事項

### 第3編 災害応急対策計画

#### (2) 各課における主な分掌事務

課名	主な事務内容
総務課	①防災行政無線放送 ②各課間の連絡調整 ③台風被害状況の把握 ④関係機関との連絡調整 ⑤職員の執務状況の把握 ⑥庁舎の保全対策
都市建設課	①所管する施設（道路の排水、倒木等、その他危険箇所など）に関する対策
産業環境課	①観光客への対応
福祉課、町民保険課、子ども家庭課	①避難行動要支援者への連絡及び支援
総務課、消防本部等	①暴風警報発表について住民への広報活動 ②各地区における巡回活動
その他の課	①所管する施設、事業等に対する対策及び事務

#### (3) 災害警戒要員（待機要員）

災害警戒要員については、応急対策計画第1節組織動員計画の「嘉手納町災害対策本部・準備・警戒体制の所掌事務及び配備人員」のとおりとする。

#### (4) 災害警戒要員の解除

台風による危険が解消され、警戒の必要がなくなつたと認める場合には災害警戒要員を解除するものとする。なお、引き続き台風対策を行う必要がある課においては、その要員が解消されるまでとする。

#### 4 災害警戒本部の設置

本編「第1節組織動員計画」のとおりとする。

#### 5 災害対策本部の設置

本編「第1節 組織動員計画」のとおりとする。

## 第4編 災害復旧・復興計画



### 第1節 公共施設災害復旧計画

本町における被災した公共施設は、災害に対する各種の特性と原因を速やかに検討し、その被害程度に応じて復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧と合わせて再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図るものとする。

#### 1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

[実施主体：総務班・企画財政班・都市建設班]

#### 2 計画の種類

復旧計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討してその都度作成実施するものとするが、その主な計画は次のとおりである。

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- |                    |
|--------------------|
| ① 河川施設復旧事業計画       |
| ② 海岸 //            |
| ③ 道路 //            |
| ④ 砂防 //            |
| ⑤ 地すべり防止施設復旧事業計画   |
| ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画 |
| ⑦ 下水道施設復旧事業計画      |
| ⑧ 港湾施設復旧事業計画       |
| ⑨ 林地荒廃防止施設復旧事業計画   |
| ⑩ 漁港施設復旧事業計画       |
| ⑪ 公園災害復旧事業計画       |

##### (2) 水道施設復旧事業計画

##### (3) 農林水産業施設復旧事業計画

※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

##### (4) 都市災害復旧事業計画

##### (5) 住宅災害復旧事業計画

##### (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

##### (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

##### (8) 公立学校施設災害復旧事業計画

##### (9) 社会教育施設災害復旧事業計画

##### (11) 文化財災害復旧事業計画

##### (12) その他の災害復旧事業計画

3 町及び県における措置

区 分	実 施 内 容
① 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進	著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、町又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。
② 緊急災害査定促進	災害が発生した場合、町及び県は被害状況を速やかに調査把握し緊急に災害査定が行われるために、公共施設の災害復旧事業を迅速に実施するよう努めるものとする。
③ 災害復旧における財源確保	町及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、この負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。
④ 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等	災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分に把握しておき、これらの特別措置等を勘案し、迅速な復旧を図るものとする。
⑤ 復旧工事の代行	県は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うものとする。

### 第2節 被災者生活への支援計画

被災者が抱える多種多様な相談や問い合わせに対して、町の相談窓口「住民サポートセンター」を開設するなど、総合的な対応としての機能を発揮させるものとする。

[実施主体：総務班・都市建設班・町民保険班]

#### 第1款 災害相談

##### 1 住民サポートセンターの開設

本町における被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、沖縄県の「県民サポートセンター」と連携し、国及びその他関係機関と連携した「住民サポートセンター」を開設するものとする。また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった本町及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

##### 2 相談内容

「住民サポートセンター（仮称）」における相談内容の事例は、次のとおりである。

- ① 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置
- ② 倒壊家屋の解体・撤去、
- ③ 各種資格証の再発行等手続（年金証書、健康保険証等）
- ④ 罹災証明の発行手続
- ⑤ 仮設住宅の入居
- ⑥ 独立行政法人住宅金融支援機構関係（返済、支払方法等）
- ⑦ 事業再開の融資
- ⑧ 災害援護資金
- ⑨ 被災に伴う税金の減免措置
- ⑩ 借地・借家
- ⑩ 医療、保健
- ⑪ 労働相談

##### 3 設置場所

「住民サポートセンター」は被災状況を勘案し、町役場及び公共施設等、地域において日頃から活用されている施設に設置する。

#### 第2款 罹災証明書の発行

本町は、県から技術的・人的支援や必要な研修を受けて、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。



第3款 住宅の復旧

災害時における住宅の復旧対策を図る。

[実施主体：総務班・企画財政班・都市建設班]

1 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅資金

町及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、町において罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害復興住宅資金</li> <li>② 地すべり等関連住宅資金</li> <li>③ 宅地防災工事資金</li> </ul> |
|---|

(2) 個人住宅（特別貸付）建設資金

町長は、災害による住宅の被害が発生した場合においては、罹災者に沖縄振興開発金融公庫による個人住宅(特別貸付)建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を周知させるものとする。なお、罹災者が借入れを希望する際には「罹災者証明書」を交付するものとする。

2 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法第8条第1項による）は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低所得被災世帯者に賃貸するため国庫補助を受けて建設するものとする。

(1) 適用災害の規模

災害種別	基準内容
① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による場合。	ア) 被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき。 イ) 本町区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。 ウ) 本町区域内の滅失戸数が、その住宅戸数の1割以上のとき。
② 火災による場合	ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。 イ) 本町区域内の滅失戸数が、その区域内住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 建設及び管理者

災害公営住宅は、町が建設し、管理することとする。

ただし、災害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理することとする。

第4款 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）による災害援護資金

① 実施主体	嘉手納町（条例の定めるところにより実施。）
② 対象災害	自然災害であって、県内において救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害とする。
③ 貸付対象	‘②’により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
④ 貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分（世帯主の1か月以上の負傷 150万円、家財の3分の1以上の損害 150万円、住居の半壊 170万円、住居の全壊 250万円、住居の全体が滅失若しくは流失 350万円）※原則
⑤ 所得制限	前年の所得が市町村民税の課税標準で730万円（4人世帯の場合）未満
⑥ 利率	年3%（据置期間中は無利子）
⑦ 据置期間	3年（特別の場合5年）
⑧ 償還期間	10年（据置期間を含む）
⑨ 償還方法	年賦又は半年賦
⑩ 貸付原資負担	国（3分の2）、県（3分の1）

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金である。

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用されない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、被災による困窮から自立更生するのに必要な生活福祉資金を貸し付ける。

なお、上記（1）の災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

① 貸付限度	1,500,000円
② 据置期間	貸付の日から1年以内
③ 償還期限	7年以内
④ 貸付利子	3%

(3) 母子父子寡婦福祉資金

災害により被災した母子・父子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付

社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付ける。

## 第4編 災害復旧・復興計画

### (5) 嘉手納町条例による災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主（世帯の生計を主として維持していた場合に該当。）に対し、その生活建て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

（参照：「災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年7月3日条例第6号））

#### ア) 災害援護資金の限度額等（第13条）

※ 1 災害における1世帯当りの貸付限度額

区 分	内 容
療養に要する期間：1ヶ月以上の世帯主の負傷	① 家財についての被害金額がその家財価格のおおむね1/3以上の損害・住居の損害が無い場合 100万円 ② 家財の損害あり、かつ住居損害が無い場合 180万円 ③ 住居が半壊した場合 190万円 ④ 住居が全壊した場合 250万円
世帯主の負傷が無い	① 家財の損害がある、かつ住居の被害が無い 100万円 ② 住居が半壊した場合 110万円 ③ 住居が全壊した場合 170万円 ④ 住居の全体が滅失もしくは流失した場合 250万円
被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない等、特別の事情がある場合	① (1)の③の場合 250万円 ② (2)の②の場合 170万円 ③ (2)の③の場合 250万円

#### イ) 利率・期間等

利率（第14条）	・措置期間中 無利子 ・措置期間経過後（延滞の場合を除く。） 年3%
償還期間等（第13条）	・償還期間 10年 ・措置期間 償還期間のうち3年（令で定める場合は5年）

## 2 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給に関する法律の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子福祉資金の住宅資金

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

(1) 災害弔慰金の支給

① 実施主体	嘉手納町（条例に基づき実施。）
② 対象災害	いわゆる自然災害（法第2条）であって、住家の滅失した世帯が町内で5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害等
③ 支給対象	‘②’により死亡した者の遺族に対して支給する
④ 弔慰金の額	ア) 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ) その他の者が死亡した場合 250万円
⑤ 費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、町（4分の1）

(2) 災害障害見舞金の支給

① 実施主体	嘉手納町（条例に基づき実施。）
② 対象災害	いわゆる自然災害（法第2条）であって、住家の滅失した世帯が町内で5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害等
③ 支給対象	‘②’により、精神又は身体に次に掲げる障害を受けた者に対して支給する ア) 両眼が失明した者 イ) そしゃく及び言語の機能を廃した者 ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者 カ) 両上肢の用を全廃した者 キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者 ク) 両下肢の用を全廃した者 ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
④ 見舞金の額	ア) 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 イ) その他の者が障害を受けた場合 125万円
⑤ 費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、町（4分の1）

## 第4編 災害復旧・復興計画

### (3) 嘉手納町条例による災害見舞金及び弔慰金の支給

(参照:「災害弔慰金の支給等に関する条例」(昭和49年7月3日条例第6号))

#### 【嘉手納町災害見舞金の支給】

災害障害見舞金の支給 (第9条)	町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。
災害障害見舞金の額 (第10条)	障害者1人当りの災害見舞金の額 ① 世帯の生計を主として維持していた場合 150万円 ② その他場合 75万円

#### 【嘉手納町災害弔慰金の支給】

災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象)により死亡したときは、そのものの遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

災害弔慰金を支給する遺族 (第4条)	死亡者により生計を主として維持していた(死亡当時)遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
災害弔慰金の額 (第5条)	災害死亡者1人当り ① 生計の主たる者 300万円 ② その他の者 150万円

### 《嘉手納町 小災害り災者に対する見舞金支給要綱》

昭和56年2月3日

要綱第1号

小災害の範囲	災害の規模が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けない災害、風水害等予測できない天災地変等による災難事故をいう。
見舞の種類	① 小災害により死亡したものに対する弔慰金 ② 小災害により負傷したものに対する見舞金 ③ 小災害により住家に被害を受けた世帯に対する見舞金
見舞の対象	① 弔慰金 小災害により死亡した者(その者の故意又は、重大な過失のよって死亡した者を除く。)について、その者の遺族に対して支給する。 ② 見舞金 小災害により被害を受けた世帯に対し支給するものとし、負傷者については1ヶ月以上の治療期間を要する者とする。 ③ 住家の被害 小災害により全壊、全焼、流失又は半壊半焼した世帯とする。

## 第4編 災害復旧・復興計画

見舞金の程度	① 弔慰金 ② 見舞金 ③ 見舞金品（住家の被害等） 住家の被害については、り災世帯の構成による範囲とする。		
	世帯構成\被害の程度	全壊・全焼・流失	半壊・半焼
	1人世帯	60,000 円	30,000 円
	2人以上は1人増すごとに加算する額	20,000 円	15,000 円
・全壊、全焼、流失の最高額：250,000 円 ・半壊、半焼の最高額：120,000 円			
支給の方法	弔慰金及び見舞金は、原則として現金をもって支給する。 但し、必要のある場合においては、前条に掲げる範囲内において現物をもって支給することができる。		
見舞の支給手続	見舞の支給をする場合は、あらかじめ係は町長に小災害報告書（様式）を提出するものとする。		

### 4 災害義援物資、義援金の募集及び配分

#### (1) 義援物資の受入れ

本町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

#### (2) 義援金の受入れと配分

県、市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。

イ 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ 県、市町村、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

エ 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

オ 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

### 5 租税の徴収猶予及び減免等

#### (1) 地方税の特別措置

県、本町は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

## 第4編 災害復旧・復興計画

### ア 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について一部軽減又は免除する。

### イ 徴収の猶予

県及び本町は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

### ウ 期限の延長

県及び本町は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

## 6 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、本町と連携して以下の措置を講じる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

第5款 被災者生活再建支援

[実施主体：総務班・福祉班・子ども家庭班]

1 被災者生活再建支援法の適用計画

(1) 目的

災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 計画内容（支援法の適用要件等）

1) 支援法の適用

区分	基準内容
ア) 対象となる自然災害	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県における自然災害 ④ 上記①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。） ⑤ 上記の①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） ⑥ 上記の①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、又は、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）
イ) 支給対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住をすることが困難な世帯（中規模半壊世帯）

2) 住宅の被害認定

被害認定は、認定基準「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日 内閣府政策統括官（防災担当）通知）により町が行い、県がその取りまとめを行うこととする。

3) 支援金の支給及び支給限度額

支援金には支給する限度額が設けられており、支援金の支給限度額は住宅の被災の程度、世帯の収入世帯主の年齢、世帯員数及び住宅の所有形態等により異なるが、最大で300万円が支給される。



## 第4編 災害復旧・復興計画

### ア 支給金額

住宅の被害程度	基礎 支援金	加算支援金		計
		住宅の再建方法	金額	
①④全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借（公営住宅除く）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅除く）	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

### (3) 町の事務体制

本町が実施する以下の事務のうち、⑧～⑫については、委託を受けて実施する。

#### ①制度の周知（広報）

#### ②住宅の被害認定及び被害報告

被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害にかかる以下の被害状況について県に速やかに報告する。

- ア 町名、法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- イ 災害の原因及び概況
- ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況
  - 全壊（全焼、全流失を含む。以下同じ。）、大規模半壊、半壊（半焼を含む。以下同じ。）及び床上浸水等の被害を受けた住宅の世帯数等
- エ ウの報告については、自然災害発生後の初期段階では、救助法による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一でも可。
- オ その他必要な事項
- カ 報告の責任の明確化
  - 自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県（県民生活課）の報告責任者と密接な連携を図る。

#### ③り災証明書等の必要書類の発行

申請者は、以下の書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるので、市は、当該被災者から請求があった時は、必要な書類を発行する。

- ア 住民票等、世帯が居住する住宅の所在世帯の構成が確認できる証明書類
- イ 世帯の前年（被災日が1月から5月までの間である場合は、前前年）の総所得金額が確認できる証明書類
- ウ 要配慮者世帯であることが確認できる証明書類
- エ り災証明書（全壊・半壊やむを得ず解体・大規模半壊の区別が記載してあるもの）及び半壊解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類

④被災世帯の支給申請などに係る窓口業務

被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格等被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書の記載方法、使途実績報告の時期等その他手続の窓口業務を行う。

⑤支給申請書の受付・確認

被災世帯からの申請書類は、市が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、以下の事項などを処理する。

- ア 支給対象額の算定
- イ 対象となる世帯の収入額の算定
- ウ 要配慮者世帯の確認
- エ 添付書類等の有無
- オ その他の記載事項に関する確認（生活関係経費、居住関係経費等）

⑥支給申請書等のとりまとめ

支給申請書の受付・確認などを終えた後、県に送付する。

⑦使途実績報告書の受付・確認

使途実績報告書を受付・確認後県へ送付する。

⑧支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。）

⑨支援金の返還に係る請求書の交付

⑩加算金の納付に係る請求書の交付

⑪延滞金の納付に係る請求書の交付

⑫返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金

⑬その他上記に係る付帯事務

※上記の他、収入額の算定、支援金支給申請の手続、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づき行う。

## 2 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、本町及び県等はそれらの制度の普及促進に努める。

### 第3節 中小企業等への支援計画

災害時の被災農林漁業者及び中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

[実施主体：産業環境班]

#### 1 農業関係

災害により農業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することによって、農林業経営の安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

したがって、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

#### 2 林業関係

被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

#### 3 漁業関係

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに嘉手納町漁業組合等の管理する共同利用施設、又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

#### 4 中小企業関係

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、県が主体となって行うが、本町は県の窓口となり、必要に応じて、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、被災した企業に対し金融相談、融資の指導、あっせん等の支援を行う。

### 第4節 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものである。

[実施主体：総務班]

#### 1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において被災地域の再建を速やかに実施するため復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ、協働して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

#### 2 がれき処理

災害によるがれきの処理方法を確立（広域処理を含む）するとともに、嘉手納町災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集・分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。

なお、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため適切な措置等を講ずるものとする。

#### 3 防災まちづくり

防災まちづくりにあたっては、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる河川道路、公園、河川、港湾・漁港等骨格的な基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽の設備等を基本的な目標とするものである。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

#### 4 特定大規模災害時の復興方針等

本町が、大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定する。また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。